# 広島国税局統計書

平成 14 年度

広島国税局

# 広島国税局統計書

平 成 14 年 度

広島 国税 局

### は じ め に

この統計書は、主として平成14年度における広島国税局管内の内国税の申告、 処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政 の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

近年、税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、税に対する国民の皆様の関心も一層高まっております。このような状況のなかで、本書は、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、一層、重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値 の継続性を維持し、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよ う努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野で有効に利用されるとともに、税に対 する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成16年6月

広島国税局長 岡 本 佳 郎

## 統計書利用上の注意

#### 1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税) について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、 別途刊行物により一般に公表している。

#### 2 利用上の注意

#### (1) 構成

- イ 全体の構成は、 総括、 直接国税、 間接国税、 徴収及び その他の 5 編 からなっており、 直接国税及び 間接国税については税目ごとに配列している。
- 口 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5 年間の 累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来 のものと継続して利用することができる。
- (2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

- (3) 単位及び計数の処理方法
  - イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と 計又は合計が符合していない場合がある。
  - 口 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「 」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。
  - ハ 表中の「x」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。
- (4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

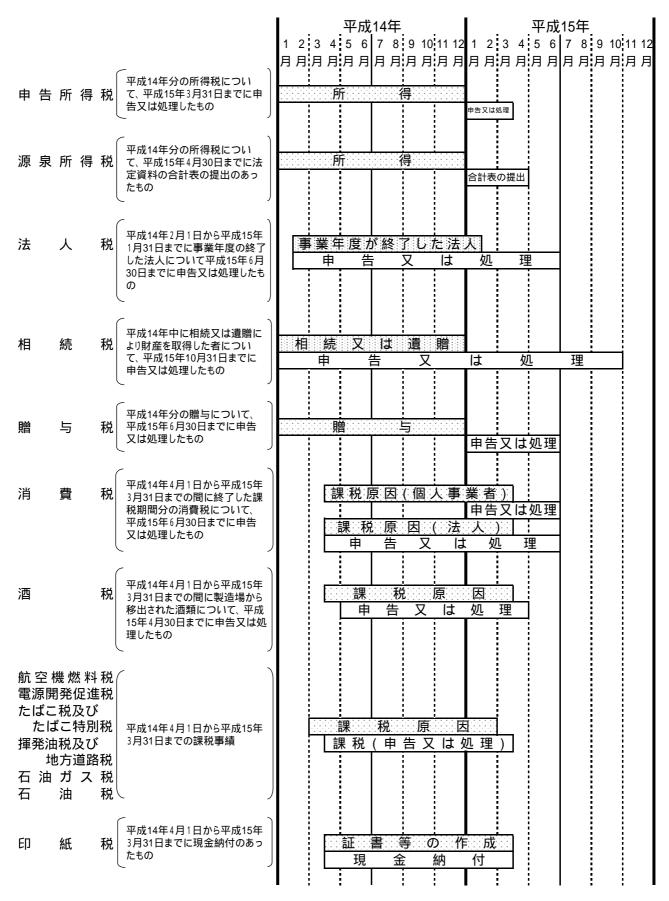
この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

## 主な統計表の調査対象期間と調査時点



# 目 次

## 平成 14 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	······ 7
8	酒 税	······ 7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	) 印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	2 石油ガス税	9
13	3 航空機燃料税	10
14	Ⅰ 電源開発促進税	10
15	5 国税徴収	11
16	5 国税滞納	12
第	。編 総 括 	
1	l 総 括	
	1-1 広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
	1-2 管轄表	
	管轄表	16
	1-3 広島国税局及び税務署機構	
	(1) 機構図	18
	(2) 税務署機構	19

## 第 編 直接国税

2	申告	所得税	
	統計	表を見るに当たって	22
	2-1 富	果税状況	
	(1)	申告及び処理状況	24
	(2)	既往年分の課税状況	26
	(3)	減免状況	26
	(4)	税務署別課税状況	28
	2-2 F	听得階級別人員	
	(1)	所得者区分別人員	30
	(2)	青色申告者数	31
	(3)	税務署別人員	32
	2-3 ₺	听得種類別状況	
	(1)	所得種類別内訳	38
	(2)	人員の累年比較	39
	(3)	所得金額の累年比較	39
	(4)	業種別内訳	40
3	源泉	所得税	
	統計	表を見るに当たって	41
	(1)	利子所得等の課税状況	42
	(2)	配当所得の課税状況	42
	(3)	給与所得、退職所得の課税状況	44
	(4)	給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	44
	(5)	上場株式等の譲渡所得等の課税状況	44
	(6)	報酬、料金等の課税状況	45
	(7)	非居住者等所得の課税状況	46
	(8)	加算税の状況	46
	(9)	税務署別課税状況	48
	(10)	税務署別源泉徴収義務者数	49
4	法人	税	
	統計	表を見るに当たって	50
	4-1	果税状況	
	(1)	現事業年度分の課税状況	52
	(2)	既往事業年度分の課税状況	54
	(3)	税務署別課税状況	56

	4-2	去人数	
	(1)	法人数等	58
	(2)	税務署別法人数	59
	(3)	業種別、資本金階級別法人数等	60
	(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	66
	(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	70
	(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	72
5	相綅	税	
	統計	表を見るに当たって	74
	5-1	果税状況	
	(1)	課税状況	75
	(2)	課税状況の累年比較	75
	(3)	加算税の状況	76
	(4)	申告及び処理状況	76
	(5)	税務署別課税状況	77
	5-2	目続財産種類別・階級別状況	
	(1)	相続財産種類別状況	78
	(2)	相続財産価格階級別状況	79
	(3)	法定相続人員別被相続人の数	79
6	贈与	税	
	統計	表を見るに当たって	80
	6-1	果税状況	
	(1)	課税状況	81
	(2)	課税状況の累年比較	81
	(3)	加算税の状況	81
	(4)	申告及び処理状況	82
	(5)	税務署別課税状況	83
	6-2	僧与財産種類別・階級別状況	
	(1)	贈与財産価額階級別状況	84

84

(2) 贈与財産種類別状況

## 第編 間接国税

7	消費	税	
	統計	表を見るに当たって	86
	(1)	課税状況	87
	(2)	課税事業者等届出件数	87
	(3)	税務署別課税状況	88
8	酒稅		
	統計	表を見るに当たって	94
8	3-1	酉税関係総括表	
		酒税関係総括表	95
8	3-2 言	果税状況	
	(1)	課税状況	96
	(2)	課税数量の累年比較	96
	(3)	酒税額の累年比較	97
8	3-3	酉類製成、販売	
	(1)	酒類製成及び手持数量	98
	(2)	製成数量の累年比較	98
	(3)	酒類販売(消費)数量	100
	(4)	県別販売(消費)数量の累年比較	100
	(5)	税務署別酒類販売(消費)数量	102
8	3-4	<b>西類免許</b>	
	(1)	酒類製造免許場数等	104
	(2)	酒母及びもろみの製造場数	105
	(3)	酒類販売免許場数等	105
	(4)	税務署別製造免許場数、販売免許場数	106
9 ~	15	消費税、酒税以外の間接税	
	統計	表を見るに当たって	108
9	たは	こ税及びたばこ特別税	
	(1)	課税状況	110
	(2)	製造場数	110
10	印紙	税	
	(1)	課税状況	111
	(2)	課税状況の累年比較	111
11	揮発	油税及び地方道路税	
	(1)	課税状況	112
	(2)	関係場数	112

12 石油ガス税	
(1) 課税状況	113
(2) 関係場数	113
13 石油税	
(1) 課税状況	
(2) 関係場数	
14 航空機燃料税	
(1) 課税状況	115
(2) 関係場数	115
15 電源開発促進税	
(1) 課税状況	116
(2) 関係場数	116
第一編 徴 収	
統計表を見るに当たって	118
16-1 国税徴収状況	
(1) 国税徴収状況	
(2) 税務署別国税徴収状況	
16-2 物納及び年賦延納	
(1) 物納状況	130
(2) 物納状況の累年比較	130
(4) 年賦延納状況の累年比較	130
17 国税滞納	
(1) 滞納状況	
(2) 税務署別滞納状況	134
18 還付金	
還付金の支払決定の状況	136
19 国税振替納税	

## 第 編 その他

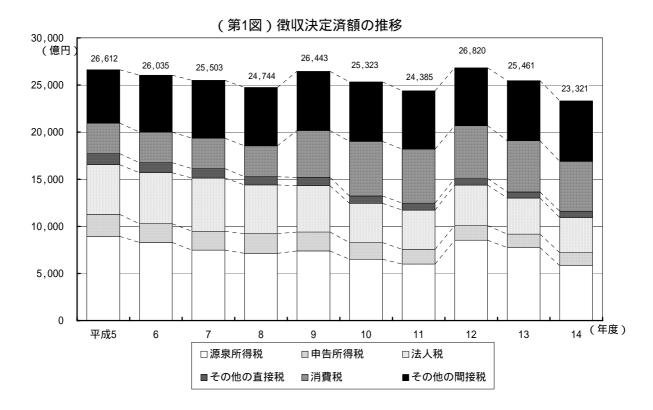
20 ~	24	その他	
	統計	表を見るに当たって	140
20	不服	器審査	
	(1)	異議申立て	142
	(2)	審査請求	142
21	訴訟	<b>〉事件</b>	
	(1)	国側被告事件	144
	(2)	国側原告事件(徴収関係)	146
22	直接	国税犯則事件	
	(1)	起訴事件数	147
	(2)	有罪に係る人員及び金額	147
	(3)	犯則者違反行為別件数	147
23	間接	国税犯則事件	
	(1)	検挙及び処理の状況	148
	(2)	通告処分及び履行状況	150
	(3)	酒税の違反行為別検挙件数等	152
	(4)	酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	152
24	税理	!士	
		税理士登録者数	154
付	録		
	1-		
1		税の控除及び税率の変遷	156
2		税の税率の変遷	160
3		の税率の変遷	161
4		この税率の変遷	161
5	平成	14年度税制改正の要綱	162

# 平成 14 年度 統計調査結果の概要

### 平成 14 年度統計調査結果の概要

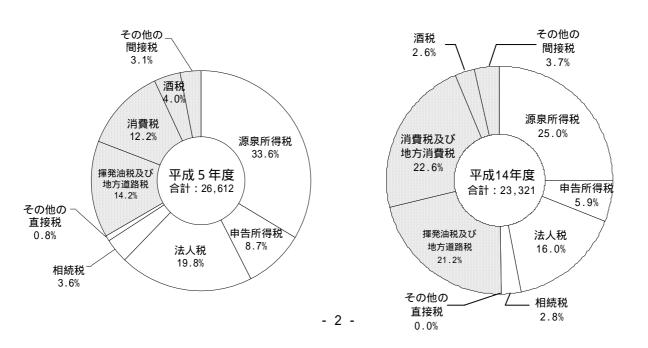
#### 1 管内国税収入の推移

(1) 平成14年度における徴収決定済額は、2兆3,321億円(前年2兆5,461億円)で前年に比べて2,140億円(伸び率 8.4%)の減少となっている。(第1図参照)



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比でみると、源泉所得税25.0%(前年30.5%)、 消費税及び地方消費税22.6%(前年21.4%)、揮発油税及び地方道路税21.2% (前年19.3%)、法人税16.0%(前年15.0%)、申告所得税5.9%(前年5.6%)となって いる。(第2図参照)

#### (第2図) 徴収決定済額の税目別構成比



#### 2 申告所得税

(1) 平成14年分の確定申告により申告納税額のあった者は434,149人(前年454,438人)で、 前年に 比べて20,289人(伸び率 4.5%)減少している。

これを所得者別にみると、事業所得者119,008人(前年127,753人)、その他所得者315,141人(前年326,685人)となっている。(第3表参照)

(第3表)申告納税者数

	申告		
区分	納税者数	事業所得者	そ の 他 所 得 者
	人	人	人
平成10年分	410,870	118,277	292,593
11	491,616	150,445	341,171
12	470,937	136,670	334,267
13	454,438	127,753	326,685
14	434,149	119,008	315,141

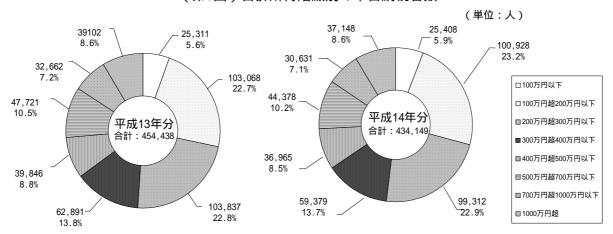
また、これに対する総所得金額等は2兆0,476億円(前年2兆1,678億円)、申告納税額は1,016億円(前年1,091億円)で、前年に比べて総所得金額等は1,201億円(5.5%)、申告納税額は75億円(6.9%)と、共に減少している。(第4表参照)

(第4表)総所得金額等、申告納税額

区	分	総所得金額等	伸び率	申告納税額	伸び率
		億円	%	億円	%
平成10	年分	22,765	13.8	1,330	16.4
11		22,941	0.8	1,149	13.6
12		22,529	1.8	1,151	0.2
13		21,678	3.8	1,091	5.2
14		20,476	5.5	1,016	6.9

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者25,408人(構成比5.9%)、100万円超200万円以下の者100,928人(構成比23.2%)、200万円超300万円以下の者99,312人(構成比22.9%)、300万円超400万円以下の者59,379人(構成比13.7%)、400万円超500万円以下の者36,965人(構成比8.5%)、500万円超700万円以下の者44,378人(構成比10.2%)、700万円超1,000万円以下の者30,631人(構成比7.1%)、1,000万円超の者37,148人(構成比8.6%)となっている。(第5図参照)

(第5図)合計所得階級別の申告納税者数



#### 3 源泉所得税

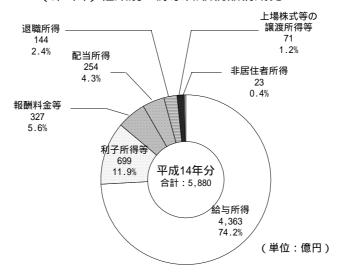
(1) 平成14年分の源泉徴収税額は5,880億円(前年8,249億円)で前年に比べて2,369億円 ( 28.7%)減少している。

これを種類別にみると、給与所得は4,531億円から4,363億円へと168億円(3.7%)減少、利子所得等は2,908億円から699億円へと2,209億円(76.0%)減少している。(第6表参照)

配当所得 その他 X 分 給与所得 利子所得等 計 伸び率 億円 億円 億円 億円 億円 % 平成10年分 4,825 502 216 546 6,089 19.1 11 4,749 438 205 688 6,080 0.1 12 228 26.9 4,615 2,189 683 7,715 13 4,531 225 2,908 585 8,249 6.9 14 4,363 699 254 565 5,880 28.7

(第6表)源泉徴収税額

また、種類別に構成比をみると、給与所得74.2%(前年54.9%)、利子所得等11.9% (前年35.3%)、配当所得4.3%(前年2.7%)となっている。(第7図参照)



(第7図)種類別の源泉徴収税額構成比

(2) 源泉徴収義務者は、417,731件(前年417,821件)で、前年に比べて90件(0.0%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得215,051件(前年217,209件)、報酬・料金等190,461件(前年187,610件)、配当所得7,823件(前年8,441件)となっている。(第8表参照)

X	分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率
		件	件	件	件	件	%
平成	以10年分	223,959	189,574	9,927	4,785	428,245	0.6
	11	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
	12	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7
	13	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	1.1
	14	215,051	190,461	7,823	4,396	417,731	0.0

(第8表)種類別の源泉徴収義務者数

(注)各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

#### 4 法人税

平成14年分の法人数は156,872社(前年156,104社)で、前年に比べて768社(0.5%)増加している。

平成14年分の所得金額は1兆0,905億円(前年1兆3,142億円)で、前年に比べて2,237 億円(17.0%)減少している。

また、これに対する税額は3,113億円(前年3,768億円)で、前年に比べて656億円(17.4%)減少している。(第9表参照)

(第9表)法人数、所得金額、税額

区分	法人数	伸び率	所得金額	伸び率	税額	伸び率
	社	%	億円	%	億円	%
平成10年分	151,648	1.3	11,275	6.2	3,908	8.7
11	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	0.4	3,768	1.0
14	156,872	0.5	10,905	17.0	3,113	17.4

(注)各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

#### 5 相続税

(1) 平成14年分の相続人数は7,292人(前年7,376人)、被相続人数は2,543人 (前年2,544人)で、前年に比べて相続人数は84人( 1.1%)、被相続人数は1人 ( 0.0%)それぞれ減少している。

また、相続税の課税価格は4,980億円(前年5,061億円)、納付税額は436億円 (前年457億円)で、前年に比べて課税価格は81億円( 1.6%)減少し、納付税額は 21億円( 4.6%)減少している。(第10表参照)

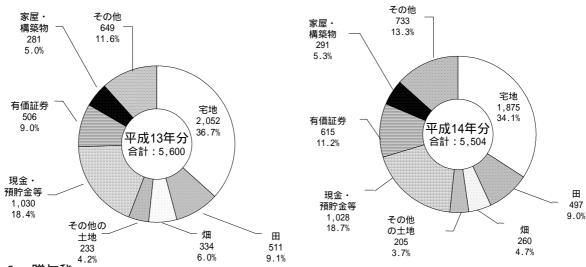
(第10表)相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区分	相続人数	伸び率	課税価格	伸び率	納付税額	伸び率	被相続人数	伸び率
	人	%	億円	%	億円	%	人	%
平成10年分	7,811	1.7	5,230	5.9	451	8.5	2,583	2.8
11	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4
13	7,376	9.7	5,061	6.8	457	4.2	2,544	9.0
14	7,292	1.1	4,980	1.6	436	4.6	2,543	0.0

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地2,837億円(構成比51.6%)、 現金・預貯金等1,028億円(構成比18.7%)、有価証券615億円(構成比11.2%)となって いる。(第11図参照)

#### (第11図)相続税の種類別取得財産価額

(単位:億円)



6 贈与稅

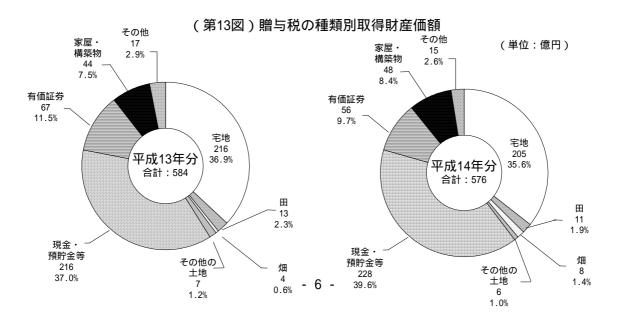
(1) 平成14年中に贈与を受けた者は15,966人(前年16,546人)で、前年に比べて580人(3.5%)減少している。

また、贈与税の取得財産価額は576億円(前年584億円)、納付税額は25億円 (前年29億円)で、前年に比べて取得財産価額は8億円(1.4%)減少し、納付税額は、 4億円(13.8%)減少している。(第12表参照)

	(おにな)組引を支げた自然、私情別注画語、高門地語								
X	$\triangle$	贈与を受				納付税額			
	分	けた者数	伸び率	価 額	伸び率	<b>利约19 不允合</b> 县	伸び率		
		人	%	億円	%	億円	%		
平成?	10年分	21,282	4.4	566	1.2	47	17.5		
•	11	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5		
•	12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6		
•	13	16,546	15.0	584	12.2	29	8.0		
•	14	15,966	3.5	576	1.4	25	13.8		

(第12表)贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地229億円(構成比39.8%)、 現金・預貯金等228億円(構成比39.6%)、有価証券56億円(構成比9.7%)となっている。 (第13図参照)



#### 7 消費税

#### (1) 申告件数

平成14年度分の消費税の申告件数は117,058件(前年119,759件)で、うち納税申告は113,517件(前年116,133件)、還付申告は3,541件(前年3,626件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が56,079件(前年56,493件)、簡易申告が57,438件(前年59,640件)である。

また、申告件数117,058件のうち、個人事業者は24,466件(前年25,867件)、法人は92,592件(前年93,892件)となっている。

#### (2) 納税申告額

平成14年度分の消費税の納税申告額は3,916億円(前年3,995億円)で、うち一般申告3,426億円(前年3,472億円)、簡易申告490億円(前年523億円)となっている。

#### (3) 還付税額

平成14年度分の消費税の還付税額は216億円(前年218億円)で、うち個人事業者は、 5億円(前年6億円)、法人は211億円(前年212億円)となっている。

#### (4) 課税事業者(選択)届出件数

平成14年度末(平成15年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は122,376件 (前年125,051件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,428件(前年3,563件)となっている。

(第14表)消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

X	分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
		件	億円	件	億円	件	件
平成1	0年度	130,151	4,155	3,353	241	132,772	3,660
1	1	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
1.	2	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
1	3	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563
1	4	113,517	3,916	3,541	216	122,376	3,428

#### 8 酒 税

(1) 平成14年度における酒税の税額は611億円(前年597億円)で、前年に比べて15億円 (2.4%)増加している。

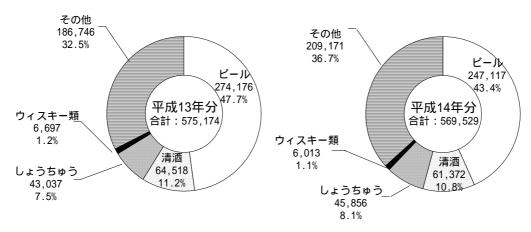
また、販売(消費)数量は569,529kl(前年575,174kl)で、前年に比べて5,645kl( 1.0%)減少している。(第15表参照)

(第15表)酒税の税額、販売(消費)数量

区分	税	額		販売数量	
	176	디서	伸び率	(消費)	伸び率
		億円	%	kl	%
平成10年度		810	13.6	588,122	0.1
11		703	13.2	584,216	0.7
12		636	9.5	574,975	1.6
13		597	6.2	575,174	0.0
14		611	2.4	569,529	1.0

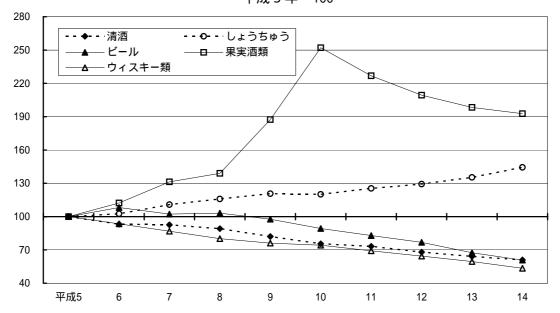
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは274,176klから247,117kl(構成比43.4%)へと27,059kl(9.9%)減少している。(第16図参照)

#### (第16図)種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成5年度を100とした場合の指数でみると、 しょうちゅう144、果実酒類193と増加しているのに対し、清酒61、ビール61、 ウィスキー類53とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図)種類別販売(消費)数量の伸び 平成5年=100



#### 9 たばこ税及びたばこ特別税

平成14年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量は、13,214百万本(前年13,850百万本)で前年に比べて636百万本(伸び率 4.6%)減少している。

また、税額は461.2億円(前年483.4億円)で、前年に比べて22.2億円( 4.6%)減少している。(第18表参照)

(第18表)たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区分	課税標準数量 (4.3.57)		税額	
		伸び率	17九 台京	伸び率
	百万本	%	億円	%
平成10年度	15,000	1.8	487.1	3.7
11	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0
13	13,850	2.4	483.4	2.3
14	13,214	4.6	461.2	4.6

#### 10 印紙税

平成14年度における印紙税(現金納付分)の税額は、63.9億円(前年64.3億円)で、前年に比べて0.4億円(0.6%)減少している。

また、納税人員は6,846人(前年6,937人)で、前年に比べて91人( 1.3%)減少している。(第19表参照)

(第19表)印紙税の税額、納税人員

区分	税額		納税人員	
区分	<b>个</b> 九 合具	伸び率	粉忧人貝	伸び率
	億円	%	人	%
平成10年度	64.3	1.5	7,606	3.4
11	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2
13	64.3	0.9	6,937	4.2
14	63.9	0.6	6,846	1.3

#### 11 揮発油税及び地方道路税

平成 14 年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は、 8,431千kl(前年8,420千kl)で、前年に比べて11千kl(0.1%)増加している。

また、税額は4,536億円(前年4,530億円)で、前年に比べて6億円(0.1%)増加している。(第20表参照)

(第20表)揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

□	/\	≒無投粉旱		ŦĦ	タ 古	
X	分	課税数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		税	額	伸び率
		干kI	%		億円	%
平成10	)年分	7,908	2.4		4,254	2.4
11	1	7,888	0.3		4,244	0.2
12	2	7,921	0.4		4,262	0.4
13	3	8,420	6.3		4,530	6.3
14	1	8,431	0.1		4,536	0.1

#### 12 石油ガス税

平成14年度における石油ガス税の課税重量は81,928トン(前年80,708トン)で、前年に比べて1,220トン(1.5%)増加している。

また、税額は14.3億円(前年14.0億円)で、前年に比べて0.3億円(2.1%)増加している。(第21表参照)

(第21表)石油ガス税の課税重量、税額

X	分	課税重量	(由7 \$ <del>1</del>   1   2   2   2   2   2   2   2   2   2	税	額	伸び率
			伸び率			押ひ竿
		トン	%		億円	%
平成1	0年度	83,604	3.2		14.6	3.3
1	1	83,619	0.0		14.6	0.0
1:	2	82,125	1.8		14.4	1.4
1	3	80,708	1.7		14.0	2.4
1	4	81,928	1.5		14.3	2.1

#### 13 航空機燃料税

平成14年度における航空機燃料税の課税数量は153,369kl(前年134,370kl)で、前年に比べて18,999kl(14.1%)増加している。

また、税額は38.9億円(前年33.6億円)で、前年に比べて5.3億円(15.8%)増加している。(第22表参照)

(第22表)航空機燃料税の課税数量、税額

	神形粉具	细形粉具		
区分	課税数量	伸び率	税額	伸び率
	kl	%	億円	%
平成10年度	120,050	8.8	30.0	7.5
11	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8
13	134,370	10.1	33.6	10.8
14	153,369	14.1	38.9	15.8

#### 14 電源開発促進税

平成14年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は57,112百万kw/時(前年55,476百万kw/時)で、前年に比べて1,636百万kw/時(2.9%)増加している。

また、税額は254億円(前年247億円)で、前年に比べて7億円(2.8%)増加している。 (第23表参照)

(第23表)電源開発促進税の電力量、税額

	<u> </u>			
区分	販売電気の		税額	
	電力量	伸び率	10元 合具	伸び率
	百万kw/時	%	億F	円 %
平成10年度	53,572	0.2	238	0.4
11	54,296	1.4	242	1.7
12	56,420	3.9	251	3.7
13	55,476	1.7	247	1.7
14	57,112	2.9	254	2.8

#### 15 国税徴収

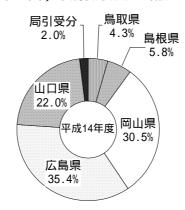
(1) 平成14年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が5,831億円 (前年7,753億円)、消費税が5,278億円(前年5,440億円)、法人税が3,737億円 (前年3,815億円)、申告所得税が1,384億円(前年1,431億円)、相続税661億円 (前年656億円)となっている。(第24表参照)

(第24表)税目別徴収決定済額

区分	平成13年度	構成比	平成14年度	構成比	伸び率
源泉所得税 消 費 税 法 み 申告所得税 相 続 税 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	億円 7,753 5,440 3,815 1,431 656 6,366	% 30.4 21.4 15.0 5.6 2.6 25.0	億円 5,831 5,278 3,737 1,384 661 6,430	% 25.0 22.6 16.0 5.9 2.8 27.6	% 24.8 3.0 2.0 3.3 0.8 1.0
計	25,461	100.0	23,321	100.0	8.4

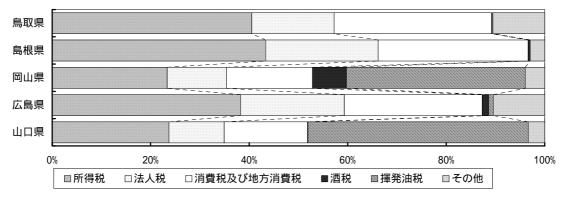
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県1,011億円(構成比4.3%)、島根県1,352億円 (構成比5.8%)、岡山県7,121億円(構成比30.5%)、広島県8,256億円(構成比35.4%)、山口県5,125億円(構成比22.0%)となっている。(第25図参照)

(第25図)県別徴収決定済額



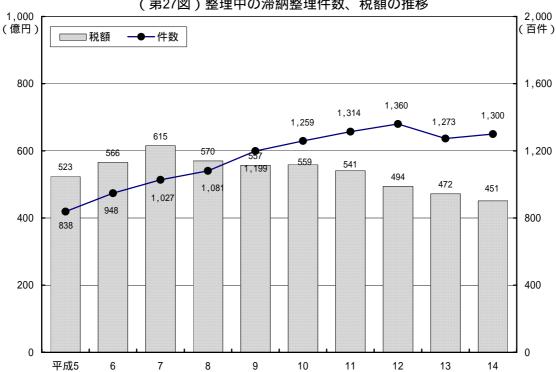
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、 岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ36.3%、44.7%と 高くなっている。(第26図参照)

(第26図)県別徴収決定済額の構成



#### 16 国税滞納

(1) 平成14年度末における国税の整理中の滞納は129,998件(前年127,269件)、451億円 (前年472億円)であり、前年度に比べて件数は2,729件(2.1%)増加し、税額は21億円 (4.4%)減少している。(第27図参照)



(第27図)整理中の滞納整理件数、税額の推移

(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が178億円(前年175億円)、 消費税122億円(前年132億円)、源泉所得税76億円(前年82億円)の順となっている。 (第28表参照)

(第28表)税目別整理中の滞納

	平成1	3年度	平成14年度				
区分	件数	税額	件数	税額	伸び率		
源泉所得税 由	件 15,892 72,598 5,362 907 32,170 340	億円 82 175 70 11 132 2	件 17,028 73,993 4,995 924 32,777	億円 76 178 60 13 122	% 7.1 1.9 6.8 1.9 1.9		
その他 計	127,269	472	281 129,998	451	2.1		

# 第編総 括

1 総 括

1 総 括 1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

	悦目別徴収決定済額の累年比較 ☑ アルー・ストー・アル 5 年度 トー・平成 6 年度			平成7年	臣	平成8年	庶	平成9年	臣			
X		分	<del>ーールリキ</del> 税 額	構成比	<del>一一,                                   </del>	構成比	<del>一一//X / 午</del> 税 額	構成比	<del>一一,                                   </del>	構成比	<del>一一刀。                                   </del>	構成比
-			千円	-	千円		千円	-	千円		千円	•
全	管	計	2,661,220,960	100.0	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0	2,644,258,061	100.0
	-	н.			, , ,							
国	税局	分	34,887,605	1.3	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7	43,718,521	1.7
	176 7-5	/,	0.,00.,000		00,2:0,:0:		55,555,555		.2,10.,000		.0,1.0,02.	
鳥	取	県	138,838,276	5.2	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6	125,656,739	4.8
אייט	7/	<i>&gt;</i>  ~	100,000,210	0.2	101,101,022	0.0	110,000,001		110,000,011	1.0	120,000,700	1.0
島	根	県	150,158,438	5.6	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7	162,422,698	6.1
""	110	<b>/</b>  ~	100, 100, 100	0.0	101,001,101	0.0	101,120,100	0.0	110,000,001	0.,	102, 122,000	· · ·
岡	山	県	739,110,261	27 Q	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8	765,989,554	29.0
الحا	щ	>1<	700,110,201	27.0	704,020,000	20.0	740,140,410	20.4	707,422,000	20.0	700,000,004	20.0
広	島	旦	1,068,079,242	<u>4</u> 0 1	1,012,588,137	38 Q	968,651,461	38.0	921,255,612	37.2	978,983,682	37 N
14	ᅖ	ᅎ	1,000,013,242	70.1	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	55.5	300,001,401	55.0	021,200,012	01.2	010,000,002	01.0
山	П	県	530,147,136	10 Q	513,684,409	10 7	523,336,282	20.5	518,953,842	21 0	567,486,867	21 5
Ш	Н	ᅎ	330, 147, 130	19.9	313,004,409	19.7	323,330,202	20.5	310,933,042	21.0	307,400,007	21.5
-	[源泉所	ᇣᄣ	894,586,604	33.6	830,325,636	31 O	747,395,554	29.3	714,281,447	28.9	739,010,246	27.9
所 得			232,790,792	8.7	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4	201,494,107	7.6
税	申告所行 計	侍忧	1,127,377,396	•	1,028,047,408	39.5	949,063,035	37.2	922,711,310	37.3	940,504,353	35.6
"			1,127,377,390	42.4	1,026,047,406	39.5	949,003,033	31.2	922,711,310	31.3	940,504,555	33.0
:+	1	ŦΗ	F26 027 247	10.0	E20 004 074	20.7	EGA 27E 60A	22 4	E16 640 01E	20.0	491,280,629	10 6
法	人工性型	税	526,027,247	1	539,984,074		564,375,694	22.1	516,649,915	20.9		18.6
	人特別		9,481,363	0.4	607,786	0.0	225,132	0.0	119,576	0.0	68,787	0.0
	、臨時特別 続		163,639	0.0	82,212	0.0 3.7	58,733	0.0	48,438	0.0	34,446	0.0
相 地		税	95,895,009	3.6	96,378,925		89,065,761	3.5	80,078,913	3.2	82,225,589	3.1
	価	税	10,247,442	0.4	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2	3,344,218	0.1
179 114	i証券取	小化	1,773,441	0.1	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1	2,029,699	0.1
<u> </u>	± 14 ^	. ≟⊥	4 770 005 500	00 5	4 676 220 750	04.4	4 042 025 000	00.0	4 505 544 504	04 7	4 540 407 704	
直:	接税合	ĒΤ	1,770,965,538	66.5	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7	1,519,487,721	57.5
沿弗1	脱及び地方消	4年2	224 264 042	10.0	222 507 400	10 4	222 570 000	10.0	220 004 220	10 0	407 054 004	10 0
	元及い地力店		324,261,812	•	323,507,499		322,579,823	1	328,981,330	1	497,851,634	1
酒 たばっ	· #4 T3 7 \$ +_ 1 = #	税		1	115,935,300			4.4	109,248,941	4.4	94,061,436	3.6
	:税及びたばこ <sup>4</sup> ロ		48,605,353	1.8	47,864,373	1.8	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9	45,463,827	1.7
物	ᇜ	税	150,840	0.0	121,021	0.0	109,950	0.0	96,437	0.0	100 400	-
取	引所	税		0.0	56,643	0.0	127,607	0.0	181,229	0.0	163,490	0.0
人	場	税	- 277 760 256	14.0	405 074 470	15 0	440 000 000	10.5	407 074 407	17 0	450 044 000	17 4
	曲税及び地方道 油・ギ・ラ		377,769,256	•	405,274,472			16.5	427,074,137		450,914,636	1
	油ガス		1,587,681	0.1	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1	1,509,772	0.1
	功 車 重 量		6	•	11		11	0.0	4	0.0	28	0.0
	2機 燃 キ			0.1	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1	2,556,548	0.1
	開発促達			0.8	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	23,488,707	I	23,867,525	0.9
印	紙収	入	7,130,694	0.3	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4	8,289,906	0.3
旧		税	-	-	-	-	-	-	-	-	91,537	0.0
												l
間:	接税合	計	890,255,422	33.5	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3	1,124,770,339	42.5
	<i>(</i> :+ )						は年度ハンズ					

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成10年	度	平成11年	度	平成12年	度	平成13年	度	平成14年	度	v		$\wedge$
税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	X		分
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%			
2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	2,682,023,541	100.0	2,546,056,221	100.0	2,332,104,352	100.0	全	管	計
44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	45,291,176	1.7	41,860,931	1.6	45,547,450	2.0	国 税	局	分
120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	115,116,869	4.3	106,298,415	4.2	101,096,452	4.3	鳥	取	県
152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	180,776,924	6.7	163,464,951	6.4	135,223,576	5.8	島	根	県
756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	785,022,744	29.3	753,573,853	29.6	712,127,516	30.5	岡 1	Щ	県
911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	939,381,907	35.0	872,608,553	34.3	825,590,128	35.4	広!	島	県
				, ,				, ,			_	-11
547,084,969	21.6	538,953,722	22.1	616,433,921	23.0	608,249,518	23.9	512,519,229	22.0	Щ	П	県
017,001,000	21.0	000,000,122		010, 100,021	20.0	000,210,010	20.0	012,010,220		Щ	Н	/1~
650,442,149	25.7	599,880,402	24.6	853,807,135	21 Ω	775,275,675	30.5	583,088,200	25.0	活白年怎	1# )	er l
176,787,165	Ē	155,987,698	6.4	154,529,158	5.8	143,149,935	5.6	138,424,782	5.9	源泉所得		所 得
	i .	755,868,100		1,008,336,293			1			申告所得	f 作兄 (	税
827,229,314	32.1	755,666,100	31.0	1,000,330,293	37.0	918,425,610	30.1	721,512,982	30.9	計	J	176
447 000 404	40.5	440 000 705	47.4	400 000 070	40.0	004 457 044	45.0	070 740 704	40.0	`_		ти
417,806,194		416,993,735		429,823,672		381,457,944	15.0	373,746,784	:		人	税
42,752	0.0	28,051	0.0	18,633	0.0	-	-	-	:		特別	
23,962	0.0	19,526	0.0	-	-	-	-	-	:	法人臨		
76,138,054	3.0	73,132,123	3.0	70,007,179		65,589,074	2.6	66,138,229	Ē		続	税
70,261	0.0	31,527	0.0	30,095	0.0	26,409	0.0	23,470	•		価	税
859,172	0.0	3,884	0.0	124	0.0	-	-	3	0.0	有価証	<b></b>	梲
1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	1,508,215,997	56.2	1,365,499,037	53.6	1,161,421,467	49.8	直接	税合	計
580,182,195	Ē	572,075,810	23.5	561,043,549		543,950,976	•	527,808,451	22.6	消費税及び	が地方消	費税
81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	63,864,922	2.4	59,708,332	2.3	61,176,918	2.6	酒		税
50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	49,126,610	1.8	47,596,520	1.9	46,068,085	2.0	たばこ税及び	ゾたばこ特	別稅
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物	品	税
48,533	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	取引	所	税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 :	場	税
461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	460,371,578	17.2	490,665,182	19.3	495,430,464	21.2	揮発油税及	び地方道	路税
1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	1,438,240	0.1	1,423,527	0.1	1,440,303	0.1	石油:	ガス	税
3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車	重量	战税
2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	2,914,219	0.1	3,179,736	0.1	3,810,531	0.2	航空機		
23,871,260	0.9	24,333,349	1.0	25,031,124	0.9	24,604,153	1.0	25,577,696	1.1	電源開		
8,740,983	0.3	9,064,616	0.4	9,936,801	0.4	9,343,703	0.4	9,303,543	1	印紙	収	入
86,428	0.0	75,641	0.0	79,528	0.0		0.0	66,894	0.0	旧	101	税
12, 120		,		,		,-3.		]				176
1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	1.173.807.543	43.8	1,180,557,184	46.4	1,170,682,885	50.2	間接	税合	<u></u> ≢+
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		.,.52,.11,100		.,,,		.,.55,567,104		, 5, 302, 300		י אניייו	176 H	HI
	<b>.</b>		<u> </u>		<b>.</b>		<u> </u>	l	<u> </u>			

#### 1 - 2 管 轄 表

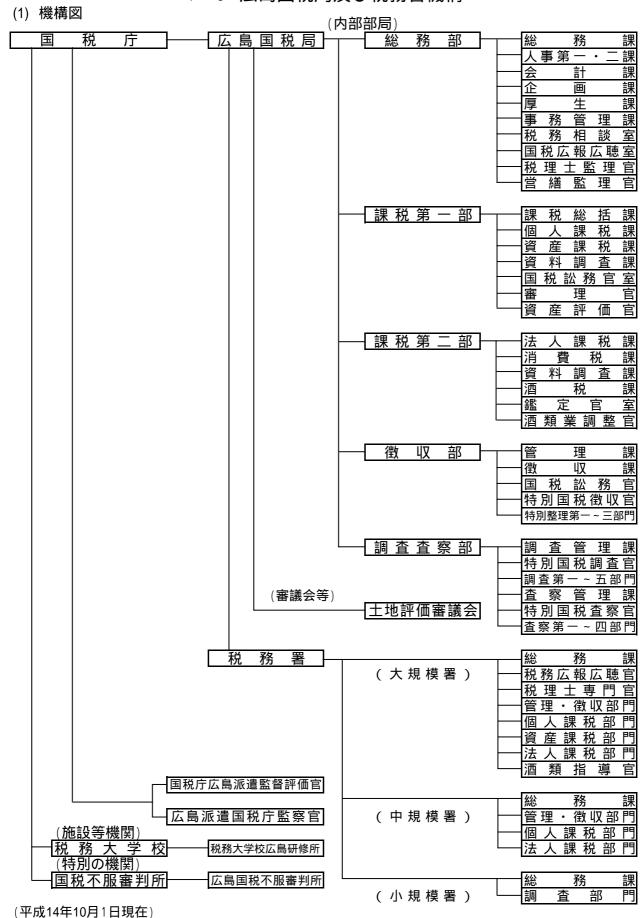
管轄表 税務署名等	<b>光教男学の氏力地</b>	
忧伤者有寺	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀 6 番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
米 子	鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番 1 号	鳥取市・岩美郡・八頭郡・気高郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島 田 雲田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東田田東	松江市内中原町21番地 浜田市殿町1177番地 出雲市塩冶町1217番地 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番2号 大原郡大東町大字飯田86番7号	松江市·安来市·八束郡·能義郡 浜田市·江津市·邑智郡·那賀郡 出雲市·平田市·簸川郡 益田市·美濃郡·鹿足郡 大田市·邇摩郡 仁多郡·大原郡·飯石郡
1 TH	隠岐郡西郷町大字城北町55番地	隠岐郡
岡山西岡西大寺児 島	岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目 1 番66号 倉敷市幸町 2 番37号	岡山市の一部   岡山市の一部・御津郡   岡山市の一部・備前市の一部・邑久郡   倉敷市の一部・児島郡   倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡
津玉笠高新瀬	倉敷市玉島阿賀崎二丁目 1 番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目 4 番12号 笠岡市五番町 5 番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番 1 号 赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 真庭郡久世町大字鍋屋 8 番の 1	倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 笠岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・川上郡 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広 竹三尾福府三庄西甘海岛岛岛岛 明 原原道山中次原条市田南西北		広島市(中区の一部・東区の一部・南区の一部) 広島市南区の一部・佐伯郡(大柿町・沖美町・能美町) 広島市(中区の一部・西区) 広島市(安佐南区・安佐北区の一部)・山県郡 呉市・安芸郡(江田島町・音戸町・倉橋町・蒲刈町) 竹原市・豊田郡(安芸津町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町・大崎上島町) 三原市・賀茂郡大和町・豊田郡(本郷町・瀬戸田町) 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡福山市の一部・沼隈郡・深安郡福山市の一部・府中市・神石郡・甲奴郡 三次市・双三郡 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡(黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町) 広島市佐伯区・大竹市・廿日市市・佐伯郡(大野町・湯来町・宮島町) 広島市(東区の一部・安芸区)・安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町) 広島市安佐北区の一部・高田郡
山 徳防岩 長柳宇山 徳防岩 長柳	下関市山の口町 1 番18号 宇部市常盤町一丁目 8 番22号 山口市中河原町 6 番16号 萩市唐樋町 3 番 7 号 周南市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目 2 番12号 岩国市麻里布町七丁目 9 番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番 1 号 長門市東深川964番地の 1 柳井市大字柳井3745番地の 1 厚狭郡山陽町大字鴨庄111番地の 1	下関市・豊浦郡 (菊川町・豊田町・豊浦町) 宇部市・小野田市 山口市・吉敷郡・阿武郡阿東町 萩市・阿武郡 (川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村) 周南市・下松市 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡 (和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町) 光市・周南市の一部・熊毛郡 長門市・豊浦郡豊北町・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡大畠町 美祢市・厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成14年12月31日 (ただし、各税務署の所在地、市町村名については平成15年12月31日) (注) 1 「面積」は、国土交通省国土地理院調査(平成14年10月1日現在)によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1k㎡は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町(計117.8k㎡)は、全管計のみに外書で示した。

面	積	世帯数	人口		市	数	町	数	村	数	-	<u>X</u>	分	<u>`</u>
h 447 7	km <sup>2</sup>	世帯	人	外		市		町		村		<del></del>	10	左
外117.7	31,809.0	2,881,474	7,792,297			49		232		37	+	成		Ŧ
外117.7 外117.8	31,809.4	2,907,603	7,781,766			49 49		232 232		37 37			11 12	
外117.8	31,810.4 31,811.0	2,932,564 2,955,788	7,735,876 7,761,466			49 49		232		37			13	
外117.8	31,811.5	2,979,947	7,761,466			49		232		37			14	
۱۱۲.0	1,518.7	84,935	249,885			1		12		2	鳥		' -	取
(1,207.9)	1,147.6	91,292	250,921			2		11		1	米			子
(780.6)	718.8	39,316	117,965			1		8		1	倉			吉
(******)	3,507.2	215,543	618,771			4		31		4		取	県	計
	993.8	91,198	255,841			2		9		1	松			江
	1,766.5	47,119	118,693			2		8		3	浜			田
	624.1	53,586	175,562			2		5		-	出			雲
	1,376.5	27,853	73,290			1		5		1	益			田
	436.1	16,229	43,082			1		2		-		見	大	田
	1,164.3	20,728	70,100			-		9		1	大			東
	346.1	10,557	25,158			-		3		4	西	10		郷
	6,707.3	267,270	761,726			8		41		10		根		計
	69.2	104,106	246,403	١,		1		-		-	岡	Ц		東
	672.0	127,285	320,739	1		-		3		-	岡西	山 大		西寺
	254.3 111.0	43,536 33,268	125,932 93,923	2		-		3 1		-	児	ハ		寸島
	423.1	143,366	395,561	l '		2		2		2	倉			敷
	149.0	41,805	121,226	1		_		5		-	玉			島
	1,847.6	74,388	205,677	l '		1		16		5	津			山
(103.6)	1,047.0	26,680	70,316			1		-		-	玉			野
(100.0)	470.0	42,511	123,042			2		3		_	笠			岡
	745.8	18,746	53,972			1		6		_	高			梁
	793.3	12,566	37,956			1		4		_	新			見
	642.1	41,657	118,396			1		9		-	瀬			戸
	824.4	15,886	50,087			-		4		5	久			世
(7,112.3)	7,008.7	725,800	1,963,230			10		56		12	畄	Щ	県	計
	23.3	66,320	139,778			1		-		-	広	島		東
	95.3	65,077	144,377	1		-		3		-	広	島		南
	46.4	119,833	257,654	1		-		-		-	広	島		西
	1,357.8	149,610	388,867	1		-		6		1	広	島		北
	277.3	105,148	242,840			1		5		-	haha	뜻	÷	臣
	332.7	33,081	83,010			1		8		-	竹三			原原
	441.6 592.6	43,091 66,411	109,895 172,704			1 2		3 6		-	二尾			が道
	391.7	151,284	403,365			1		3		-	福			坦山
	839.6	42,002	124,741	1		1		7		1	府			中
(713.0)	640.1	21,908	58,387	l		1		3		3	三			次
(1.010)	1,176.0	15,582	43,683			1		5		-	庄			原
	570.2	63,142	159,408			1		4		_	西			条
	791.2	107,367	283,857	1		2		4		1	#	E	1	市
	189.6	86,207	222,340	1		-		4		-	海			田
(639.0)	566.1	16,943	44,938	1		-		6		-	吉			田
, ,	8,477.4	1,153,006	2,879,844			13		67		6	広	島	県	計
	547.2	118,034	283,320			1		3		-	下			関
	253.7	88,369	217,485			2		-		-	宇			部
	733.0	74,346	186,784			1		4		-	山		_	
	814.9	26,607	66,401			1		3		4	/ <del>-1-</del>	莉	K	, 1
	675.0	79,770	195,778			3		1		-	徳			山
	478.9	51,561	127,975			1		1		-	防山			府田
	882.2	67,097	161,604			1		7		1	岩	XI.	4	玉
	282.0	41,424	107,396			1		5		-	F	光	C	ВН
	526.5	21,134	56,729			1		4		-	長柳			門井
	277.9 630.5	27,026	60,531			1 1		5 4		-				壮
	639.5 6,110.8	22,960 618,328	61,627 1,525,630			14		37		- 5	卢山	П	ı	火

<sup>2</sup> 面積欄の( )書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。3 「人口」及び「世帯数」は、市町村等の調べによる。4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

### 1-3 広島国税局及び税務署機構

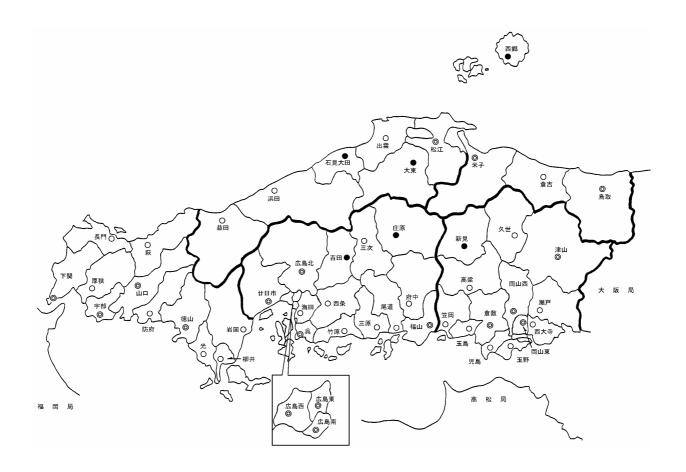


(2) 税務署機構

署名       調査       数務課       税務広報官       部門課報酬       開査部門部門       西海排書館         高無       1       2       1       1       2       4       3       2       2         米倉       1       2       1       1       2       4       4       - <t< th=""><th>(2)</th><th>个几 4分</th><th><u> 署機構</u></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></t<>	(2)	个几 4分	<u> 署機構</u>								
(後収)音				特別国税			管理・徴収	個人・資産	法人課稅		
(後収)音	署	名	副署長	調 査	総 務 課	税務広報官				調査部門	酒類指導官
1   2   1   1   2   4   3   - 2   2   4   4   4   - 2   4   4   4   4   - 2   4   4   4   4   - 2   4   4   4   4   4   4   4   4   4							部門	課税部門	部門		
	皀	Ħ∇	1		1	1				_	2
	717 Wa	7				'		_			
	不	工	1	2	!	-				_	-
	倉	吉	-		1_				-	-	-
	松	江	2	3	1	2	2	4	4	-	2
	浜	⊞	_	_	1	_	1	2	1	_	_
	<del>11</del>	量	_	_	1	_				_	_
	兴	田田			1		'				
	三 二	ᅩ띮	-	-	1	-	_	I	ı		-
	白見	ス曲	-	-	1	-	-	-	-	1	-
四西 2 4 1 - 2 5 5 5 - 1 1 2 1 1 - 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 1 1	大	果	-	-	1	-	-	-	-	1	-
四西 2 4 1 - 2 5 5 5 - 1 1 2 1 1 - 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 1 1	西	郷	-	-	1	-	-	-	_	1	-
四西 2 4 1 - 2 5 5 5 - 1 1 2 1 1 - 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 - 1 1 2 1 1 1 1	岡山	lı 東	2	10	1	2	3	5	7	_	3
現		二流			1					_	-
現	<u></u> 1		2	7	1					_	_
人工     -     -     1     -	[띉 /	くゴ	-	-	I .	-				_	-
人工     -     -     1     -	况	島	-	-	1	-				-	-
人工     -     -     1     -	倉	敷	2	2	1	1	3		5	-	1
人工     -     -     1     -	玉	島	-	_	1	-	1	2	1	_	_
人工     -     -     1     -	津	ili	1	_	1	_				_	_
人工     -     -     1     -	至	畔		_	1	_	_	1		_	_
人工     -     -     1     -	<u> </u>	±1,	_	-	1	_	_	- 0		_	_
人工     -     -     1     -	<u> </u>	川川	-	-	1	-	I	2		-	-
人工     -     -     1     -	局	梁	-	-	1	-	-	1	1	-	-
人工     -     -     1     -	新	見	-	-	1	-	-	-	-	1	-
人工     -     -     1     -	瀬	戸	-	-	1	-	1	2	2	-	-
広広広 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ク	;⊞	_	_	1	_	_			_	_
1       -       2       5       4       -       -         中原原       -       -       1       -       1       1       1       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       3       3       -       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       2       2       -       -       -       -       1       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -        -	方		2	10	1	2	3			_	3
1       -       2       5       4       -       -         中原原       -       -       1       -       1       1       1       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       3       3       -       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       2       2       -       -       -       -       1       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -        -		可不		10	1					_	3
1       -       2       5       4       -       -         中原原       -       -       1       -       1       1       1       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       3       3       -       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       2       2       -       -       -       -       1       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -        -		可用		-	1	-				-	-
1       -       2       5       4       -       -         中原原       -       -       1       -       1       1       1       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       3       3       -       -       -         三尾扇       -       -       1       -       1       2       2       -       -       -       -       1       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -        -	<b>丛</b>	5四		9	1	-				-	-
竹 原 1 - 1 - 1 2 2 2 1	広島	島 北		-	1	-	3	7	3	-	-
竹 原 1 - 1 - 1 2 2 2 1	별	<b>ᆗ</b>	2	2	1	-	2	5	4	_	-
三次       -       -       1       -			_	_	1	_	1	1	1	_	_
三次       -       -       1       -	<u> </u>	盲	_	_	1	_		2		_	_
三次       -       -       1       -		沿			1						_
三次       -       -       1       -	毛		-		1	-				-	
三次       -       -       1       -	偣	Щ	2	5	1	1				-	1
三次       -       -       1       -	府	中	-	-	1	-	1	2	2	-	-
海田     -     -     1     -     2     4     2     -     -       吉田     -     -     1     -     -     -     -     1     -       下開     2     4     1     -     3     5     5     -     1       宇部     1     -     1     -     2     4     3     -     -       山口     1     2     1     1     1     3     2     -     2       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     1     1     -     -     1     1     1     1     1     1     1	=	\ <i>-</i>	-	_	1	-	1	1	1	-	-
海田     -     -     1     -     2     4     2     -     -       吉田     -     -     1     -     -     -     -     1     -       下開     2     4     1     -     3     5     5     -     1       宇部     1     -     1     -     2     4     3     -     -       山口     1     2     1     1     1     3     2     -     2       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     1     1     -     -     1     1     1     1     1     1     1	庄	原	_	_	1	_	_	_	_	1	_
海田     -     -     1     -     2     4     2     -     -       吉田     -     -     1     -     -     -     -     1     -       下開     2     4     1     -     3     5     5     -     1       宇部     1     -     1     -     2     4     3     -     -       山口     1     2     1     1     1     3     2     -     2       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     1     1     -     -     1     1     1     1     1     1     1	莊	冬	_	_	1	_	1	2	1		1
海田     -     -     1     -     2     4     2     -     -       吉田     -     -     1     -     -     -     -     1     -       下開     2     4     1     -     3     5     5     -     1       宇部     1     -     1     -     2     4     3     -     -       山口     1     2     1     1     1     3     2     -     2       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       徳     山口     1     2     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     -     -       岩     山口     1     1     1     1     1     1     1     1     1     -     -     1     1     1     1     1     1     1	<u> </u>	ᆲ	- 1	_	1	_				_	ı
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>뉴</td> <td>ᇻ</td> <td>I</td> <td>-  </td> <td> </td> <td>-</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td>-</td>	뉴	ᇻ	I	-		-	2			_	-
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>冯</td> <td>出</td> <td>-</td> <td>-  </td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td>	冯	出	-	-	1	-	2	4	2	-	-
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>吉</td> <td>田</td> <td></td> <td>-</td> <td>1</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td>1</td> <td></td>	吉	田		-	1		-		-	1	
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>下</td> <td>関</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>1</td>	下	関	2	4	1	-	3	5	5	-	1
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>宇</td> <td>部</td> <td></td> <td>_  </td> <td>1</td> <td>_</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> <td>_</td> <td>-</td>	宇	部		_	1	_	2		3	_	-
萩     -     -     1     -     1     1     1     - </td <td>اآا</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>_</td> <td>2</td>	اآا			2	1	1			2	_	2
<ul> <li>徳 山 1 2 1 1 2 4 3</li> <li>防 府 1 - 1 2 2 2</li> <li>岩 国 1 - 1 3 2</li> <li>光 1 - 1 1</li> <li>長 門 1 - 1 1</li> <li>柳 井 1 - 1 1 1</li> <li>厚 狭 1 - 1 1 1</li> </ul>	ш ≠		Į.		1	'				_	۷
光	- 木			-	I .					_	-
光	偲	Щ	1	2	1	1			3	-	-
光	防	府	-	-	1	-	1	2	2	-	-
光	岩	玉	-	_	1	-	1	3	2	-	-
長 門 1 - 1 1 1 1 1 M H	<del>\</del>	۲. T	-	_	1	-	_	1		_	_
柳 井 - 1 1 - 1 1	· 「	「胃	_	_	1	_	_	1	1	_	_
厚 狭 - 1 - 1 1 1 1	圳	1 1	_	_	1	_	_	1	1	_	_
<u> </u>	們	7 <u>7</u>	-	-	1	-	-	1	1	_	-
(平成14年7月10日現在)	<u> </u>	狭		- 日現在)	1	-	-	1	1	-	-

(平成14年7月10日現在)

## 税務署管轄区域略図



# 第編直接国税

2申告税3源泉所得4法人税5相続税6贈与

### 2 申 告 所 得 税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告所得税の納税者という)の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

#### 1 用語の説明

事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

そ の 他 所 得 者事業所得者以外の者をいう。

#### 2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区分	独身者	ト 婦 者	夫婦子1人	夫婦子 2 人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元~4	1,075	1,928	2,484	3,198
5 • 6	1,075	1,928	2,484	3,277
7 ~ 9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12 ~ 14	1,144	2,200	2,833	3,842

資料:財務省主税局

(注)各年とも社会保険料を加味して計算した。

#### 3 所得税の主な控除(平成14年分)

(1)所得控除	
イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円	
ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円	
ただし、老人控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円	
同居特別障害者である控除対象配偶者・・・・・・・・ 730,000円	
同居特別障害者である老人控除対象配偶者・・・・・・・・830,000円	
八 配偶者特別控除	
(イ)配偶者が控除対象配偶者の場合	
A 合計所得金額が5万円未満である場合・・・・・・・・・・ 380,000円	
B 合計所得金額が5万円以上である場合・・・・・・ 380,000円 - 合計所得金額	
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)	
(ロ)(イ)以外の場合	
A 合計所得金額が40万円未満である場合・・・・・・・・・・ 380,000円	
B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合	
380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)	
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)	
C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合・・・・・・・ 30,000円	
二 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円	
ただし、特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 630,000円	
老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円	
同居老親等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 580,000円	
同居特別障害者である扶養親族・・・・・・・・・・・ 730,000円	
同居特別障害者である特定扶養親族・・・・・・・・・ 980,000円	
同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)・・ 830,000円	
同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)・・・・・ 930,000円	
四周何別降古日でのる名人沃食就族(四周名就寺)。。。。 950,000円	

朩	雑損控除・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支 出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
^	国領で3万円を超える金額とのいうれが多い方の金額 医療費控除・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか 少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
<b>(</b> 1	
( [	30,000円過 174+23,000円 (最高30,000円) 1)個人年金保険料 (イ)と同じ
チ リ ( ^	社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
( [	10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計 3)短期契約のみの場合(最高3,000円)
`	2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計 1)長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円) (イ)と(ロ)の合計額
ヌ	
ルヲ	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
, D	寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額
(2) 秉	· 总額控除
`	配当控除・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
	外国税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
П	たたり、
八 ————	平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した場合
	昔入金等の年末残高 控除期間及び控除率 各年限度額 合計限度額 200万円以下の部分 1年目から10年目 1% 50万円 500万円
· · · · · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

得 税 の 税 (課税所得金額又は課税退職所得金額に対して) 税 所

330万円 以下の金額 330万円 以下の金額 330万円 を超える金額 900万円 を超える金額 1,800万円 を超える金額 10% 20% 30% 37%

### 2-1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

(1)	)甲記	<u> </u>	<b>火</b> 火火	<b>里</b> (大)	<u>况</u>						
		_								W M	所
	Σ	<u> </u>	分			人	. 員	総所得金額等	申告納税額等		等 所
										人員	総所得金額等
							人	千円	千円	人	千円
平	成	10	:	年	分		410,870			,	
		11					491,616	2,294,078,348	114,867,891	143,462	516,094,969
		12					470,937				
		13					454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
		14					434,149	2,047,643,639	101,567,872	113,667	425,933,278
確	7	定	申		告		433,847	2,046,227,466	101,483,859	113,611	425,764,594
修	]	Œ	申		告		309	1,433,453	88,318	57	173,969
決	定	・増	額	更	正		-	-	-	-	-
減	2	額	更		正		4	7,096	3,178	1	3,688
更		E	請		求		3	10,183	1,126	-	1,598
異	議	申 立	決	定	等		-	-	-	-	-
		計				実	434,149	2,047,643,639	101,567,872	実 113,667	425,933,278
法:	第 103	3条に	よ	る税	額		1,460	-	481,639		
	1	<u> </u>	計				435,609		102,049,511		
過	少口	申 告	加	算	税	内 1	1	_	13		
無	申			算		内 14	14	_	479		
重	,	b0	算		T14		_	_	-		
納	税			忩	計	-	_	_	102,050,003		
					,				, ,		

調 査 対 象 平成14年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等) による課税事績

調査時点

平成15年3月31日

- (注)1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
  - 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

#### 用語の説明

- 1 総所得金額等とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、 一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山 林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控 除後の金額をいう。
- 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、 所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した 後の納付すべき税額をいう。
- 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が 年税額となった所得税額をいう。
- 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
  - (1) 過少申告加算税・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
  - (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
  - (3) 重加算税・・・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得	者		別	内	訳	
得 者	農	業 所 得	者	そ の	他 所	得 者
申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
35,383,388	6,130	23,112,422	1,047,401	292,593	1,774,395,329	96,549,651
31,835,244	6,983	20,878,226	782,075	341,171	1,757,105,153	82,250,572
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
28,491,158	5,341	16,116,605	617,915	315,141	1,605,593,756	72,458,799
28,479,106	5,338	16,105,839	617,529	314,898	1,604,357,032	72,387,224
13,209	3	10,766	386	249	1,248,718	74,723
-	-	-	-	-	-	-
940	-	-	-	3	3,408	2,239
217	-	-	-	3	8,586	909
-	-	-	-	-	-	-
28,491,158	実 5,341	16,116,605	617,915	実 315,141	1,605,593,756	72,458,799

(2) 既往年分の課税状況

12	<i>) 队</i> 1土牛,	<u>//                                   </u>	<u>/ノ [ 木    八</u>	1/\ <i>l</i>	<u>'</u> '																					
			平	成	13	í	Ŧ	分		7	<u> </u>	戉	12	年	以	育	1 分	•				計				
	区分		人員	総	所	得	申	告	納	1	Į	3	総	所	得	申	告	納	人	員	総	所	得	申	告	納
		1	人員	金	額	等	税	額	等	人	\ <u></u>	₹ .	金	額	等	税	額	等	$\wedge$	只	金	額	等	税	額	等
			人		Ŧ	円		千	円			人		Ŧ	円		千	円		人		=	F円		Ŧ	円
申台	ち又は処理	内	22,216	5						内	4,4	160						F	勺 2	6,676						
にる	よる増減差額		44,936	82	,757,	403	4,09	90,1	98		13,5	554	33,	993,	446	5,	131,9	32	5	8,490	116	,750,	850	9,	222,	130
	過少申告	内	6,146	6						内	4,8	373						F	勺 1	1,019						
	加算税		6,178	3		-	23	32,1	37		4,9	920			-	:	263,1	76	1	1,098			-		495,	312
нп																										
加算税	無申告	内	5,506	5						内	1,9	937						F	勺	7,443						
税	加算税		5,567	,		-	13	39,4	66		1,9	967			-		92,2	14		7,534			-		231,	680
の ##	⟨																									
増減差額	于 如 签 码	内	373	3						内	1,4	132						F	勺	1,805						
差	重加算税		379			-	11	10,0	98		1,4				-		814,3	35		1,835			-		924,	433
額																										
		内	12,025	,						内	8,2	242						Į,	内 2	0,267						
	計		12,124			_	48	31,7	01	-	8,3				-	1,	169,7			o,467			-	1,	651,	425
	(		,					,			, -					,	.,			, -				,	,	
	合 計		-			-	4,57	71,8	99			-			-	6,	301,6	56		-			-	10,	873,	555

調査対象 平成13年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)に よる課税事績

調査期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

TO I II NO I I TO										
	<u>x</u>	分	人	員	所	得 金	額	軽減又	は免除	税額
				人			千円			千円
租税特別措置 法の規定によべるもの	第12条(開墾 の免税)該当	年法律第55号) 地等の農業所得 牛の売却による		-			-			-
	農業所得の免	税)該当		467		1,233	3,485		17	6,349
災害被害者に 予等に関する 免除)の規定	去律第2条(月			-			-			-
	<b>&gt;</b>	±⊥	実	467		4 000	105		47	0 040
	<b>=</b>	計		467		1,23	3,485		17	6,349

調査対象 平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は 免除により納付税額のなくなった者を含む。)

調査期間 平成15年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

# (4) 税務署別課税状況

È	4)	1,00,0	有的味忧认,	·····································		者 内 訳				
	署名	í	事	業 所 往	导 者	そ 0	D 他 所	得 者		
			人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額		
鳥米倉鳥	取県	取子吉計	人 3,646 3,851 2,078 9,575	千円 12,945,093 13,460,227 6,932,410 33,337,731	千円 764,958 843,618 362,564 1,971,139	人 8,885 8,766 4,476 22,127	千円 43,019,491 44,048,602 18,685,239 105,753,332	千円 1,772,006 1,776,633 629,770 4,178,408		
松浜出益石大西島	見大根県	江田雲田田東郷計	4,285 1,827 3,353 1,211 787 1,259 539 13,261	16,323,857 7,073,946 12,623,124 4,861,008 2,814,725 4,655,595 1,958,496 50,310,751	1,057,116 455,126 759,468 372,913 162,705 244,437 104,991 3,156,755	10,443 4,437 7,304 2,607 1,531 2,731 836 29,889	52,434,332 18,264,047 35,957,944 11,432,768 6,380,067 11,349,162 3,552,721 139,371,042	2,236,193 587,775 1,455,149 442,782 190,126 345,112 103,373 5,360,510		
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	山山大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	4,006 4,198 1,816 1,790 4,793 1,623 2,217 1,069 1,446 683 510 1,486 733 26,370	14,402,008 15,379,841 6,282,353 5,820,293 16,463,473 5,820,680 8,498,590 3,665,586 5,002,357 2,393,269 1,672,939 5,125,626 2,493,588 93,020,603	885,131 954,009 303,873 271,074 904,048 380,886 594,639 195,979 283,659 127,653 88,994 257,025 115,782 5,362,750	11,812 13,736 4,096 3,233 14,280 4,136 6,959 2,463 3,917 1,932 1,493 4,273 2,115 74,445	76,356,860 83,730,331 18,592,798 15,982,423 76,412,876 20,525,971 32,254,062 10,659,758 17,681,325 8,083,787 5,858,720 18,553,225 8,573,699 393,265,836	4,293,987 3,986,201 716,738 654,616 3,963,401 948,496 1,188,959 379,887 607,837 256,640 186,442 647,184 247,284 18,077,670		
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広	島島島県	東南西北(原原道山中次原条市田田計	2,880 2,410 4,021 6,503 3,917 1,490 1,484 2,819 5,488 1,715 960 647 1,780 4,061 3,248 726 44,149	15,406,213 10,055,585 15,667,754 22,857,790 16,398,312 4,797,257 5,299,867 10,773,329 19,960,004 5,475,103 3,692,866 2,250,638 6,949,374 15,837,593 11,928,148 2,773,490 170,123,326	1,488,232 804,123 1,151,243 1,345,133 1,440,947 249,453 318,287 832,000 1,389,611 308,513 237,044 113,429 465,611 1,065,204 802,603 175,413 12,186,845	8,021 7,625 14,093 16,147 11,042 2,881 4,448 7,059 15,807 4,921 2,601 2,055 5,861 12,333 9,814 1,872 126,580	57,016,100 46,111,610 92,833,826 82,785,287 51,256,453 12,525,482 20,555,911 32,462,324 86,404,915 23,003,526 11,171,533 8,367,887 30,442,567 66,115,548 47,195,430 7,295,271 675,543,670	3,724,929 2,420,493 5,608,931 4,199,368 2,186,975 458,603 804,276 1,183,071 4,101,944 962,321 349,932 246,365 1,380,392 3,115,077 2,192,694 220,795 33,156,164		
下字山 徳防岩 長柳厚山	萩 光 口 県	関部口 山府国 門井狭計	4,443 3,626 2,516 1,551 3,501 2,046 3,068 1,672 1,303 1,126 801 25,653	16,761,919 12,537,020 9,233,709 5,516,883 13,844,831 8,042,031 11,171,863 5,730,588 4,693,315 4,691,219 3,034,093 95,257,472	1,099,415 774,172 528,479 342,432 1,102,063 612,346 784,182 331,841 277,610 400,393 178,655 6,431,586	11,623 8,313 8,577 2,763 8,070 5,125 6,997 3,836 2,343 2,289 2,164 62,100	55,706,353 44,265,501 42,295,184 11,529,294 37,958,968 22,240,084 34,176,226 16,753,224 9,249,170 9,756,790 7,729,083 291,659,877	2,407,331 1,917,923 1,815,300 421,430 1,418,283 887,151 1,383,757 576,575 292,673 354,168 211,456 11,686,046		

		 i	盲	†		
人	員	総所得金	額等	申 告 納	税 額	署名
	前年比		前年比		前年比	
人 12,531 12,617 6,554 31,702	95.8 91.6 94.4 93.8	千円 55,964,584 57,508,830 25,617,649 139,091,063	92.6 91.7 92.9 92.3	千円 2,536,963 2,620,251 992,334 6,149,548	88.1 90.3 90.7 89.4	鳥 取子吉計
14,728 6,264 10,657 3,818 2,318 3,990 1,375 43,150	94.7 93.0 94.2 88.2 96.2 91.5 96.2 93.5	68,758,188 25,337,992 48,581,068 16,293,777 9,194,792 16,004,757 5,511,218 189,681,793	94.8 93.2 94.6 88.3 92.2 88.3 93.4 93.2	3,293,309 1,042,902 2,214,616 815,694 352,831 589,549 208,364 8,517,265	95.9 94.1 95.2 87.9 84.0 81.3 90.9 92.9	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
15,818 17,934 5,912 5,023 19,073 5,759 9,176 3,532 5,363 2,615 2,003 5,759 2,848 100,815	96.1 94.7 94.7 94.2 95.1 96.8 90.8 92.3 92.1 92.6 88.0 91.2 91.5 94.0	90,758,868 99,110,172 24,875,151 21,802,716 92,876,349 26,346,650 40,752,653 14,325,343 22,683,682 10,477,056 7,531,660 23,678,851 11,067,287 486,286,439	93.5 92.9 91.1 90.1 95.7 97.3 89.4 90.1 90.5 91.2 88.5 90.7 89.8 92.7	5,179,118 4,940,210 1,020,611 925,691 4,867,448 1,329,381 1,783,597 575,866 891,496 384,293 275,436 904,208 363,066 23,440,420	93.1 87.6 86.8 79.4 102.1 90.7 85.1 84.6 88.7 95.7 82.3 87.2 75.7 90.8	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
10,901 10,035 18,114 22,650 14,959 4,371 5,932 9,878 21,295 6,636 3,561 2,702 7,641 16,394 13,062 2,598 170,729	96.3 97.2 98.0 97.2 100.4 93.9 95.0 96.4 97.5 95.9 92.6 88.8 99.3 98.9 98.0 96.4 97.3	72,422,313 56,167,196 108,501,580 105,643,076 67,654,766 17,322,739 25,855,778 43,235,652 106,364,920 28,478,630 14,864,398 10,618,525 37,391,942 81,953,141 59,123,579 10,068,760 845,666,996	98.5 98.9 98.5 94.3 96.8 92.1 94.8 95.0 95.4 93.1 92.6 88.7 96.4 97.2 96.0 95.3 96.2	5,213,161 3,224,615 6,760,173 5,544,502 3,627,921 708,056 1,122,563 2,015,072 5,491,556 1,270,834 586,976 359,793 1,846,002 4,180,281 2,995,296 396,208 45,343,009	90.7 92.7 88.3	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島県 日 島駅東南西北 原原道山中次原条市田田計
16,066 11,939 11,093 4,314 11,571 7,171 10,065 5,508 3,646 3,415 2,965 87,753	95.0 94.6 95.6 93.3 94.7 95.5 98.4 99.3 95.6 96.0 93.2 95.6	72,468,272 56,802,520 51,528,893 17,046,176 51,803,799 30,282,116 45,348,089 22,483,812 13,942,485 14,448,009 10,763,177 386,917,348	94.2 92.4 94.7 95.0 92.5 94.7 99.7 97.2 94.6 92.3 89.9 94.4	3,506,746 2,692,095 2,343,779 763,862 2,520,346 1,499,497 2,167,939 908,415 570,282 754,560 390,111 18,117,631	101.7 94.2 99.4 87.9 81.8 93.1	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 県 管関部口 山府国 門井狭計 計

### 2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

		合	計	所	得	譲渡	所 得	
所得	片階 級	営業等所得者	農業所得者	そ の 他	計		うち短期譲渡	山林所得
			及来7710日	所 得 者	HI		所得があるもの	
		人	人	人	人	人	人	人
70	万円以下		103	5,822	10,138	1,535	407	97
100	万円以下	6,549	174	8,547	15,270	549	65	15
150	万円以下	13,068	639	32,906	46,613	735	65	23
200	万円以下	14,441	790	39,084	54,315	752	29	15
250	万円以下	15,078	797	40,232	56,107	579	28	15
300	万円以下	13,627	737	28,841	43,205	531	22	9 7
400	万円以下	19,463	945	38,971	59,379	852	38	
500	万円以下	10,483	556	25,926	36,965	638	18	2
600	万円以下	5,449	276	19,829	25,554	558	16	5
700	万円以下	2,963	150	15,711	18,824	419	6	1
800	万円以下	1,707	68	11,892	13,667	372	4	-
1,000	万円以下	1,867	61	15,036	16,964	701	10	2
1,200	万円以下	909	24	8,781	9,714	477	3	1
1,500	万円以下	871	8	8,042	8,921	587	7	-
2,000	万円以下	1,038	7	6,897	7,942	583	7	-
3,000	万円以下	930	4	4,785	5,719	564	4	2
5,000	万円以下	705	2	2,813	3,520	447	6	-
5,000	万円超	306	-	1,026	1,332	260	1	-
					内 182	外 1,188		外 2
合	計	113,667	5,341	315,141	434,149	11,139	736	194

調査対象 調査時点 (注) 平成14年分の申告所得税の納税者

#### 平成15年3月31日

- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
- 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者に ついて、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

#### 用語の説明

- 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地 等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計 額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は 作曲の報酬、著作権の使用料による所得等)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等 の臨時に発生する所得)がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の 金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う 所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所 得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負 担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は 臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税 額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

<u>(4) 月6年日日級</u>				
所 得 階 級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70 万円以下	1,368	18	309	1,695
100 万円以下	2,601	48	640	3,289
150 万円以下	6,177	232	3,034	9,443
200 万円以下	7,528	338	4,194	12,060
250 万円以下	8,074	353	4,968	13,395
300 万円以下	7,374	408	4,964	12,746
400 万円以下	11,369	576	8,919	20,864
500 万円以下	6,859	385	7,058	14,302
600 万円以下	3,965	212	5,618	9,795
700 万円以下	2,257	112	4,560	6,929
800 万円以下	1,350	54	3,526	4,930
1,000 万円以下	1,527	52	5,086	6,665
1,200 万円以下	750	21	2,892	3,663
1,500 万円以下	736	7	2,635	3,378
2,000 万円以下	912	5	2,238	3,155
3,000 万円以下	857	4	1,881	2,742
5,000 万円以下	671	2	1,355	2,028
5,000 万円 超	292	-	500	792
合 計	64,667	2,827	64,377	131,871

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成15年3月31日

用語の説明

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

# (3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

	1百別八月			11守日 /	a=a = =		100 = =	=00 <del>-</del> -		
区分	70 万 円					300 万 円				700 万 円
署名	以下		以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	120 142 57 319	201 252 107 560	420 496 255 1,171	443 502 280 1,225	人 485 538 301 1,324	465 427 270 1,162	629 587 356 1,572	337 332 188 857	198 209 87 494	100 114 58 272
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	131	253	454	471	568	480	753	447	222	133
	72	87	206	231	238	217	284	181	110	59
	90	168	343	364	388	400	681	364	157	134
	44	65	128	174	174	136	205	99	57	23
	29	39	70	99	116	80	155	75	39	30
	25	33	112	149	145	164	298	146	71	37
	5	26	59	72	66	71	90	54	29	20
	396	671	1,372	1,560	1,695	1,548	2,466	1,366	685	436
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	189	244	503	524	577	485	600	318	159	93
	156	228	442	582	560	513	746	353	226	105
	46	85	205	203	259	224	336	190	112	48
	63	103	195	259	255	237	324	157	72	39
	191	277	558	617	619	628	833	452	225	110
	49	55	187	217	246	194	292	163	73	46
	70	154	241	314	295	242	405	222	90	46
	52	58	107	138	152	126	198	98	43	24
	62	85	158	202	178	182	238	147	63	34
	19	29	81	84	105	96	102	70	35	22
	28	34	51	70	73	56	98	36	28	11
	42	84	167	191	194	199	251	139	88	43
	21	34	88	73	106	91	125	88	44	22
	988	1,470	2,983	3,474	3,619	3,273	4,548	2,433	1,258	643
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	146	236	389	375	351	277	362	181	100	70
	81	143	292	325	322	284	395	194	102	52
	166	278	551	530	577	454	601	314	147	64
	188	314	667	845	920	826	1,259	652	328	154
	141	226	468	519	504	466	614	352	193	100
	55	83	201	195	193	176	257	149	73	38
	57	78	162	184	221	187	248	127	59	48
	112	176	340	332	380	345	504	257	115	56
	321	377	703	782	729	650	814	407	207	125
	74	119	273	229	230	202	267	145	54	39
	40	65	100	112	122	106	149	96	54	31
	32	29	61	88	77	85	105	70	32	21
	60	83	177	200	223	244	309	209	83	52
	121	204	403	443	562	501	751	422	230	120
	100	186	379	416	423	434	607	272	154	85
	16	36	71	73	97	100	135	75	47	21
	1,710	2,633	5,237	5,648	5,931	5,337	7,377	3,922	1,978	1,076
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	210	260	528	570	563	536	759	393	192	106
	134	209	451	485	517	429	621	314	163	69
	84	136	276	311	296	301	442	249	140	87
	46	76	169	203	206	183	277	152	95	54
	123	188	403	432	446	382	605	377	201	87
	67	108	244	267	233	246	351	193	98	61
	76	146	348	403	409	372	578	301	158	80
	52	111	159	235	217	214	279	168	97	47
	45	45	134	175	161	160	234	123	78	44
	37	58	139	140	154	121	172	120	48	37
	29	52	93	103	104	100	127	71	40	14
	903	1,389	2,944	3,324	3,306	3,044	4,445	2,461	1,310	686

80	0 万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
以		以 下	以 下		以 下	以 下	以 下	超	計	署名
	人 65 52 33 150	人 58 61 34 153	人 28 32 14 74	人 30 24 9 63	人 23 37 6 66	人 24 21 11 56	人 16 19 7 42	人 4 6 5 15	人 3,646 3,851 2,078 9,575	鳥 米 倉 県 取 県 計
	80 27 64 22 9 22 15 239	112 35 79 21 19 24 11 301	52 17 36 13 9 10 9	29 18 17 7 3 8 0 82	31 11 27 16 6 5 7	36 12 19 12 6 3 4 92	24 17 17 9 2 3 1 73	9 5 5 6 1 4 - 30	4,285 1,827 3,353 1,211 787 1,259 539 13,261	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	65 64 28 14 57 35 22 20 26 7 7 21 10 376	61 59 27 27 62 24 33 16 17 9 7 28 16 386	37 40 16 8 30 9 16 11 17 6 2 7 3 202	35 24 7 10 28 8 12 6 7 4 1 4 3 149	48 38 16 7 48 7 14 8 16 4 1 11 3 221	38 35 9 11 31 9 19 5 8 5 1 8 4 183	23 18 4 8 19 5 12 7 4 5 6 8 2 121	7 9 1 1 8 4 10 - 2 - 1 1 - 43	4,006 4,198 1,816 1,790 4,793 1,623 2,217 1,069 1,446 683 510 1,486 733 26,370	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	42 43 45 78 55 14 24 48 52 20 24 12 35 63 33 11 599	45 41 67 76 77 14 26 41 77 17 22 17 35 63 41 21 680	28 21 34 36 37 10 9 15 37 9 6 6 9 29 12 3 301	49 31 37 42 29 10 14 26 51 6 5 2 16 37 28 4	77 25 46 38 46 12 20 20 38 7 9 5 14 40 24 6 427	73 30 53 37 35 4 14 19 48 15 10 2 16 33 18 3 410	51 17 39 30 38 6 5 16 51 5 7 3 8 27 24 6 333	28 12 18 13 17 - 1 17 19 4 2 - 7 12 12 163	2,880 2,410 4,021 6,503 3,917 1,490 1,484 2,819 5,488 1,715 960 647 1,780 4,061 3,248 726 44,149	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	62 56 45 28 50 37 46 26 20 26 15 411	47 46 44 24 56 49 46 21 34 26 15 408	28 23 24 10 30 18 34 6 20 9 8 210	42 25 21 10 32 21 16 13 9 4 5 198	48 37 28 8 31 13 26 9 9 10 9 228	54 24 19 3 23 21 15 11 6 9 8 193	35 18 12 6 24 14 6 5 5 6 7 138	10 5 1 1 11 5 8 2 1 10 1 55 306	4,443 3,626 2,516 1,551 3,501 2,046 3,068 1,672 1,303 1,126 801 25,653	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計

# (3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

K .		400 T T	1		1	000 T III	400 T III	500 T III	000 T III	700 T III
					250 万 円				600 万円	
署名	以下	以下	以下		以下	以下		以下	以下	以下
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	199 155 140 494	人 258 232 197 687	960 918 587 2,465	人 1,137 1,102 595 2,834	1,095 1,096 538 2,729	777 758 423 1,958	人 1,117 1,055 593 2,765	731 694 317 1,742	588 565 264 1,417	440 456 226 1,122
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	183 86 160 48 28 53 16 574	238 159 228 92 63 70 30 880	1,066 569 793 324 210 301 114 3,377	1,377 674 889 379 228 337 117 4,001	1,366 608 853 329 226 366 112 3,860	1,011 435 632 242 137 326 73 2,856	1,219 552 933 347 194 416 111 3,772	819 321 660 214 109 253 57 2,433	664 263 480 150 80 169 50 1,856	531 201 370 109 66 118 42 1,437
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	133 171 76 68 227 65 148 56 83 54 34 103 70 1,288	240 250 116 97 353 95 241 57 138 86 45 127 65 1,910	1,011 1,094 467 389 1,381 442 767 294 503 237 175 515 275 7,550	1,197 1,361 519 438 1,676 531 859 337 533 238 191 562 269 8,711	1,301 1,541 520 395 1,680 512 846 357 512 232 221 566 259 8,942	977 1,193 371 255 1,273 392 665 301 337 189 157 403 221 6,734	1,364 1,586 531 409 1,825 524 917 319 489 261 224 563 285 9,297	999 1,235 374 293 1,287 346 662 181 337 155 126 343 187 6,525	768 921 296 214 981 279 463 113 242 128 89 285 141 4,920	690 772 210 118 699 204 350 94 163 102 68 211 99 3,780
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	105 110 178 281 134 65 83 141 261 111 68 64 113 223 170 46 2,153	175 197 343 397 235 99 157 212 416 166 80 70 152 304 244 68 3,315	658 702 1,260 1,523 1,241 379 460 781 1,511 603 312 241 561 1,161 980 242 12,615	835 847 1,468 1,890 1,550 390 584 887 1,898 644 323 217 699 1,433 1,334 265 15,264	835 855 1,455 2,153 1,729 421 585 906 1,796 629 331 252 710 1,598 1,435 271 15,961	627 614 1,068 1,447 1,046 258 447 732 1,419 419 263 207 517 1,102 960 173 11,299	848 851 1,605 1,960 1,387 348 559 950 1,986 625 373 312 711 1,453 1,225 241 15,434	671 599 1,138 1,293 838 220 380 594 1,394 433 231 203 459 975 726 149 10,303	513 484 914 1,032 643 146 290 445 1,062 320 156 151 371 781 569 127 8,004	423 423 776 835 471 136 218 342 820 212 132 105 308 711 479 74 6,465
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	233 139 157 72 155 120 154 100 79 42 62 1,313	324 232 193 94 195 160 195 118 90 80 74 1,755	1,288 890 808 358 799 635 789 441 290 284 317 6,899	1,548 1,084 1,044 366 1,015 720 952 486 347 348 364 8,274	1,637 1,167 1,175 416 1,135 766 928 538 350 314 314 8,740	1,141 762 782 289 822 505 623 368 258 217 227 5,994	1,475 1,013 1,037 357 1,067 605 818 555 269 285 222 7,703	907 573 717 198 717 381 590 317 192 174 157 4,923	699 430 570 166 478 280 422 221 117 121 128 3,632	501 350 490 121 379 230 389 169 97 99 82 2,907

	00 万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
إ		以 下			以 下	以 下	以 下	超	計	署名
	人 326 324 135 785	人 450 462 155 1,067	人 234 275 87 596	人 196 266 68 530	人 166 199 66 431	人 116 119 53 288	人 70 67 29 166	人 25 23 3 51	人 8,885 8,766 4,476 22,127	鳥 米 倉 県 取 県 計
	403 138 257 71 41 79 24 1,013	502 147 337 96 50 83 28 1,243	280 84 202 57 24 47 14 708	262 64 187 49 27 39 19 647	243 59 141 44 13 32 13 545	148 49 94 31 19 24 10 375	106 21 68 22 12 14 5 248	25 7 20 3 4 4 1 64	10,443 4,437 7,304 2,607 1,531 2,731 836 29,889	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	509 658 140 93 597 176 227 85 121 54 42 136 65 2,903	752 866 173 149 700 170 249 85 137 67 52 165 50 3,615	461 596 93 79 407 117 149 56 77 36 22 87 37 2,217	445 552 79 72 406 105 128 40 78 32 11 71 30 2,049	420 447 53 66 367 82 128 36 75 28 15 69 29	293 271 43 57 240 43 86 35 66 23 15 40 17	174 170 24 29 129 41 61 11 17 8 4 21 14 703	78 52 11 12 52 12 13 6 9 2 2 6 2 257	11,812 13,736 4,096 3,233 14,280 4,136 6,959 2,463 3,917 1,932 1,493 4,273 2,115 74,445	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	392 335 644 716 371 97 166 237 666 174 86 65 266 492 367 56 5,130	532 462 916 916 464 102 182 269 822 167 58 375 680 473 69 6,574	351 320 539 492 258 62 80 148 468 100 46 214 385 265 25 3,779	329 288 575 469 232 56 81 125 425 110 38 32 147 364 207 26 3,504	309 254 529 346 196 40 72 113 359 92 24 113 308 171 16 2,966	222 151 355 230 147 40 57 108 258 68 31 17 86 205 117 12 2,104	124 101 224 127 67 17 37 53 168 38 14 9 40 111 59 9	72 32 106 40 33 5 10 16 78 10 6 2 19 47 33 3 512	8,021 7,625 14,093 16,147 11,042 2,881 4,448 7,059 15,807 4,921 2,055 5,861 12,333 9,814 1,872 126,580	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島東南西北 原原道山中次原条市田田計
	374 289 376 66 284 152 222 108 59 73 58 2,061	445 414 444 84 342 177 304 126 54 87 60 2,537	268 284 241 48 162 114 171 83 40 39 31 1,481	250 250 209 33 165 91 150 70 28 40 26 1,312	239 198 157 40 167 74 114 52 33 44 22 1,140	158 125 106 24 107 64 92 48 23 28 14 789	97 92 58 28 61 41 64 28 13 10 6 498	39 21 13 3 20 10 20 8 4 4 - 142	11,623 8,313 8,577 2,763 8,070 5,125 6,997 3,836 2,343 2,289 2,164 62,100	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計

## (3) 税務署別人員(その3 合計)

署名	以 下 人	以下	150 万円以下		250 万 円		400 万 円	500 万円	600 万円	700 万 円
	人		以下						1	
鳥 取	入			以下	以下	以下				以下
米 子倉 吉島取県計	319 297 197 813	人 459 484 304 1,247	1,380 1,414 842 3,636	1,580 1,604 875 4,059	1,580 1,634 839 4,053	1,242 1,185 693 3,120	人 1,746 1,642 949 4,337	1,068 1,026 505 2,599	人 786 774 351 1,911	540 570 284 1,394
松浜出益石大西島 大田雲田田東郷計	314 158 250 92 57 78 21 970	491 246 396 157 102 103 56 1,551	1,520 775 1,136 452 280 413 173 4,749	1,848 905 1,253 553 327 486 189 5,561	1,934 846 1,241 503 342 511 178 5,555	1,491 652 1,032 378 217 490 144 4,404	1,972 836 1,614 552 349 714 201 6,238	1,266 502 1,024 313 184 399 111 3,799	886 373 637 207 119 240 79 2,541	664 260 504 132 96 155 62 1,873
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	322 327 122 131 418 114 218 108 145 73 62 145 91 2,276	484 478 201 200 630 150 395 115 223 115 79 211 99 3,380	1,514 1,536 672 584 1,939 629 1,008 401 661 318 226 682 363 10,533	1,721 1,943 722 697 2,293 748 1,173 475 735 322 261 753 342 12,185	1,878 2,101 779 650 2,299 758 1,141 509 690 337 294 760 365 12,561	1,462 1,706 595 492 1,901 586 907 427 519 285 213 602 312 10,007	1,964 2,332 867 733 2,658 816 1,322 517 727 363 322 814 410 13,845	1,317 1,588 564 450 1,739 509 884 279 484 225 162 482 275 8,958	927 1,147 408 286 1,206 352 553 156 305 163 117 373 185 6,178	783 877 258 157 809 250 396 118 197 124 79 254 121 4,423
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	251 191 344 469 275 120 140 253 582 185 108 96 173 344 270 62 3,863	411 340 621 711 461 182 235 388 793 285 145 99 235 508 430 104 5,948	1,047 994 1,811 2,190 1,709 580 622 1,121 2,214 876 412 302 738 1,564 1,359 313 17,852	1,210 1,172 1,998 2,735 2,069 585 768 1,219 2,680 873 435 305 899 1,876 1,750 338 20,912	1,186 1,177 2,032 3,073 2,233 614 806 1,286 2,525 859 453 329 933 2,160 1,858 368 21,892	904 898 1,522 2,273 1,512 434 634 1,077 2,069 621 369 292 761 1,603 1,394 273 16,636	1,210 1,246 2,206 3,219 2,001 605 807 1,454 2,800 892 522 417 1,020 2,204 1,832 376 22,811	852 793 1,452 1,945 1,190 369 507 851 1,801 578 327 273 668 1,397 998 224	613 586 1,061 1,360 836 219 349 560 1,269 374 210 183 454 1,011 723 174 9,982	493 475 840 989 571 174 266 398 945 251 163 126 360 831 564 95 7,541
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	443 273 241 118 278 187 230 152 124 79 91 2,216	584 441 329 170 383 268 341 229 135 138 126 3,144	1,816 1,341 1,084 527 1,202 879 1,137 600 424 423 410 9,843	2,118 1,569 1,355 569 1,447 987 1,355 721 522 488 467 11,598	2,200 1,684 1,471 622 1,581 999 1,337 755 511 468 418 12,046	1,677 1,191 1,083 472 1,204 751 995 582 418 338 327 9,038	2,234 1,634 1,479 634 1,672 956 1,396 834 503 457 349 12,148	1,300 887 966 350 1,094 574 891 485 315 294 228 7,384	891 593 710 261 679 378 580 318 195 169 168 4,942	607 419 577 175 466 291 469 216 141 136 96 3,593

800 万 円以 下	1,000万円 以 下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円 以 下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円 超	計	区分署名
人 391 376 168 935	人 508 523 189 1,220	人 262 307 101 670	人 226 290 77 593	人 189 236 72 497	人 140 140 64 344	人 86 86 36 208	人 29 29 8 66	人 12,531 12,617 6,554 31,702	鳥 取子吉計
483 165 321 93 50 101 39 1,252	614 182 416 117 69 107 39 1,544	332 101 238 70 33 57 23 854	291 82 204 56 30 47 19 729	274 70 168 60 19 37 20 648	184 61 113 43 25 27 14 467	130 38 85 31 14 17 6 321	34 12 25 9 5 8 1	14,728 6,264 10,657 3,818 2,318 3,990 1,375 43,150	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
574 722 168 107 654 211 249 105 147 61 49 157 75 3,279	813 925 200 176 762 194 282 101 154 76 59 193 66 4,001	498 636 109 87 437 126 165 67 94 42 24 94 40 2,419	480 576 86 82 434 113 140 46 85 36 12 75 33 2,198	468 485 69 73 415 89 142 44 91 32 16 80 32 2,036	331 306 52 68 271 52 105 40 74 28 16 48 21	197 188 28 37 148 46 73 18 21 13 10 29 16 824	85 61 12 13 60 16 23 6 11 2 2 7 2 300	15,818 17,934 5,912 5,023 19,073 5,759 9,176 3,532 5,363 2,615 2,003 5,759 2,848 100,815	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
434 378 689 794 426 111 190 285 718 194 110 77 301 555 400 67 5,729	577 503 983 992 541 116 208 310 899 184 109 75 410 743 514 90 7,254	379 341 573 528 295 72 89 163 505 109 52 32 223 414 277 28 4,080	378 319 612 511 261 66 95 151 476 116 43 34 163 401 235 30 3,891	386 279 575 384 242 52 92 133 397 99 33 29 127 348 195 22 3,393	295 181 408 267 182 44 71 127 306 83 41 19 102 238 135 15 2,514	175 118 263 157 105 23 42 69 219 43 21 12 48 138 83 15 1,531	100 44 124 53 50 5 11 33 97 14 8 2 26 59 45 4 675	10,901 10,035 18,114 22,650 14,959 4,371 5,932 9,878 21,295 6,636 3,561 2,702 7,641 16,394 13,062 2,598 170,729	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
436 345 421 94 334 189 268 134 79 99 73 2,472	492 460 488 108 398 226 350 147 88 113 75 2,945	296 307 265 58 192 132 205 89 60 48 39 1,691	292 275 230 43 197 112 166 83 37 44 31 1,510	287 235 185 48 198 87 140 61 42 54 31 1,368	212 149 125 27 130 85 107 59 29 37 22 982	132 110 70 34 85 55 70 33 18 16 13 636	49 26 14 4 31 15 28 10 5 14 1 197	16,066 11,939 11,093 4,314 11,571 7,171 10,065 5,508 3,646 3,415 2,965 87,753	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計

## 2 - 3 所得種類別状況

### (1) 所得種類別内訳

	X	分		人	<b>.</b>		所 得		申告納税額
		/)		主たるもの	従たる	もの	771 1寺	立	(主たるもの)
	_			人	外	人	外	千円	千円
事		崔 等 所	得	114,040	2,842	14,754	2,709,217	422,264,448	28,657,742
業	農	業所	得	5,404	8,449	25,322	2,743,296	22,526,509	627,022
1 (		計		119,444	11,291	40,076	5,452,513	444,790,957	29,284,765
利	子	所	得	26	- [	531	-	248,736	4,001
配	当	所	得	280	-	17,032	-	15,556,281	544,086
不	動	産 所	得	47,219	2,586	82,619	1,152,398	270,178,953	17,935,724
給	与	所	得	175,185	- [	47,256	-	966,030,280	29,663,059
総	合 譲	暖渡 所	得	129	1,016	908	451,949	1,262,966	489,524
-	時	所	得	4,448	-	23,850	-	27,075,769	1,497,041
雑		所	得	79,204	-	95,940	-	216,251,712	3,246,661
(損	員益通算	による差額	額)	-	- [	-	6,091,247	2,504,802	-
	合	計		425,935	14,893	308,212	13,148,108	1,943,900,456	82,664,861
		阴譲渡所			62	240	-	751,157	134,327
分	雛 長 其	阴譲渡所	f得	7,455	122	2,437	-	102,739,192	17,176,972
株	式等の	譲渡等所	斤得	373	-	684	-	8,574,978	1,477,886
山	林	所	得		2	147	-	288,637	22,568
退	職	所	得	254	-	720	-	4,537,327	91,259
	総	計		434,149	15,079	312,440	13,148,108	2,060,791,748	101,567,872

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成15年3月31日

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。

- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は 事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

<u>(4) 八只切示于比较</u>					
区分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	人	人	人	人	人
★ 営業等所得	130,544	164,342	150,401	138,460	128,794
事農業所得	37,582	40,292	34,886	36,104	30,726
	168,126	204,634	185,287	174,564	159,520
利 子 所 得	640	659	662	556	557
配当所得	20,430	19,221	20,319	18,139	17,312
不 動 産 所 得	125,341	138,756	136,481	132,392	129,838
給 与 所 得	230,078	243,776	238,657	233,118	222,441
総合譲渡所得	1,055	1,144	960	1,442	1,037
一 時 所 得	32,320	30,575	24,058	26,356	28,298
雑 所 得	145,981	187,591	184,023	180,587	175,144
分離短期譲渡所得	359	390	380	395	325
分離長期譲渡所得	13,448	12,650	12,358	10,916	9,892
株式等の譲渡等所得	1,210	1,651	1,261	944	1,057
山 林 所 得	363	414	331	272	194
退 職 所 得	370	676	650	878	974
合 計	739,721	842,137	805,427	780,559	746,589

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
★ 営業等所得	473,933	511,304	490,868	465,528	422,264
事農業所得業	32,029	29,052	23,939	24,919	22,527
	505,962	540,356	514,807	490,446	444,791
利 子 所 得		420	386	290	249
配当所得		14,280	17,187	16,843	15,556
不動産所得	254,993	268,331	271,383	268,955	270,179
給 与 所 得	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711	966,030
総合譲渡所得		1,474	1,147	2,141	1,263
一 時 所 得		27,135	23,327	27,526	27,076
雑 所 得	185,723	238,015	235,045	225,789	216,252
損益通算による差額分	1,160	1,192	1,461	4,265	2,505
分離短期譲渡所得		1,034	865	910	751
分離長期譲渡所得		145,278	142,371	116,283	102,739
株式等の譲渡等所得	8,646	15,795	11,467	10,031	8,575
山 林 所 得		553	568	434	289
退 職 所 得	2,035	3,833	3,582	4,632	4,537
合 計	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258	2,060,792

(4) 業種別内訳

(4)	未作了	ואמניוו								_					1
	X		分		人			員			所	得	金	額	申告納税額
	<u> </u>		<i>)</i>		主たるもの		た	る	もの			।ग	علد	口只	(主たるもの)
					人	外			人	. 5	<b>가</b>			千円	千円
営	業等	所	得												
畜	産	水	産	業	3,514		124		675		70,	184	12,	780,738	717,712
医	療	保	健	業	5,044		55		351		121,	872	81,	317,645	11,462,342
		理士、	建築		1,715		106		429		61,	313	17,	636,668	1,745,953
そ		也_ の		業	17,656		355		3,646		158,	669	49,	695,853	2,073,009
各	種商		小売		21		2		1		3,	153		75,370	4,185
飲	食料		小 売		4,121		306		941		248,	844	11,	157,103	497,541
		まわり	品小麦		1,199		73		161		66,	558	3,	170,596	158,211
家	具	小	売	業	70		9		9		15,	922		219,964	10,058
			類小		3,156		159		441		159,	095	10,	264,652	540,564
機			小売		1,650		61		136		44,8	858	4,	767,908	193,200
そ	の_他		小_売		1,801		169		926		223,	379	5,	748,526	299,771
料	理	飲	食	業	10,143		315		833		338,		- ·	831,375	984,179
卸		売		業	2,201		90		273		133,	302	7,	708,533	479,654
製	造	小	売	業	2,089		46		131		43,	230	6,	541,247	311,577
製	造	卸	売	業	2,064		51		229		88,	618		888,564	357,871
受	託	加	工	業	3,484		64		364		85,	385	10,	943,404	534,606
修		理	_	業	3,221		32		207		29,		<b>=</b>	316,210	438,005
サカ	_	ビ	ス	業	13,531		271		1,089		283,		<b>=</b>	660,772	1,899,298
建		設		業	27,536		141		908		146,		- ·	470,890	4,310,453
そ	の 1	也 の	)営	業	9,824		413		3,004		387,	555	31,	068,430	1,639,555
<u></u>	ì			計	114,040	2	,842		14,754		2,709,	217	422,	264,448	28,657,742

<sup>(</sup>注)「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、た 用語の説明 1 ばこ小売業等が含まれる。
  - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業 等が含まれる。

  - 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
  - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、 公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
  - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職 業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、 易者等が含まれる。

# 3 源泉所得税

統計表を見るに当たって この章は、平成14年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉 所得税の課税の全容を捕えたものである。

<i></i>	
1 利子所得(源泉分離課税)	15%
2 配当所得 (1) 株式等	İ
\	20%
11.0 . A A L 10 - A A L 10 - A A A A A A A A A A A A A A A A A A	35%
	20% 15%
(2) 証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税) (注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。	15%
3 割引債の償還差益(源泉分離課税)	16• 18%
— X11 - V	20%
5 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	
「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
(1) 原稿料等(所得税法第204条第1項第1号) 、	
・ 弁護士、税理士等(同第2号) 1回の支払金額100万円までの部分	10%
職業野球選手、騎手等(同第4号)	200/
芸能等についての出演、演出等(同第5号) 1回の支払金額100万円超の部分―― 契約金(同第7号)	20%
(2) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) = 1回の支払金額1万円を超える額、	
職業拳闘家(同第4号) = 1回の支払金額5万円を超える額	ļ
外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) = 月中の支払金額12万円を超える額 バー、キャバレーのホステス等(同第6号) = (5千円×日数)を超える額	10%
広告宣伝の賞金(同第8号) = 1回の支払金額50万円を超える額	!
競馬の馬主が受ける賞金(同第8号) =(賞金額の20%+60万円)を超える額 <sup>ノ</sup>	į
(3) 診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%
(4) 芸能法人(所得税法第174条)	10% 10%
9 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)	. 5 /0
(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%

#### (1) 利子所得等の課税状況

( ' '	4.3 7 1/1	11,11,000	H/K 1/0 1/	(7)		課		税			分			非	 課
	X		分			亦		化			Л				
			מ		支	払	金	額	源	泉	徴収	7 税	額	老人等非課税	
-								千円					千円	蓄非課税分	<u> </u>
平	成	10	年	分		22	M 420	0,652			50 ·	163,0		93	286,314
-	13,5			71			•	•						•	· ·
		11					•	5,466				821,4			720,566
		12				1,46	4,26	3,808			218,8	380,7	749	541,	988,586
		13				1,94	5,87°	1,870			290,7	798,2	236	615,	124,001
		14				46	5,15	7,914			69,8	882,	121	116,	214,177
公				債			59	6,153				89,	423		149,634
社				債			5,04	5,895				760,	921		182,464
預	(郵	便	貯	金		40	9,36	8,910			61,	516,	339	107,	844,122
貯.	銀	行	預	金		2	23,59	6,154			3,	534,	704	4,	085,124
	銀行以外	小の金融	機関の	碩金利子		•	16,29	8,305			2,	443,	116	3,	536,726
金	勤 務	先 預	金の	利 子			4,81	2,327			•	723,	774		17,628
合 [	司 運 用 俑	言託の	収益(	の分配			1,94	7,736			:	290,	486		398,092
公礼	社債運用	信託の	り収益	の分配			2	1,340				3,	201		387
	小		計			46	61,68	6,820			69,	361,	964	116,	214,177
	期積金の	D給付	補て	ん金等			3,31	5,340		<u>-</u>	-	496,	638		-
<u></u>	名組合契分配、当	上 命 保		く 利 益の差 益			15	5,754				23,	519		-
割	引債	の償	還	差益				-					-		-
		計				46	5,15	7,914			69,8	882,	121	116,	214,177

調査対象 平成14年2月から平成15年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収 高計算書」に基づいて作成した。

- (注)1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)のほか、第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
  - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)のほか 租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子 所得に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。

#### (2) 配当所得の課税状況

<u>(~)</u> =	<u> </u>	J 45 HVIV I	70 ////0										
	X		分		_	· #	设 課	7	锐 分	非	課	税	分
		<i></i>			人	員	支 払 金	額	源泉徴収税額	人	員	支 払	金 額
						人		千円	千円		人		千円
平	成	10	年	分		-	106,450	792	21,282,489		-	8,0	58,139
		11				-	100,429	122	20,033,284		-	8,0	02,334
		12				-	111,161	270	22,188,457		-	11,2	18,508
		13				-	110,343	129	22,060,088		-	14,4	50,564
		14				-	122,711	521	24,542,148		-	13,4	37,422
	は 利 息 と、 基 3	の配 金利息	当 、 剰 息 の 分	余 金 配 等	2,800	0,132	122,708,	430	24,541,686	9	9,123	13,43	35,964
公募私募	<b>፤証券投</b> 資	賃信託の	収益の	分配等		-	3,	091	462		-		1,458
		計				-	122,711,	521	24,542,148		-	13,43	37,422

調査対象 配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払 調書)」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書 に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
  - 2 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する非課 税分である。
  - 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税 は個人のみが適用を認められている。

税 分	合	計	
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源泉徴収税額	区 分
千円	千円	千円	
130,786,761	548,493,727	50,163,043	平 成 10 年 分
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13
66,660,727	648,032,818	69,882,121	14
8,362,840	9,108,627	89,423	公債
21,618,861	26,847,220	760,921	社 債
2,133,820	519,346,852	61,516,339	郵 便 貯 金)預
22,650,662	50,331,940	3,534,704	銀行預金貯
11,545,695	31,380,726	2,443,116	銀行以外の金融機関の預金利子
-	4,829,955	723,774	勤務先預金の利子
40,605	2,386,433	290,486	合同運用信託の収益の分配
-	21,727	3,201	公社債運用信託の収益の分配
66,352,483	644,253,480	69,361,964	小 計
308,244	3,623,584	496,638	定期積金の給付補てん金等
-	155,754	23,519	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益
-	-	-	割 引 債 の 償 還 差 益
66,660,727	648,032,818	69,882,121	計

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人の みが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償 還差益に対する分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条(少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(少額公債の利子の非課税)及び第4条の2(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離	(選択)課	税適用分	合	計	_			
人員	支払金額	까 汞 餌 収 柷 頞	支払金額	까 汞 餌 収 柷 頞	☒		分	
人	千円	千円	千円	千円				
-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964	平 成	10	年	分
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333		11		
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226		12		
-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273		13		
-	2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967		14		
4,757	2,389,594	836,358	138,533,988	25,378,044	利益又は利の分配、	」息の配 基金利	, 当 、 息 の:	剰余金分配等
-	83,620	12,461	88,169	12,923	公募私募証券	投資信託	の収益の	の分配等
_	2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967		計		

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている 資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は 多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 利子等の支払調書 配当、 剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 給与 所得の源泉徴収票 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 (3) 給与所得、退職所得の課税状況

(0) //	וווור או	75-14W171 113 42 H	1 170 17 1770				
	X	$\triangle$	官	公	庁	そ	の
		)J	人員	支払金額	ルぶ カメ 1±X 4X 作び 安百	人 員	支払金額
			人	千円	千円	人	千円
4A I	「俸給、	給料、賞		2,085,751,044	91,705,012	3,664,981	10,506,315,040
給与、 所得	日雇労	働者の賃	金 -	4,883,297	132,742	-	323,697,705
111111111111111111111111111111111111111		計	-	2,090,634,342	91,837,754	-	10,830,012,745
退	職	所 :	导 15,553	196,326,426	5,081,228	70,241	490,421,623
災害減	<b>免法により</b>	徴収猶予したも	<b>カ</b> -	-	-	-	-

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。 (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

(4)	和一刀刀付、	区域の一分の赤	ルツハル・フォー	レレナス			
			給	与	所	得	
	区分	官	广	そ の	他	合	計
		支 払 金 額	// 水 1以 以 优 安	支 払 金 額	/	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給	平成10年分	2,512,924,873	104,663,990	11,280,211,086	377,801,990	13,793,135,959	482,465,980
与	11	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
	12	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
所	13	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
得	14	2,090,634,342	91,837,754	10,830,012,745	344,449,694	12,920,647,086	436,287,448
退	平成10年分	202,285,660	4,479,461	420,653,055	7,098,984	622,938,715	11,578,445
職	11	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706
	12	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
所	13	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212
得	14	196,326,426	5,081,228	490,421,623	9,308,052	686,748,049	14,389,280

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

#### (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

(5)	上场怀	ᆪᇴ	の 議 没 別 作	すせいは	<u>、八八八八十7</u>	兀												
		X		分			譲	渡	利	益	金	額	源	泉	徴	収	税	額
												千円						千円
平	万.	ķ	10	年		分				21	,438	, 885				4	1,287	,777
			11							92	,209	, 125				18	3,441	,825
			12							101	,613	, 930				20	322,	,786
			13							37	,852	, 605				-	7,570	,521
			14							35	, 353	, 400				-	7,070	,680
信	月		取	引		等				1	,962	,755					392	,551
信 転	挡	2	社	債		等					379	,010					75	,802
そ	の	他	上 場	株	式	等				33	,011	, 635				(	6,602	,327
			計							35	, 353	, 400				-	7,070	,680

調査対象 平成14年2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他		合	計	X	分
源泉徴収税額	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額		)J
千円	人	千円	千円		
342,710,073	4,344,300	12,592,066,085	434,415,085	俸給、給料	・ 賞 与 )
1,739,621	-	328,581,002	1,872,363	日雇労働者	「、 買う   給与
344,449,694	-	12,920,647,086	436,287,448	計	) WH
9,308,052	85,794	686,748,049	14,389,280	退職	所 得
-	-	-	-	災害減免法によ	り徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予する こと。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるも のである。

### (6) 報酬、料金等の課税状況

(0)		<u>·♥フォжヤ泥ィスノノレ</u> ズ	分		人	員	支 払	、金額	源泉徴収税額
						人		<u>千円</u>	
平	成	10	年	分	820	,913	613	,673,386	36,490,464
		11			784	,654	581	,744,493	36,084,563
		12			766	, 465	533	,550,080	35,288,774
		13			1,160	,897	568	,094,523	33,939,591
		14			931	,522	552	,862,278	32,691,019
法	<i>﹝</i> 原稿料、作	曲料、放送憩	付金等の報酬	又は料金	149	,510	17	,892,930	1,769,343
	弁護士、	税理士等	の報酬又	は料金	307	,936	85	,716,256	8,996,037
第	診	察	報	西州	7	,247	137	,805,550	12,563,169
204	職業野球の	選手、騎手、タ	、交員等の報	州又は料金	56	,227	74	, 387 , 527	5,348,140
条	芸能等につ	ついての出演	寅等の報酬	又は料金	11	,030	4	,460,890	443,418
該	バー、キャ	バレーのホス	テス等の報酬	州又は料金	10	, 198	14	,469,741	926,242
	契 約	金	· 賞	金	3	, 345	1	,844,177	173,518
当		小	計		545	,493	336	,577,071	30,219,867
法第2	203条の2該当	公 的	年 :	金等	84	, 264	101	,795,463	1,335,642
法 第	207 条 該 当	生命保険契	約等に基	づく年金	295	,748	106	,210,282	336,635
法 第	174 条 該 当	芸能人の役務提	供法人等の報	酬又は料金	6	,017	8	,279,462	798,876
		計			931	,522	552	,862,278	32,691,019
災	害 減 免 法	により徴し	以猶予し	たもの					

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」に基づいて作成した。 調査方法 標本調査 (7) 非居住者等所得の課税状況

(I)	非店'	正田	ᢋ᠘	$\eta \eta \sigma v$ .	ノロホイン	じハハル	<b>ს</b>										
										支		払	金		額		
		<u>X</u>		分			人	員	課	税	分		税分又 . 税分	総	額	7	源泉徴収税額
								人			千円		千円	3	千	円	千円
公有	社 債、	預	貯	金の	利于	子等		-		258,	020		-		258,020	0	36,135
利益	益又は	利息	. [	_	般	分	;	3,778	1,	961,	162						402,510
	己当、 D分配			源泉課稅	分離	選択 引分		9			466						93
金禾	削息の	分配	; [		計		;	3,787	1,	961,	628	4	17,739	2,	009,367	7	402,603
匿名	組合契	約に	基	づく収	益の	分配		-		5,	123		-		5,123	3	512
給	与	•		賞	与	等	:	2,701	2,	436,	578	3,50	7,329	5,	943,907	7	417,572
退		職		所		得		31		60,	920		-		60,920	0	12,184
役	務		の	\$	報	쌤		1,457	3,	144,	712	7	70,178	3,	214,890	О	620,548
	所有権そ ! 用 料 又							73	3,	384,	693		-	3,	384,693	3	339,174
著作	権の使用	料又	はそ	の譲渡	による	対価		54		843,	977		-		843,977	7	96,983
貸	付	金		の	利	子		5		54,	423		-		54,423	3	5,618
	産、採石 ご空 機 、							690	1,	369,	632	1	12,606	1,	382,238	8	272,195
機	械	等	の	使	用	料		-			-		-			-	-
± ±	池等の	り譲	渡	によ	る対	寸価		55		739,	713		-		739,713	3	74,774
人自	的役者	务 提	供	事 業	の対	寸価		118		219,	703		-		219,703	3	24,671
生命	市保 険	契約	等	に基	づくst	年金		9		1,	847		-		1,847	7	259
賞						金		32		4,	000		-		4,000	0	800
	í	合		計				-	14,	484,	969	3,63	87,852	18,	122,821	1	2,304,028

調査対象 平成14年分の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計 表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」に基づいて作成した。

調査方法「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

### (8) 加算税の状況

	X		分		不	納	付	加	算	税	重	加	算	税	計	
										千円				千円		千円
利	子	所	得	等					2	,669				-		2,669
配	当	所	得	等					13	,006				158		13,164
給	与		所	得					714	, 952				71,820	7	786,772
退	職	Ì	所	得					10	,860				-		10,860
報	洲 · >	料金	等所	f得					43	, 947				504		44,451
非儿	居住	者	等所	得					64	,720				9,377		74,096
	合		計						850	, 152				81,859	g	32,010

左	のう	ちる	且稅	特,	別才	昔 置	法	又	は	租税	条	約	にょ	り譲	税(	の軽減を受	けたもの
		X			分				適	用	の	内	容	人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額
<i>/</i> /	社 債	3	項 貯	定金	の	利	子	笙	租税特				税条約		人	千円	千円
4	11. 原	, ]	'只 只.	J <u>37</u>	U)	ተካ	7	ή	の適	用を	受	けた	もの		-	-	-
	益又は和								和税冬	sán ni	商田な	- 受什	たもの	2	472	5,229,141	272,133
基	金	利	息	*	の	分	•	配	111000		2713	17	70 00		, -1/2	0,220,141	272,100
給	与		•	賞		与		等	租税条	約のi	適用を	受け	たもの		_	_	_
退	3	職			所	-							たもの		_	_	_
役	<b>₹</b>	务	σ.	)	<b>‡</b>	冠		酬	租税条	約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
	美所有権そ は そ		)技術 譲 渡		る権 よ	利等( る	の使月 対	用料 価	租税条	約の道	適用を	· 受け	たもの		38	620,402	61,808
1 '	「なって 乍権の使			•		_	,		租税条	約の词	適用を	受け	たもの		11	46,736	4,673
貸	付	1	金	の		利		子	租税特 の 適	別措置 用 を	置法又 受	くは租 け た	税条約 も の		2	52,657	5,265
不動機	加産、採る 、 船	i権の1 舶 の	貸付、 貸	租鉱村	権の記	设定 S : る	マは船 所	亢空 得	租税条				たもの		-	-	-
機	械	等	σ.		使	用				約の道	適用を	受け	たもの		-	-	-
人	的 役	務:	是 供	も 事	業	の	対	価	租税条	約の道	適用を	受け	たもの		-	-	-
賞								金	租税条	約の追	適用を	受け	たもの		-	-	-
		合			計									2	,523	5,948,936	343,879

### (9) 税務署別課税状況

(9)	176373	者別課稅次	<i>11</i> 16	<b>サナ</b> かった			+0 =0		
署	名	利子所得等	配当所得	株式等の譲 渡 所 得 等	給与所得等		報酬・料金 等 所 得		合 計
		千円	千円	<u>版 別 待 寺</u> 千円	千円	千円	<del>寸 /// 1寸</del> 千円	F/I   1号   千円	千円
鳥	取		492,389	155,093	13,914,884	743,056	1,560,735	46,087	17,177,862
米	子	185,855	226,426	133,378	10,619,681	383,128	325,729	7,149	11,881,347
倉	吉	94,420	67,768	38,347	3,766,002	96,613	116,869		4,180,019
鳥耳	又県計		786,583	326,818	28,300,567	1,222,797	2,003,333	53,236	33,239,228
71.9 - I	X >1 H 1	,		3_2,2	,	,,,	_,,		,,
松	江	9,226,177	639,511	190,265	17,862,305	1,138,017	1,906,376	29,548	30,992,200
	田	70,191	108,305	41,688	3,859,793	31,011	147,666	6,552	4,265,205
浜 出	雲	121,749	477,240	19,192	6,683,093	115,444	186,409	14,414	7,617,542
益	田		47,370	29	2,485,882	11,734	104,006	6,025	2,703,366
石馬			30,480	-	1,306,795	5,829	40,058	960	1,408,887
大	東	39,885	36,694	-	1,981,552	8,950	51,003	-	2,118,084
西	郷	12,555	36,664	-	993,058	6,096	31,515	3,949	1,083,836
島根	信果切	9,543,642	1,376,264	251,174	35,172,478	1,317,081	2,467,033	61,448	50,189,120
	山東	17,251,514	1,599,924	1,048,748	31,914,370	1,319,342	1,864,715		55,121,758
	山西		1,420,085	167,099	18,510,540	652,856	3,678,430	79,197	24,777,242
	大 寺		154,454	-	3,805,658	126,626	89,378	3,470	4,252,502
児	島		109,713	20,152	3,382,264	51,382	219,513	3,082	3,841,263
倉玉津玉	敷		803,159	323,098	18,733,979		689,085	142,925	21,570,416
玉	島		64,364	9	3,477,670	83,230	83,931	101	3,787,142
津	Щ		161,938	83,862	6,996,352	175,774	207,981	38,661	7,787,216
玉	野		88,329	50,111	2,552,073	50,112	203,157	288	2,983,967
笠	岡		164,410	21,246	4,605,320	107,391	135,504	13,506	5,161,071
高	梁		60,676	-	2,088,668	26,593	48,538	4,900	2,283,478
新	見	23,477	23,613	-	1,162,011	26,482	27,063	726	1,263,373
瀬	戸	98,137	77,907	-	4,191,971	53,214	113,767	1,041	4,536,038
久	世		64,266	14,728	1,541,459		62,042	-	1,725,875
回口	」県計	18,546,047	4,792,838	1,729,053	102,962,335	3,226,919	7,423,104	411,043	139,091,341
広	島東	24,690,432	4,627,630	957,530	53,877,122	3,073,959	3,805,529	181,775	91,213,976
広	岛南		702,957	452	10,388,159	271,884	518,424	78,560	12,106,647
	島西		5,078,574	1,737,095	28,741,470	693,883	7,341,069	198,216	44,087,415
広	島北		294,781	15,442	11,069,334	112,001	333,977	43,793	12,071,684
12	呉	443,010	392,627	136,567	13,653,104	684,409	315,518	300,620	15,925,854
竹	介原		66,202	11,065	2,606,706	61,795	78,120	25,156	2,952,422
=	原		124,289	62,871	5,170,483	196,326	184,938	72,003	5,905,182
三尾	道		118,233	79,006	6,894,913		225,146		7,590,768
福	Щ		1,220,785	511,502	23,084,133	361,055	1,153,860	111,915	26,847,633
府	中	145,883	136,785	133,121	4,673,688	77,321	268,824	11,331	5,446,953
三	次	56,541	47,500	35,828	2,418,452	17,373	73,661	3,213	2,652,569
庄	原	35,619	43,765	144	1,541,304	17,886	26,674	63	1,665,454
三庄西廿	条	116,890	263,251	39,998	7,861,761	213,659	182,148	94,501	8,772,207
廿	日市	168,728	347,294	64,391	9,069,545	180,245	425,067	89,778	10,345,049
海	田		798,246	653	13,473,243	271,078	271,609	47,744	15,252,205
吉	_ 田		65,204	-	1,193,504	5,341	33,773	-	1,327,945
広島	易県計	27,469,859	14,328,123	3,785,665	195,716,921	6,354,764	15,238,337	1,270,296	264,163,963
<u> </u>	-	40			40.54= =-				00.0===
下	関	12,700,855	864,575	225,744	13,947,569	370,438	826,032	22,704	28,957,917
宇	部		725,841	225,272	10,534,228	423,135	276,557	59,621	12,456,789
山	<u>,</u> [		1,059,853	49,222	16,552,596	913,049	2,953,333	116,146	21,836,546
	萩	42,115	35,227	15,841	2,016,894	15,438	75,516		2,202,339
徳	山		1,021,759	228,458	10,520,411	127,857	540,359	68,603	12,691,675
防 岩	府 国		100,252	54,913	4,195,283	132,274	244,078	637	4,838,466
石	光		149,678	114,056	7,436,261	201,574	228,026	225,257	8,485,057 3,573,613
		61,919 43,470	49,215	10 150	3,349,116		75,040 56,431		3,573,613
長 柳	門 井	43,470 60,594	38,938 46,256	12,153 52,311	1,676,726 1,979,132	18,010 16,624	56,431 61,513	2,210 3,491	1,847,937 2,219,921
厚	狭		15,565	52,311	1,979,132	11,891	222,327	7,134	2,219,921
序  山 [			4,107,159	977,970	74,135,147	2,267,719	5,559,212	508,005	101,331,892
" -	ㅋㅈ미	10,770,001	7,107,139	311,310	77,100,147	2,201,119	0,000,212	300,003	101,001,032
全	管 計	69,882,121	25,390,967	7,070,680	436,287,448	14,389,280	32,691,019	2,304,028	588,015,544
		1) 利子所得				得の課税状況			,,

(注)「(1)利子所得等の課税状況」~「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署 名 和 取子吉計	件 147 160 95 402	当 所 得 件 242 302	持定口座内保管於上場株式譲渡所得件 4	計 与 所 得 件 6,412	報酬・料金等所得件	件
	.02	106 650	3 1 7	6,412 6,485 3,429 16,326	5,810 6,128 3,467 15,405	18 9 1 28
松浜出益石大西島大 県 人 県	124 78 114 27 23 21 21 408	368 134 229 107 53 66 18 975	6 2 1 - - - 9	7,416 3,405 5,050 2,085 1,281 1,730 802 21,769	6,285 2,750 4,148 2,133 1,176 1,232 447 18,171	10 8 7 3 1 1 3 33
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	140 129 58 26 169 46 57 21 69 49 13 58 27 862	425 382 76 84 267 62 130 70 76 38 39 65 45	12 1 - 1 5 - 2 1 1 - - - 1 24	9,430 9,381 2,877 2,720 9,235 2,563 5,002 1,630 2,841 1,303 857 2,994 1,301 52,134	9,026 8,619 2,251 2,518 8,621 2,107 5,344 1,455 2,414 965 918 2,306 1,311 47,855	41 28 9 9 27 2 14 2 5 2 1 4 1 145
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	120 50 122 101 78 43 51 80 207 68 25 26 42 104 69 20 1,206	373 198 608 211 202 58 86 170 421 111 58 68 88 158 127 22 2,959	11 - 3 1 3 1 3 3 10 2 2 - 2 3 - 44	8,742 5,124 11,310 8,948 6,873 2,162 2,745 5,070 12,419 3,912 1,582 1,132 3,234 6,382 4,649 1,075 85,359	8,275 4,775 11,063 7,657 6,662 1,514 2,775 4,379 11,392 3,850 1,087 823 2,885 5,755 4,051 706 77,649	61 20 52 20 23 4 15 16 52 13 7 4 12 23 16 -
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管質部口 山府国 門井狭計 計	155 84 92 38 65 58 82 43 52 42 39 750	346 260 191 51 232 114 111 46 52 46 31 1,480	5 5 2 1 5 3 3 - 1 2 - 27	7,413 5,704 4,653 2,048 5,581 2,985 4,202 2,356 1,711 1,575 1,235 39,463	7,192 4,754 3,732 1,280 4,516 2,150 3,163 1,624 1,042 1,014 914 31,381	13 12 10 1 20 5 25 5 2 15 4 112

調査時点 平成15年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

#### 4 法 人 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度についての法 人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけにつ いて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益 金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法	/ 法		"		内 国	]   è	音 通	法人						
		会 (	活動			大		中の会社	等	人村	各の	ない	社団	等
人	人	社			大会社									
税	*-		会		3会社		4+ <i>T</i> #.	<b>-&gt;</b>		177		<b>/</b> /	^	**
	数	標	社等		資会社 艮会社			な法人 本銀行		協	同	組	合	等
課〈	രി	本)	₹		R云和 K会社			平城1」 七学研:	空昕					
税	0,5		相	互	会	- 社			取引所	公	益	法	A	等
17元	状	調	医	療	法	人			力研究所			,,,		``
状		查し	企	業	組	合								
	況	<u> </u>					_			外	玉	;	法	人
況	<b></b>													

### 用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲 公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人=法人税の納税 義務を有しない。(例:国民生活金融公庫・住宅 内に本 金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放 送協会・日本貿易振興会) 作店又は、 公益法人等 ・・・法人税法別表第2に該当する法人 = その法人の所 得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課 税される。(例:宇宙開発事業団・小型自動車競 主たる事業所を有する法 走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工 会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《N 内国法人・・・ PO法人》) 協同組合等・・・法人税法別表第3に該当する法人=課税の範囲に ついて特例はないが、普通法人に比べ適用される 税率が低い。(例:農業協同組合・漁業協同組合 ・労働金庫・信用金庫・森林組合) 人格のない ・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 社団等 めがあるもの = 収益事業から生じた所得について のみ課税される。 普通法人・・・上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。

外国法人・・・内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

事業年度・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、 2

年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。

資本金・・・事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、 3 資本積立金額は含まない。

法 人 税 の 税 率 (平成11年4月1日以後開始事業年度)
<ul> <li>1 各事業年度の所得         <ul> <li>(1)協同組合等・公益法人                 所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul></li></ul>
2 清算所得 (1)協同組合等 清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.5% (2)普通法人等
清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27.1% 3 同族会社の留保金 各事業年度の留保所得金額から、 資本金の25%相当額からその事業年度末の利益 積立金額を控除した金額、 所得等の金額の35%相当額、 年 1,500万円のうち最も
多い金額を控除した金額 年3,000万円以下の金額の ・・・・・・・・・・・・・・・・・10% 年3,000万円を超え1億円以下の金額の ・・・・・・・・・・・・・15% 年1億円を超える金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・20%

# 4-1 課 税 状 況

### (1) 現事業年度分の課税状況

(1)	,,,,			クリア	71170	,,,,,			内		国	:	<del></del> 法	
	[	X		5	ì		普	通法	人	人格の	ない社団等	協同	組合	等
							事業年度数	金	額	事業年度数	金 額	事業年度数	金	額
									千円		千円			千円
税			平	成 1	10 年	度	44,945	370	, 383 , 851	170	76,353	2,185	18,2	247,740
額				1	1		42,325	337	,693,829	213	83,886	2,201	15,2	255,314
合	{			1	2		43,109	359	,018,313	231	86,761	2,155	12,0	17,472
				1	3		43,850	363	,668,888	357	135,117	2,107	11,0	48,392
計	l			1	4		43,166	300	, 303 , 358	458	164,543	2,094	8,7	67,515
			所				43,026	990	, 851 , 147	462	714,767	2,223	41,3	373,048
法	確定申	告	所	得に	対す 額	「る税	42,879	294	,316,172	458	163,704	2,195	9,1	01,763
定			税			額	42,808	294	,957,220	454	161,739	2,082	8,6	16,503
	修正申	<u>_</u> [	所	得	金金	き 額	2,909	24	,537,387	11	11,230	83	5	542,326
事	修正中	<b>"</b> )	. 税			額	2,903	4	,477,965	13	2,547	87	1	20,196
業	処理によ 増差税額		所	得	<b> 3</b>	き 額	50	21	,718,006	-	-	2		16,743
未	あるも			額	55		436,159	-	-	2		2,081		
年	処理によ		所	得	金金	至 額	279	1	,580,896	2	409	20		50,954
	減差税額あるも		税			額	444	1	,076,635	2	116	22		11,523
度			. 所	得	金金	至額	43,353	1,038	,511,061	466	727,289	2,228	41,8	81,164
分	計	{	所	得に	対す 額	「る税	43,208	299	, 394 , 671	462	166,509	2,201	9,2	13,616
			税			額	43,143	300	, 162 , 618	458	164,543	2,086	8,7	17,976
清質	所	得	j F	2	金	額	25		483,581	-	-	8	2	21,896
清算確定分	所 得	に	対	す	る	税額	23		139,754	-	-	8		49,698
正分	税					額	23		140,739	-	-	8		49,539
	税	額		合	言	†	43,166	300	, 303 , 358	458	164,543	2,094	8,7	67,515
過	少	申	告	加	舅	<b>税</b>	1,765		253,976	4	257	57		6,679
無	申	告		加	算	税	188		17,226	67	2,107	5		47
重		加		算		税	683		469,400	-	-	10		11,242
	税	額		総	言	†	-	301	,043,959	-	166,907	-	8,7	'85,483

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分の事績 調査時点 平成15年6月30日

人		hl		ı			<u>+</u> ⊥									
公益	法 人 等	- 外	国法	人	台	<u> </u>	計 			×	<u> </u>		5	}		
事業年度数	金額	事業年度数	金	額	事業年度数	金	額									
	千円	3		千円			千円									
781	2,156,58	2		93,421	48,083	390,	,957,945	平	成	10	年	度				税
776	2,055,11	3 1		258	45,516	355,	,088,405			11						額
800	1,683,91	2		26,654	46,297	372,	,833,116			12				}		合
809	1,940,25	5 2		54,960	47,125	376,	,847,610			13						
906	2,017,04	2 4		29,639	46,628	311,	, 282 , 098			14				J		計
903	9,164,31	6	1	02,532	46,620	1,042,	,205,810	所	得	2	È	額	)			
895	2,017,19	5		29,726	46,432	305,	,628,561	所名	导に	対 3 額	する	税	~ 確	定申	告	法
894	2,000,40	3 4		29,639	46,242	305,	,765,509	税				額	J			定
33	101,88	<b>1</b> -		-	3,036	25,	, 192 , 827	所	得	2	È	額	/(女	.T.d	· 4±	
34	24,28	ı -		-	3,037	4,	, 624 , 989	税				額.		§正申台	<u> </u>	事
-	-	-		-	52	21,	,734,750	所	得	2	È	額		理に。 差税額		業
-	-	-		-	57		438,241	税				額.	<b>あ</b>	るも	5 O	*
10	26,30	-		-	311	1,	,658,560	所	得	2	È	額		理に。 差税額		年
13	7,79	-		-	481	1,	,096,071	税				額	∫ b	るも	頭の 5 の	<u> </u>
915	9,241,40	6	1	102,532	46,968	1,090,	, 463 , 452		得		È	額	)			度
907	2,033,83	5		29,726	46,783	310,	,838,353	所名	导に	対す 額	する	税	}	計		分
906	2,017,04	2 4		29,639	46,597	311,	,091,819	税				額	J			
-	-	-		-	33		705,477	所		得			金		額	
-	-	-		-	31		189,452	所	得	に	対	す	る	税	額	算確 完
-	-	-		-	31		190,278	税							額	定分
906	2,017,04	2 4		29,639	46,628	311,	, 282 , 098		税		額		合		計	
20	1,69	-		-	1,846		262,604	過	少	E	ŧ	告	加	Ĵ	算	税
33	2,14	-		-	293		21,527	無	Ħ	3	告		加	算	Ī	税
2	12	-		-	695		480,765	重		ţ	JΠ		算			税
-	2,021,00	5 -		29,639	-	312,	,046,993		税		額		総	ī	計	

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額 が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

<sup>2</sup> 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額 などの控除額を差し引いた税額をいう。

### (2) 既往事業年度分の課税状況

(2	<i>)</i> []/	いエチ	*未~	F及分	ノロ木作儿・	1ハル							
							内		国			法	
	X	分		普		法	人	人格	らのない	社 団 等	協	同 組	合 等
				事 業 年度数	所 得	金 額	税額	事 業年度数			事 業 年度数	所得金額	
法						千円	千日	5	千円	千円		千円	千円
定	申	告	額	3,599	15,6	39,047	4,741,64	8 459	521,413	128,873	119	348,348	79,342
事													
		!による !のある		79	3,6	47,414	831,54	3 2	-	1	1	-	39,629
年													
		!による !のある		466	3,50	01,960	919,41	8 2	-	79	17	107,954	28,146
清	申	告	額	-		-	-	-	-	-	2	12,335	2,528
算													
確	処理 税額	!による !のある	増差	-		-	-	-	-	-	-	-	-
		!による											
分	税額	<b>う</b> のある	もの	-		-	-	-	-	-	-	-	-
過:	少申	告加領	算税	1,493		-	298,85	9 4	-	75	68	-	12,518
無	申台	告加 第	章 税	104		-	8,39	7 346	-	9,547	7	-	287
重	加	)算	税	1,902		-	1,034,76	- 8	-	-	24	-	5,611
	合	計	-	_			5,995,79	7 -	_	138,416	_	_	111,768
		пі		_			5,335,78	-	_	130,410		-	111,700

調査対象: 平成14年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間: 平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間に処理したもの

人										
公	· 益 法	 人 等	外	国 法	大		合	計	X	分
事 業 年度数	所得金額	税額	事 業 年度数	所得金額	税額	事 業年度数	所得金額	税額		
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		法
129	237,692	55,327	1	1,885	566	4,307	16,748,385	5,005,755	申告	額定
120	201,002	00,021	,	1,000	000	4,007	10,740,000	0,000,700		事
2	96,508	21,232	-	-	-	84	3,743,923	892,404	処理による	<sup>増差</sup> 業
	,						, ,	,	税額のある	ちもの 年
13	85,799	18,877	_	-	-	498	3,695,713	966,520	処理による	
									税額のある	分
-	-	-	-	-	-	2	12,335	2,528	申告	清 額
										算
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による 税額のある	ち増差 確し
										定
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による 税額のある	
										- Ln 555 TY
19	-	4,695	-	-	-	1,584	-	316,147	過少申告	加算柷
76	_	3,599	_	-	_	533	_	21,829	無申告	加算税
		2,230						,5_6		
6	-	1,380	-	-	-	1,932	-	1,041,758	重加	算 税
-	-	67,355	-	-	566	-	-	6,313,901	合	計

### (3) 税務署別課税状況

	的联税状况 法	定事	 業		分
署名	所 得	金額			額
	事業年度数		所得に対する税額	事業年度数	金額
鳥 取 米 子 倉 県 取 県 計	1,774 1,684 722 4,180	千円 22,667,815 23,715,735 6,660,837 53,044,386	千円 6,291,433 6,476,922 1,719,849 14,488,204	1,756 1,671 709 4,136	千円 6,091,489 6,616,313 1,690,809 14,398,611
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	1,734 693 1,137 467 285 483 145 4,944	55,267,609 8,261,237 22,098,758 5,266,039 3,050,108 5,630,496 1,806,156 101,380,403	15,787,037 2,243,341 6,101,947 1,421,636 806,424 1,558,657 499,243 28,418,284	1,727 682 1,137 463 280 480 143 4,912	15,599,804 2,262,550 6,113,247 1,453,073 804,612 1,562,036 509,640 28,304,962
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,395 2,425 562 533 1,945 465 1,080 390 525 289 237 536 330 11,712	94,531,656 48,412,106 8,678,423 10,134,090 33,867,192 8,311,971 19,846,643 4,780,795 19,919,389 3,759,303 2,259,346 6,473,083 2,960,415 263,934,411	27,440,125 13,619,035 2,463,404 2,911,609 9,598,689 2,345,227 5,614,150 1,324,902 5,496,247 1,037,827 585,852 1,766,409 806,266 75,009,743	2,369 2,403 559 527 1,943 461 1,071 388 521 288 236 524 327 11,617	27,688,187 13,819,303 2,524,410 2,717,654 9,574,041 2,437,796 6,021,343 1,343,262 5,650,815 1,036,941 585,252 1,782,495 868,921 76,050,420
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1,974 1,122 2,812 1,742 1,353 396 569 1,013 2,564 648 370 237 752 1,195 937 214 17,898	81,610,692 36,297,473 110,346,658 27,088,447 19,535,672 4,786,579 11,869,694 12,579,069 67,757,128 14,085,532 3,868,236 3,732,820 32,129,208 17,803,299 20,257,463 2,564,697 466,312,666	23,461,330 10,510,150 32,081,981 7,679,568 5,491,463 1,310,817 3,352,185 3,471,269 19,393,066 4,014,412 1,065,414 1,017,840 9,436,826 5,006,252 5,905,297 674,048 133,871,919	1,940 1,120 2,795 1,731 1,345 392 563 1,004 2,542 649 367 233 751 1,190 931 212	23,526,534 10,429,266 31,957,159 7,406,443 5,685,620 1,308,488 3,489,340 3,496,917 19,812,460 3,871,270 1,086,147 1,038,631 10,361,583 5,111,760 6,092,232 691,037 135,364,885
下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計	1,803 1,280 1,016 308 1,258 522 825 446 244 319 213 8,234	39,333,365 46,432,360 56,667,688 5,087,571 23,968,427 7,647,849 11,542,001 5,714,767 3,058,506 4,080,352 2,258,699 205,791,585	11,231,949 13,512,652 16,607,699 1,416,349 6,837,086 2,141,399 3,189,355 1,595,834 823,825 1,071,779 622,277 59,050,203	1,784 1,267 1,007 305 1,244 513 825 443 244 318 217 8,167	10,903,678 12,256,633 16,501,720 1,422,373 6,282,781 2,177,892 3,267,526 1,625,844 832,688 1,068,513 633,295 56,972,942

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清	章 確 2	定 分			
所 得	金 額	税額	税額合計	税額総計	署名
事業年度数	金額				
1 1 1 2	千円 - 1,941 2,533 4,474	千円 - 505 519 1,024	千円 6,091,489 6,616,817 1,691,328 14,399,634	千円 6,104,584 6,638,574 1,695,591 14,438,749	鳥 取 米 子吉 鳥 取 県 計
3 - 1 - - 1 5	28,572 - 4,066 - - - 22,102 54,740	7,743 - 1,086 - - - 5,988 14,817	15,607,547 2,262,550 6,114,333 1,453,073 804,612 1,562,036 515,629 28,319,778	15,630,003 2,266,417 6,122,892 1,456,659 806,721 1,568,002 516,614 28,367,307	松浜出益石大西島大川県大川県田田東郷計
2 - - 2 2 - - - 1 1 - 8	16,029 - 92,968 272,518 - - 24,937 - 1,697 408,148	4,329 - 33,406 73,851 - - 5,112 - 348 - 117,045	27,692,516 13,819,303 2,524,410 2,751,060 9,647,892 2,437,796 6,021,343 1,343,262 5,655,927 1,036,941 585,252 1,782,842 868,921 76,167,465	27,727,323 13,844,027 2,543,114 2,756,931 9,666,928 2,440,677 6,045,160 1,345,763 5,660,248 1,038,125 586,768 1,787,516 879,183 76,321,762	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2 3 1  - 1 1 1 - 1 - 1	3,165 4,962 25 - 3,129 116 - 484 - 25 - 161,916 - 173,824	1,041 1,345 7 - - - 848 31 - 131 - 7 - 37,245 - 40,654	23,526,534 10,430,307 31,958,504 7,406,450 5,685,620 1,308,488 3,489,340 3,489,765 19,812,491 3,871,270 1,086,278 1,038,631 10,361,589 5,111,760 6,129,477 691,037 135,405,539	23,620,960 10,448,578 32,073,073 7,429,929 5,710,797 1,311,305 3,495,529 3,522,085 19,855,549 3,881,497 1,087,849 1,040,587 10,377,332 5,135,780 6,142,952 693,794 135,827,595	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計
3 2 - 1 - - 1 - - 7	21,835 9,628 - 11,269 - 21,560 - - 64,291 705,477	4,476 2,097 - 3,054 - - 7,113 - - - 16,740 190,278	10,903,678 12,261,109 16,503,817 1,422,373 6,285,834 2,177,892 3,267,526 1,632,957 832,688 1,068,513 633,295 56,989,682 311,282,098	10,931,299 12,269,809 16,509,483 1,424,175 6,318,251 2,183,640 3,278,939 1,635,118 834,678 1,071,097 635,092 57,091,581	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計

# 4-2 法 人 数

### (1) 法人数等

		<u> </u>						所	Ť	得	金	額	
			<u>x</u>		分		法人数	利	Î	<del>兰</del>	欠	損	Į
								事業年度数	金	額	事業年度数	金	額
										千円			千円
	普	会		社等		146,689	41,277	968	,860,768	107,444	545,	625,015	
	通	企		業	組	合	165	30		105,935	140		247,309
内		相		互	会	社	-	-		-	-		-
	法	医		療	法	人	3,026	2,044	69	,542,803	992	5,	978,924
	人	特	定	目	的	会 社	2	2		1,555	-		-
国			1	J۱	計	-	149,882	43,353	1,038	,511,061	108,576	551,	851,248
	人	格	の	なし	1 社	団 等	783	466		727,289	324		256,778
	17-1	農及	業 び	協同	同連	組合会	278	137	10	,007,562	161	20,	189,707
  法	協	消及	費 组 び	E 活 同	協 同 連	月組 合 合 会	41	21	1	,940,969	22		245,764
	同			è業 組合	協同 を除	1組合	1,503	832	5	,644,492	702	3,	020,855
	組		業会、 業協同			組合、司連合会	300	149		587,772	151		840,581
1	合	森	林組	合及	び同	連合会	368	157	1	,255,640	211		201,952
	等	そ		Ø	D	他	1,855	932	22	,444,730	951	77,	072,463
	₽		1	J۱	計	-	4,345	2,228	41	,881,164	2,198	101,	571,322
	公		益	法	人	、等	1,837	915	9	,241,406	927	4,	877,802
外		国		法	人	等	25	6		102,532	20		320,198
		Ē	合		計		156,872	46,968	1,090	,463,452	112,045	658,	877,347

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分について、 平成15年6月30日までに申告又は処理(更正・決定等)をしたもの。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。

## (2) 税務署別法人数

		務署別法人数 ────────────────────────────────────										
署	名		<del></del> 普	——— 通	法	人		人格の		ル光	外国	合 計
		会 社 等	企業組合	相互会社	医療法人	特定目的 法 人	小 計	ない社 団 等	組合等	公 益 法人等	法人	
	取子吉以県計	4,123 4,255 1,857 10,235	4 4	- - -	99 130 61 290		4,227 4,389 1,922 10,538	30 23 16 69	235 161 105 501	93 65 29 187	- 1 - 1	4,585 4,639 2,072 11,296
松浜出益石大西島	江田雲田田東郷計	4,356 1,820 2,670 1,329 638 934 351 12,098	2 2 2 4 1 1 -	- - - - - -	105 31 88 18 18 20 2	-	4,463 1,853 2,760 1,351 657 955 353 12,392	28 23 16 10 10 14 3	256 108 125 51 56 84 43 723	135 42 50 17 13 16 10 283	-	4,882 2,026 2,952 1,429 736 1,069 409 13,503
児倉玉津玉笠高新瀬久	山山大東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	7,861 7,724 1,784 1,922 6,984 1,578 3,776 1,112 1,852 775 597 2,035 809 38,809	3 2	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	136 132 49 41 145 47 58 36 36 20 9 53 23 785	-	8,000 7,861 1,836 1,965 7,136 1,632 3,837 1,149 1,893 795 606 2,090 834 39,634	34 24 6 4 23 4 20 1 12 7 1 12 8 156	249 165 34 61 122 34 171 30 65 30 31 68 40 1,100	109 54 11 26 53 18 50 13 18 21 8 19 11	- 2 - 1 - - -	8,394 8,104 1,887 2,056 7,336 1,688 4,079 1,193 1,988 853 646 2,189 893 41,306
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広	高高高温泉 東南西北 原原道山中次原条市田田計	6,641 3,833 9,597 6,411 4,568 1,321 1,884 3,538 9,394 2,441 1,068 650 2,425 4,386 3,248 656 62,061	11 7 10 3 3 5 6 5 10 4 2 - 1 4 2	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	89 72 122 120 85 35 34 69 141 43 24 16 61 97 65 9	1 1	6,741 3,912 9,729 6,534 4,657 1,361 1,924 3,612 9,545 2,488 1,094 666 2,487 4,487 3,315 665 63,217	35 11 26 36 18 4 7 23 27 17 7 8 10 13 7 5	122 75 155 105 102 28 50 74 175 72 33 29 52 63 32 31 1,198	121 34 83 30 30 13 22 40 87 29 14 4 21 36 14 4 582	- 4 1 - -	7,020 4,032 9,998 6,705 4,811 1,407 2,003 3,749 9,834 2,606 1,148 707 2,570 4,601 3,369 705 65,265
下宇山 徳防岩 長柳厚		5,485 3,533 2,706 947 3,519 1,509 2,360 1,256 638 868 665 23,486	3 5 5 4 - 2 3 3 2 - - 2 7	- - - - - - - - -	111 107 72 30 73 44 79 30 16 12 13	1 - - - - - - 1	5,600 3,645 2,783 981 3,592 1,555 2,442 1,289 656 880 678 24,101	23 20 43 15 22 10 22 9 13 6 17 200	163 88 133 51 91 60 68 45 45 47 32 823	72 33 103 24 48 20 23 15 15 13 8 374	1 2 - 1 - - - - - 4	5,859 3,788 3,062 1,071 3,754 1,645 2,555 1,358 729 946 735 25,502

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

			利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業  種	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	食 料 品	3,366	841	23,553,854	2,576	19,051,262
	製糸、紡績、ねん糸	79	10	4,698,625	71	2,122,210
	織物	194	44	1,741,913	155	820,430
	ニット	34	4	29,393	31	132,629
	染 色 整 理	88	24	1,613,119	65	290,742
	その他の繊維工業	181	39	400,982	145	416,414
製	衣服その他の繊維製品	2,141	368	10,011,053	1,816	10,438,296
75	木材、木製品	1,088	244	8,070,462	858	5,403,609
	家 具 、 装 備 品	1,008	168	1,376,486	856	5,356,842
	パルプ、紙、紙製品	333	139	5,907,003	197	948,570
	新聞、出版、印刷	1,442	383	9,608,294	1,076	3,050,854
	化 学 工 業	379	182	39,454,170	205	6,673,611
	石 油 製 品	52	26	1,410,688	28	179,267
	石 炭 製 品	7	1	3,080	6	19,286
造	ゴム製品	162	59	4,746,259	106	409,529
	皮革、皮革製品	29	5	95,978	25	137,808
	窯業、土石製品	1,286	439	15,543,442	865	12,339,829
	鉄鋼	546	140	4,340,081	411	4,376,976
	非 鉄 金 属	106	35	2,997,559	73	983,403
	金 属 製 品	2,192	574	19,062,604	1,650	7,989,886
	機械	2,381	673	24,763,928	1,744	11,464,447
業	産業用電気機械器具	771	219	18,071,285	573	10,196,655
	民生用電気機械器具	251	83	4,967,872	174	34,845,130
	通信機械器具	78	25	2,606,522	54	332,231
	輸送用機械器具	1,524	481	23,515,132	1,066	13,002,690
	理化学機械器具	83	27	1,536,547	57	238,472
	光 学 機 械 器 具	26	6	71,102	21	335,903
	時計、時計部品	2	-	-	2	3,233
	そ の 他	1,719	493	12,664,597	1,250	5,648,357
	計	21,548	5,732	242,862,031	16,156	157,208,568

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成15年6月30日

	 資	本	金	<u></u> 階	幺	<u></u> 及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
26	17	1,229	493	1,131	320	108	36	1	5	-	-
-	-	27	9	29	5	4	3	-	-	-	2
2	1	54	30	84	17	6	-	-	-	-	-
-	-	9	7	14	4	-	-	-	-	-	-
-	-	28	8	35	10	5	2	-	-	-	-
1	-	67	19	69	18	5	2	-	-	-	-
1	8	889	242	815	144	32	8	1	1	-	-
5	6	357	198	378	107	27	9	-	-	1	-
5	1	436	177	305	63	18	3	-	-	-	-
-	1	95	43	127	44	15	5	1	2	-	-
7	2	595	173	510	117	30	7	1	-	-	-
-	-	61	27	157	56	25	27	4	16	1	5
-	-	8	3	19	10	8	4	-	-	-	-
-	-	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-
-	-	60	14	54	20	5	8	-	1	-	-
-	-	9	4	11	1	4	-	-	-	-	-
4	-	356	175	446	213	61	23	2	4	-	2
1	-	213	89	153	56	20	11	1	2	-	-
-	-	43	10	30	9	8	5	-	-	-	1
1	2	931	345	653	181	49	26	1	1	2	-
1	2	854	331	864	226	62	25	4	10	1	1
2	-	273	79	284	78	25	26	2	1	1	-
-	-	67	28	93	39	7	14	1	1	1	-
-	-	29	7	33	5	1	3	-	-	-	-
2	1	671	206	435	118	53	30	1	6	-	1
-	1	23	14	28	14	1	1	-	-	1	-
-	-	11	3	9	3	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
10	-	773	232	532	128	30	13	1	-	-	-
68	42	8,170	2,966	7,302	2,009	609	291	21	50	8	12

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

				利 益 計	上法人	欠 損	法人
	業	種	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠損金額
					千円		千円
	飲食	料 品	3,044	934	16,772,968	2,155	8,518,853
<b>7</b> .0	繊 維	品	970	228	6,680,988	764	3,088,085
卸	建 築	材 料	2,472	718	8,621,488	1,790	9,289,064
	家具、建具、	じゅう器	409	104	19,912,220	315	1,438,953
売	医薬品、	化 粧 品	439	134	7,004,189	309	1,007,694
	機械	器具	3,059	1,078	31,602,346	2,043	10,801,624
業	鉱物、金	属 材 料	603	242	6,609,391	369	2,226,035
*	貿	易	299	79	2,104,411	233	784,397
	そ の	他	2,841	1,011	22,154,954	1,869	5,980,009
	計		14,136	4,528	121,462,957	9,847	43,134,714
	飲食	料 品	6,027	1,015	13,043,717	5,098	11,905,581
小	織	物	718	93	882,507	635	1,566,246
	衣 服 、 身	回り品	2,835	456	58,621,764	2,420	6,962,000
売	家具、建具、	じゅう器	3,015	559	4,094,684	2,494	4,670,216
טנ	医薬品、	化 粧 品	2,293	817	10,216,943	1,493	3,234,383
МК	百 貨	店	281	74	15,363,724	215	6,620,620
業	趣味、娯	楽 用 品	1,270	265	2,555,173	1,017	3,637,010
	そ の	他	9,045	2,676	33,730,491	6,501	14,519,902
	計		25,484	5,955	138,509,002	19,873	53,115,958
建設業	総合	建 設	16,156	5,600	72,147,902	10,762	45,267,307
業	職 別	建 設	14,625	3,809	32,783,909	10,984	28,612,756
	計		30,781	9,409	104,931,811	21,746	73,880,064
運	鉄	道	14	3	541,036	12	17,047
輸	道路旅客	了 運 送	669	218	3,929,430	457	1,858,202
通	道 路 貨 物	勿 運 送	3,284	1,068	17,901,255	2,263	9,184,347
信	水	運	919	206	6,965,029	730	12,133,392
	倉	庫	195	79	2,239,129	120	1,345,413
公	放	送	94	44	50,998,236	51	449,504
益		供 給	9	5	22,400,675	4	52,497
事	ガス・熱		37	25	3,985,076	12	1,071,854
業	そ の 他 の 運 ! 附 帯 サ ー ビ :	輸 、 運 輸 ス 、 水 道	592	229	4,768,997	372	1,558,830
	計		5,813	1,877	113,728,861	4,021	27,671,086

	 資	本	金	<u></u> 階	幺	<b>及</b>	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
6	6	1,000	398	1,204	320	88	21	1	-	-	-
2	-	241	111	493	90	21	10	-	2	-	-
1	3	794	336	1,047	235	43	13	-	-	-	-
1	-	125	44	183	50	4	-	1	1	-	-
-	2	173	43	182	27	5	3	1	3	-	-
4	2	854	279	1,413	334	84	77	6	6	-	-
-	-	156	44	285	89	17	11	-	1	-	-
1	-	119	22	121	24	6	5	1	-	-	-
7	7	919	345	1,210	288	50	14	1	-	-	-
22	20	4,381	1,622	6,138	1,457	318	154	11	13	-	-
43	24	3,555	981	1,160	200	39	24	-	1	-	-
2	4	305	135	237	30	4	1	-	-	-	-
13	8	1,477	472	716	126	15	5	-	2	-	1
9	6	1,542	438	897	105	10	5	1	-	1	1
10	4	1,444	368	403	51	9	4	-	-	-	-
-	1	88	39	77	30	18	22	-	5	-	1
4	1	606	191	403	53	10	1	1	-	-	-
39	16	4,453	1,386	2,530	495	106	15	3	2	-	-
120	64	13,470	4,010	6,423	1,090	211	77	5	10	1	3
22	10	6,019	2,791	3,477	3,455	315	56	7	3	1	-
23	8	8,013	2,245	3,183	1,061	75	15	-	2	-	-
45	18	14,032	5,036	6,660	4,516	390	71	7	5	1	-
-	-	1	1	3	2	-	5	2	-	-	-
1	-	247	95	213	70	22	16	2	2	-	1
6	3	1,179	578	1,175	280	48	12	-	2	-	1
-	3	250	156	341	126	23	16	3	1	-	-
-	-	50	16	77	33	15	2	1	1	-	-
-	1	21	1	14	6	5	29	6	9	1	1
-	-	1	-	2	1	-	-	-	3	1	1
-	-	8	4	8	3	4	9	-	1	-	-
2	1	168	71	247	66	28	6	2	1	-	-
9	8	1,925	922	2,080	587	145	95	16	20	2	4

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

						利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
		業	種		法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠損金額
							千円		千円
ゖ	対	個人	、サ -	- ビス	3,982	1,026	11,223,099	3,010	6,863,913
ĺ.	対	事 業	所 サ・	- ビス	6,137	2,034	36,850,306	4,186	13,238,704
	映			画	87	21	213,367	67	232,855
ビ	娯			楽	1,588	408	23,873,344	1,224	60,341,347
ス	そ(	の他の	カサー	ビス業	12,134	4,930	106,133,818	7,343	22,840,591
業	自	動	車	修理	2,491	681	2,819,200	1,826	2,975,866
<del>*</del>	そ	o -	他の	修 理	1,090	282	3,205,208	820	1,291,432
			計		27,509	9,382	184,318,342	18,476	107,784,708
	理飲	\ L	理、	飲食店	5,427	854	7,950,929	4,645	9,692,877
旅	館	業旅	Ę	館	1,432	263	2,584,859	1,187	14,400,761
			計		6,859	1,117	10,535,789	5,832	24,093,638
農		林農		林	984	226	6,276,564	767	3,897,644
水	産	業海	1業、水	く産養殖	350	52	629,200	303	4,233,877
			計		1,334	278	6,905,764	1,070	8,131,521
鉱	金	属	•	石 炭	11	2	129,242	9	8,482
	原	油、	天 然	! ガス	-	-	-	-	-
業	非		金	属	361	111	2,818,607	256	1,495,369
			計		372	113	2,947,849	265	1,503,850
金	銀	行	`	信 託	31	25	43,294,809	6	4,673,111
融	そ	の ·	他の	金 融	494	137	7,695,927	376	3,440,219
保険	証	券、	商品	取 引	67	14	1,803,938	53	1,163,464
	保	険、亻	呆険サ	ービス	1,253	484	1,690,749	787	3,713,924
			計		1,845	660	54,485,423	1,222	12,990,718
不		動	産	業	13,854	4,197	35,737,170	9,819	39,376,110
そ	0	他	の	産 業	347	105	22,086,062	249	2,960,313
		合	計	•	149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248

	 資	本	金	階	幺	<b>及</b>	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
\/\ \/\m	<u>м</u> т	<u> </u>	<u>м</u> т	<u>м</u> т	<u>~</u>	<u>м</u> т	<u>м</u> т	<u>м</u> т	<u>м</u> т	<u>~</u>	<u>м</u> т
35	11	2,373	569	754	181	44	15	-	-	-	-
75	18	3,013	599	1,928	352	91	48	3	9	1	-
1	-	36	6	32	9	2	1	-	-	-	-
4	1	520	240	508	174	75	47	8	9	1	1
104	29	5,163	1,934	3,647	951	225	71	4	6	-	-
3	-	1,401	431	569	73	13	1	-	-	-	-
-	1	674	130	241	38	5	1	-	-	-	-
222	60	13,180	3,909	7,679	1,778	455	184	15	24	2	1
9	9	3,414	855	905	182	39	11	2	1	-	-
2	2	546	270	370	131	48	52	3	6	2	-
11	11	3,960	1,125	1,275	313	87	63	5	7	2	-
33	24	479	192	144	69	32	9	2	-	-	-
1	1	174	90	53	22	7	2	-	-	-	-
34	25	653	282	197	91	39	11	2	-	-	-
-	-	1	2	5	1	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1	94	59	124	64	14	3	-	-	-	-
2	1	95	61	129	65	14	5	•	•	-	-
-	1	-	-	20	-	-	-	-	-	2	8
-	-	167	53	178	67	15	11	2	-	1	-
-	-	25	6	15	6	5	7	1	2	-	-
15	1	865	74	249	27	7	14	1	-	-	-
15	2	1,057	133	462	100	27	32	4	2	3	8
101	42	7,283	1,920	3,451	732	186	119	10	7	2	1
17	2	148	39	92	33	9	4	1	-	-	2
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

			利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
県	業種	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	製 造 業		419	9,216,410	1,043	32,395,787
	卸 売 業		357	5,225,519	596	3,470,634
鳥	小 売 業		589	5,361,354	1,397	3,466,895
พย	建 設 業		1,026	10,224,331	1,315	5,636,866
	運輸通信公益事業		132	3,913,955	197	1,519,020
	サービス業	· ·	741	10,873,347	1,133	4,299,101
取	料理飲食旅館業		101	571,313	494	3,004,289
	農林水産業		40	390,554	115	1,190,987
	鉱業		11	46,406	18	50,182
県	金融保険業		65	579,760	65	234,691
	不 動 産 業		299	1,993,505	470	1,032,498
	その他の産業		7	46,733	23	23,055
	合 計	10,538	3,787	48,443,187	6,866	56,324,006
	製 造 業	1,764	503	14,954,340	1,280	16,284,488
	卸 売 業		382	6,185,067	640	3,417,294
_	小 売 業		772	8,027,941	1,797	3,665,022
島	建 設 業		1,062	18,230,279	1,573	6,209,059
	運輸通信公益事業		150	2,030,254	265	453,614
	サ ー ビ ス 業		842	14,241,187	1,263	4,433,522
根	料理飲食旅館業		150	740,617	569	1,499,626
	農林水産業	251	63	1,020,125	191	3,073,919
	鉱業	73	24	553,704	49	335,331
県	金融保険業	145	83	24,440,180	65	379,283
둤	不 動 産 業	732	277	1,830,578	463	865,420
	その他の産業	49	23	240,400	26	162,902
	合 計	12,392	4,331	92,494,672	8,181	40,779,480
	製 造 業	6,210	1,570	63,759,440	4,737	34,108,192
	卸 売 業		1,021	20,117,835	2,515	9,799,442
	小 売 業		1,431	20,816,838	5,371	13,703,110
畄	建設業		2,576	22,063,377	5,895	18,639,353
	運輸通信公益事業		453	12,836,814	1,131	11,842,339
	サ ー ビ ス 業		2,308	51,462,408	4,943	24,236,320
山	料理飲食旅館業	· ·	246	4,531,062	1,498	10,443,289
	農林水産業		46	3,752,004	226	1,259,011
	鉱業		32	1,042,456	81	242,557
	金融保険業		163	18,902,596	348	879,640
県	不 動 産 業		983	6,348,517	2,533	9,726,018
	その他の産業		29	20,703,076	67	249,943
	合 計		10,858	246,336,423	29,345	135,129,213

調査対象 平成14年 2 月 1 日から平成15年 1 月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成15年 6 月30日

	資	本	金	階	Ź,	<b>及</b>	別	法	人	数	
100万円		200万円		1000万円	2000万円	5000万円	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
6	2	562	248	371	171	46	24	1	5	1	
2	2 1	323	2 <del>4</del> 6 157	310	108	24	16	1	3	1	-
14	7	1,077	366	371	94	18	12	-	-	-	-
1	2	928	491	380	481	36	5	_	_	_	_
1	_	131	65	89	22	4	12	_	_	_	_
7	4	881	444	385	93	26	16	2	2	_	_
1	_ '	346	115	84	27	7	7	-	1	_	_
1	1	87	24	25	12	4	1	_		_	_
-	-	8	6	7	3	2	3	_	-	_	_
-	-	83	11	22	6	2	3	1	-	1	_
11	3	438	100	148	46	6	10	1	-	_	_
-	1	17	3	5	3	-	-	-	-	-	-
44	21	4,881	2,030	2,197	1,066	175	109	5	8	2	-
1.4	4	CCE	266	422	101	60	22		4		
14 3	4	665 345	366 223	433 303	191 93	68 24	22 14	-	1	-	-
12	3	1,336	223 578	303 444	127	24 27	9	1	2	-	-
5	2	1,009	626	392	537	38	6	_	_	_	_
2	3	180	85	94	32	8	8	1	1	_	
17	4	1,007	423	440	135	32	24	1	2	_	_
3	2	368	176	96	37	18	11		-	_	_
3	3	108	63	40	20	10	3	1	-	_	_
-	-	24	19	18	12	-	-	-	-	_	_
2	-	78	17	34	9	1	2	-	-	1	1
11	2	396	132	105	57	14	14	1	-	-	-
3	-	21	5	12	7	-	1	-	-	-	-
75	32	5,537	2,713	2,411	1,257	240	114	5	6	1	1
16	13	2,329	807	2,231	560	167	69	7	9	_	2
9	5	1,075	373	1,534	376	67	32	3	_	_	_
32	16	3,553	1,016	1,762	268	46	12	1	5	_	_
10	2	3,818	1,200	1,812	1,347	142	18	1	2	1	_
3	-	436	283	593	174	34	30	4	7		_
84	29	3,364	1,015	2,116	388	110	42	2	7	1	1
2	4	1,007	252	326	88	17	17	3	3	_	_
10	6	138	58	30	18	5	4	-	_	-	-
2	1	25	14	45	19	4	1	-	-	_	_
4	1	300	25	134	21	8	7	2	-	-	2
23	10	1,735	539	893	186	53	22	3	1	1	-
6		38	8	30	7	3	-	1	_	-	1
201	87	17,818	5,590	11,506	3,452	656	254	27	34	3	6

## (4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

			利益計	上 法 人	欠 損	法人
県	業種	法 人 数	事業年度数	所得金額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	製 造 業	9,535	2,484	98,141,423	7,206	53,574,439
	卸 売 業	6,226	1,894	71,620,757	4,457	20,237,391
 	小 売 業	9,932	2,090	50,461,654	7,992	22,887,000
広	建 設 業	11,775	3,010	36,410,986	8,908	27,904,380
	運輸通信公益事業	2,549	787	85,965,500	1,804	9,240,869
	サ - ビ ス 業	12,032	3,825	73,072,917	8,381	44,271,098
島	料理飲食旅館業	2,790	409	2,728,686	2,425	6,779,280
	農林水産業	473	99	1,634,947	380	2,098,102
	鉱業	91	27	911,041	65	610,305
県	金融保険業	771	237	8,192,748	552	10,852,661
	不 動 産 業	6,917	1,961	21,645,560	5,026	24,832,434
	その他の産業	126	29	976,199	99	2,418,534
	合 計	63,217	16,852	451,762,419	47,295	225,706,494
	製 造 業	2,602	756	56,790,418	1,890	20,845,661
	卸 売 業	2,486	874	18,313,778	1,639	6,209,952
١.	小 売 業	4,338	1,073	53,841,215	3,316	9,393,931
山	建設業	5,714	1,735	18,002,838	4,055	15,490,405
	運輸通信公益事業	962	355	8,982,338	624	4,615,245
	サ ー ビ ス 業	4,373	1,666	34,668,482	2,756	30,544,667
	料理飲食旅館業	1,051	211	1,964,111	846	2,367,154
	農林水産業	186	30	108,134	158	509,502
	鉱業	68	19	394,243	52	265,476
県	金融保険業	296	112	2,370,139	192	644,443
ᅏ	不 動 産 業	1,976	677	3,919,010	1,327	2,919,740
	その他の産業	49	17	119,655	34	105,878
	合 計	24,101	7,525	199,474,360	16,889	93,912,054
	製 造 業	21,548	5,732	242,862,031	16,156	157,208,568
	卸 壳 業	14,136	4,528	121,462,957	9,847	43,134,714
	小 売 業	25,484	5,955	138,509,002	19,873	53,115,958
	建 設 業	30,781	9,409	104,931,811	21,746	73,880,064
局	運輸通信公益事業	5,813	1,877	113,728,861	4,021	27,671,086
	サ ー ビ ス 業	27,509	9,382	184,318,342	18,476	107,784,708
	料理飲食旅館業	6,859	1,117	10,535,789	5,832	24,093,638
	農林水産業	1,334	278	6,905,764	1,070	8,131,521
計	鉱業	372	113	2,947,849	265	1,503,850
	金融保険業	1,845	660	54,485,423	1,222	12,990,718
	不 動 産 業	13,854	4,197	35,737,170	9,819	39,376,110
	その他の産業		105	22,086,062	249	2,960,313
	合 計	149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248

	資	本	金	階	4	及	別	法	人	数	
100万円	100万円	200万円		1000万円	2000万円	5000万円	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
22	10	2 670	1 170	2 420	042	227	117	10	21	,	_
23	18	3,670	1,179	3,438	813	237	117	10		4	5
5	6	1,822	566	2,961	628	154	67	4	13	-	-
42	20	5,199	1,337	2,799	401	94	33	2	1	1	3
21	7	5,642	1,757	2,856	1,348	112	26	3	3	-	-
2	4	890	346	953	239	69	26	6	8	2	4
80	20	5,854	1,247	3,622	912	206	71	8	11	1	-
4	3	1,691	390	543	111	23	20	1	2	2	-
14	13	220 26	94 11	83 35	29	17	3	-	-	-	-
7	-	428	53	208	17	2	- 15	-	-	-	-
	- 17				43	10		1	2	1	3
38	17	3,696 53	856 17	1,822 30	331	87	60	3	5	'	1
5 241	109		7,853	19,350	12 4,884	1,015	441	38	-	12	17
241	109	29,191	7,000	19,350	4,004	1,015	441	30	66	12	17
9	5	944	366	829	274	91	59	3	14	3	5
3	5	816	303	1,030	252	49	25	3	14	3	3
20	12	2,305	713	1,030	200	26	11	2	2	_	_
8	5	2,635	962	1,220	803	62	16	3	_	_	_
1	1	2,033	143	351	120	30	19	5	4	_	_
34	3	2,074	780	1,116	250	81	31	2	2	_	_
1	2	548	192	226	50	22	8	1	1	_	_
6	2	100	43	19	12	3	-	1		_	_
_	_	12	11	24	14	6	1	_ '	_	_	_
2	1	168	27	64	21	6	5	_	_	_	2
18	10	1,018	293	483	112	26	13	2	1	_	_
3	-	19	6	15	4	2	-	_	_	_	_
105	46	10,927	3,839	6,424	2,112	404	188	22	24	3	7
		· · · · ·	,	, ,	, <u> </u>						
68	42	8,170	2,966	7,302	2,009	609	291	21	50	8	12
22	20	4,381	1,622	6,138	1,457	318	154	11	13	-	-
120	64	13,470	4,010	6,423	1,090	211	77	5	10	1	3
45	18	14,032	5,036	6,660	4,516	390	71	7	5	1	-
9	8	1,925	922	2,080	587	145	95	16	20	2	4
222	60	13,180	3,909	7,679	1,778	455	184	15	24	2	1
11	11	3,960	1,125	1,275	313	87	63	5	7	2	-
34	25	653	282	197	91	39	11	2	-	-	-
2	1	95	61	129	65	14	5	-	-	-	-
15	2	1,057	133	462	100	27	32	4	2	3	8
101	42	7,283	1,920	3,451	732	186	119	10	7	2	1
17	2	148	39	92	33		4	1	-	_	2
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

## (5) 税務署別、資本金階級別法人数等

		利益計	上 法 人	欠 損	法 人
署名	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
鳥 取子 言 果計	4,227 4,389 1,922 10,538	1,596 1,541 650 3,787	千円 21,232,146 21,658,551 5,552,491 48,443,187	2,684 2,896 1,286 6,866	千円 30,145,684 22,406,437 3,771,884 56,324,006
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	4,463 1,853 2,760 1,351 657 955 353 12,392	1,497 600 1,030 422 237 425 120 4,331	51,120,832 7,666,638 19,318,473 4,879,999 2,513,631 5,283,854 1,711,244 92,494,672	3,015 1,269 1,757 941 426 538 235 8,181	18,507,069 6,759,061 8,342,553 3,388,969 1,459,139 1,307,716 1,014,974 40,779,480
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	8,000 7,861 1,836 1,965 7,136 1,632 3,837 1,149 1,893 795 606 2,090 834 39,634	2,189 2,302 537 486 1,845 436 960 367 477 258 218 487 296 10,858	89,586,123 44,996,812 8,644,647 9,785,691 32,227,925 8,263,094 18,947,207 4,745,485 15,832,337 2,888,245 1,840,246 5,812,020 2,766,591 246,336,423	5,936 5,697 1,326 1,503 5,374 1,216 2,923 796 1,440 545 395 1,642 552 29,345	26,902,792 27,217,435 8,364,755 4,200,432 18,638,696 3,817,203 9,856,895 2,506,680 9,393,818 1,624,015 693,199 20,214,666 1,698,628 135,129,213
広広広広(竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島東南西北 原原道山中次原条市田田計	4,657 1,361 1,924 3,612 9,545	1,819 1,059 2,660 1,675 1,271 372 528 947 2,435 591 340 215 704 1,134 905 197	75,436,566 35,556,540 108,014,218 26,638,022 19,307,393 4,514,086 11,782,368 12,092,146 66,460,511 13,455,008 3,746,582 3,189,718 31,998,993 17,336,897 20,174,316 2,059,054 451,762,419	5,019 2,911 7,263 4,930 3,450 1,008 1,413 2,700 7,268 1,942 763 458 1,829 3,411 2,456 474 47,295	32,222,236 14,686,438 38,441,536 15,861,113 12,922,275 3,307,309 4,840,448 7,356,783 30,391,454 17,282,181 2,184,765 1,215,079 14,133,096 17,777,293 10,338,879 2,745,609 225,706,494
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	5,600 3,645 2,783 981 3,592 1,555 2,442 1,289 656 880 678 24,101	1,674 1,207 869 266 1,171 477 767 413 210 290 181 7,525	38,515,344 45,512,781 54,803,314 4,651,100 23,581,530 7,513,251 11,219,605 5,649,970 2,714,527 3,151,165 2,161,772 199,474,360 1,038,511,061	3,994 2,484 1,949 730 2,480 1,098 1,703 891 453 597 510 16,889	14,822,988 12,683,965 10,139,467 2,575,259 11,602,240 6,263,222 6,666,281 5,392,468 1,285,385 2,906,862 19,573,915 93,912,054

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

	資	本	金	階	糸		別	法	人	数			
100万円 未 満	100万円 以 ト	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 ト	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以上	100億円 以上	署	名
11 23 10 44	8 6 7 21	1,796 2,081 1,004 4,881	813 848 369 2,030	1,004 859 334 2,197	477 440 149 1,066	59 85 31 175	53 40 16 109	1 3 1 5	3 4 1 8	2 - - 2	- - - -	鳥米倉鳥取	取子言 果計
22 17 11 22 - 2 1 75	4 12 3 12 - 1 - 32	2,235 745 1,135 544 292 446 140 5,537	844 403 708 284 171 207 96 2,713	853 377 538 302 110 171 60 2,411	387 226 287 146 68 103 40 1,257	64 54 55 26 14 16 11 240	48 19 22 11 1 8 5 114	2 - 1 1 - 1 - 5	2 - 3 1 - 6	1 - - - - - 1	1 - - - - - 1	松浜出益	江田雲田田東
31 25 15 9 42 11 19 5 12 7 4 18 3 201	14 13 3 5 14 4 13 4 5 - 3 5 87	3,419 3,561 855 915 3,590 685 1,580 566 800 294 244 963 346 17,818	947 1,016 283 262 909 230 711 146 284 151 107 372 172 5,590	2,617 2,331 459 598 1,931 527 984 318 598 217 186 537 203 11,506	728 707 165 145 509 143 421 83 148 93 60 160 90 3,452	158 145 39 19 82 22 86 13 27 23 5 25 12 656	68 47 15 8 45 7 17 12 16 5 - 11 3 254	5 8 1 - 3 2 4 1 2 - 1 - 27	9 8 1 4 8 1 1 - 2 - - 34	1 - - - 1 1 - - - 3	3 - 3 6	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山	山山大東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
25 25 31 17 15 6 5 17 41 9 7 5 11 15 9 3 241	5 17 20 11 2 4 2 6 20 5 2 1 3 7 2 2	3,011 1,724 3,996 3,406 2,152 624 931 1,721 4,299 1,060 483 281 1,242 2,257 1,690 314 29,191	678 457 1,006 889 671 156 276 478 1,163 309 224 116 320 579 425 106 7,853	2,336 1,274 3,474 1,698 1,361 402 498 1,020 3,067 865 229 176 637 1,254 911 148 19,350	450 309 876 415 364 139 160 290 717 190 126 70 215 280 205 78 4,884	136 66 197 62 62 25 28 56 164 29 20 12 36 64 45 11 1,015	80 30 98 26 27 4 16 17 56 13 5 19 23 22 441	7 3 6 4 1 1 3 3 7 2 - - 1 38	7 6 19 3 1 - 4 5 4 - 4 5 - 66	2 -3 1 - - 1 - 3 1 - - - 1 - - 1	4 1 3 2 1 - - 3 1 - - 1 1 17	竹三尾福府三庄西	島島島呉東南西北原原道山中次原条市田田計
23 20 19 9 11 8 5 5 2 1 2 105 666	9 7 7 5 2 6 4 1 2 46 295	2,638 1,702 1,277 481 1,577 615 1,125 590 275 345 302 10,927	888 570 468 208 448 249 370 174 160 167 137 3,839	1,439 913 670 170 1,118 490 703 375 143 254 149 6,424	454 324 253 81 319 149 183 128 65 90 66 2,112	96 57 52 21 66 27 36 13 8 15 13 404	44 33 33 6 34 10 14 2 1 6 5 188 1,106	2 6 2 - 7 - 2 1 1 1 22	4 10 2 - 7 1 - - - 24 138	2 1 - - - - - - 3	1 2 - 3 - - - 1 7	徳防岩 長柳厚山	萩 光 川 管関部口 山府国 門井狭計 計

## (6) 決算期別、資本金階級別法人数等

						利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	決	算	ļ	期	法 人 数 	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
							千円		千円
_		2	月		9,261	2,371	53,851,753	6,890	26,371,599
年		3	月		29,312	9,545	523,713,003	19,767	189,720,746
1		4	月		10,528	2,780	32,670,006	7,748	24,405,168
回		5	月		12,696	3,785	49,841,987	8,911	31,303,458
		6	月		15,083	4,385	54,200,138	10,698	37,959,991
決		7	月		11,654	3,392	37,140,362	8,262	26,173,638
算		8	月		13,410	3,657	83,385,567	9,753	36,112,893
		9	月		15,742	4,519	61,749,531	11,223	40,749,286
の		10	月		6,121	1,572	16,948,481	4,549	22,327,317
も		11	月		3,820	1,078	16,766,297	2,742	13,914,844
の		12	月		15,257	4,513	70,748,968	10,744	47,015,445
		1	月		4,951	1,270	19,149,546	3,681	21,807,410
		į	計		147,835	42,867	1,020,165,639	104,968	517,861,796
年	2	•	8	月	147	58	685,359	236	2,040,619
2 回	3	•	9	月	237	141	8,560,862	333	2,571,696
決	4	•	10	月	217	41	1,904,323	393	3,626,174
算	5	•	11	月	253	54	731,944	452	4,910,878
のも	6	•	12	月	892	139	3,524,268	1,645	12,239,167
の	7	•	1	月	301	53	2,938,667	549	8,600,919
		į	it .		2,047	486	18,345,422	3,608	33,989,452
	合		計		149,882	43,353	1,038,511,061	108,576	551,851,248

調査対象 平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成15年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人 数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

	 資	本	金	階	幺	<b>及</b>	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
24	23	4,634	1,395	2,404	592	110	60	4	12	2	1
215	88	11,712	3,573	8,835	3,114	946	621	62	100	16	30
27	13	5,339	1,753	2,577	697	96	23	1	2	-	-
33	13	5,914	2,069	3,377	1,103	150	30	5	2	-	-
56	17	6,800	2,356	4,224	1,364	212	45	5	4	-	-
36	13	5,522	1,887	3,121	936	107	28	3	1	-	-
41	23	6,320	2,179	3,771	901	137	33	3	2	-	-
52	30	7,079	2,283	4,590	1,402	240	64	1	-	1	-
16	8	3,140	948	1,512	419	59	16	2	1	-	-
20	4	1,845	477	1,097	307	50	17	1	2	-	-
119	53	7,204	2,225	3,948	1,322	260	111	8	5	2	-
16	8	2,217	691	1,537	384	72	20	-	6	-	-
655	293	67,726	21,836	40,993	12,541	2,439	1,068	95	137	21	31
-	1	68	21	35	13	7	2	-	-	-	-
4	-	86	27	73	36	7	4	-	-	-	-
2	-	96	24	66	19	5	5	-	-	-	-
2	1	94	33	80	33	7	1	1	1	-	-
2	-	160	47	551	94	20	18	-	-	-	-
1	-	124	37	90	35	5	8	1	-	-	-
11	2	628	189	895	230	51	38	2	1	-	-
666	295	68,354	22,025	41,888	12,771	2,490	1,106	97	138	21	31

# 5相 続 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成15年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

- 1 用語の説明
- (1) 加算贈与財産価額

相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(2) 2 割加算額

相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

(3) 納 税 猶 予

相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

2 相続税の主な控除(1) 税 額 控 除 イ 贈 与 税 額 控 除

相続税額から控除される金額。

加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

ロ配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

八未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

二障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ 法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年に つき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、 相続税額から控除される。

木相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続 税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗 じて算出された金額が、相続税額から控除される。

(2) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相	続	税	Ø	税	<b>28</b> .	
800万円を超え 1,600万円を超え 3,000万円を超え 5,000万円を超え 1億円を超え 2億円を超え 4億円を超え	5,000万円以下 1億円以下 2億円以下 4億円以下	のののののののののののののののののののののののののののののののののののののの				15% 20% 20% 25% 25% 30% 40% 50%

## 5-1 課 税 状 況

#### (1) 課税状況

( ' /	Σ	<u>C</u>	分		相	1	続っ	人	の	数	金	額		
										人			=	千円
取	得	財	産	価 額	湏				7,	287		553,4	130,1	73
債	務	控	脟	<b>\(\frac{1}{2}\)</b>	湏				3,	668		58,1	38,8	21
加	算 贈	与 則	才 産	価	湏					912		2,7	703,0	60
	課	税	価	格			実		7,	292		497,9	91,1	14
	ſ	算	出	税	湏				7,	162		73,8	310,6	44
相	続税額	2 割	加	算 額	湏					291		2	281,4	26
	(		計				実		7,	162		74,0	92,0	70
	1	(贈	与	ŧ	兑					298		3	355,1	53
		配	偶	ā	当				1,	423		24,3	82,8	93
		未	成	年 有	当					99			33,0	17
税額	頁控除等 〈	障	害	ā	当					107		1	01,8	59
		相	次	相	売					341		6	646,9	13
		外	玉	税	湏					2			68	37
	\		計				実		2,	138		25,5	526,6	71
差	Ē	31	税	Ż	湏		実		6,	220		48,5	65,3	94
納	税	猶	<del>3</del>	<b>5</b> §	湏					305		4,9	974,0	30
	納	付	税	額			実		6,	146		43,5	91,3	64
災	害 減 免	法によ	る免	除税	湏					-				-
遺	産に(	系る基	碰	控除	湏				2,	543		210,2	260,0	00

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、 決定等)による課税事績

## 調査時点 平成15年10月31日

- (注)1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。
  - 2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

#### (2) 課税状況の累年比較

X	分	課	说 価	格	相 続 税 額	税額控院	<u> </u>	讷 付	税	額	被相	
	71	相続人の数	金	額	11日 701 17几 6只	化 金色 1 年 代	相続	人の数	金	額	の	数
		人		千円	千円	千	9	人		千円		人
平成 ′	10年分	7,811	522,97	1,566	75,944,500	23,604,299	6,	811	45,11	1,951	2,	583
·	11	8,264	555,52	28,350	78,840,794	25,107,416	6,	874	46,79	4,801	2,	836
·	12	8,164	542,88	39,572	75,393,817	25,413,745	6,	763	43,89	1,990	2,	796
·	13	7,376	506,06	5,049	73,654,012	22,182,752	6,	236	45,73	2,448	2,	544
	14	7,292	497,99	1,114	74,092,070	25,526,671	6,	146	43,59	1,364	2,	543

(注) 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

#### (3) 加算税の状況

	区分			過少申告	5 加 算 税	無申告	加算税	重 加	算 税
	△	Л		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
				人	千円	人	千円	人	千円
本	年	Ē	分	141	34,782	84	12,125	35	43,414
過	年	<u> </u>	分	1,532	340,435	190	49,304	261	463,460
	合	計		1,673	375,217	274	61,429	296	506,874

調査対象 本年分 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

過年分 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成14年11月1日 から平成15年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績 平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成14年7月1日 から平成15年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

## (4) 申告及び処理状況

	区分	課	税	価	格	納	付	税	額	之中 ★□ 4	きしの粉
	区分	相続丿	の数	金	額	相続人	、の数	金	額	仅作	売人の数
			人		千円		人		千円		人
	申 告 額	7	7,294	494,98	38,956		6,132	43,0	40,765		2,543
本	修正申告による増差額		207	3,23	30,540		382	6	73,802		153
年	更正による増差額		1		7,431		1		487		1
—	更正等による減差額		63	23	35,813		92	1:	22,716		45
分	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実	7,292	497,99	91,114	実	6,146	43,5	91,364	実	2,543
	申 告 額		185	8,2	17,065		167	3	03,998		83
過	修正申告による増差額	,	1,460	20,56	63,490		2,079	4,1	23,932		769
年	更正による増差額		16	56	3,815		21	2	00,934		15
—	更正等による減差額		255	2,17	71,009		312	9	74,794		161
分	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実	219	27,17	73,361	実	290	3,6	54,070	実	83
	申 告 額	7	7,479	503,20	06,021		6,299	43,3	44,763		2,626
合	修正申告による増差額	,	,667	23,79	94,030		2,461	4,7	97,734		922
	更正による増差額		17	57	71,246		22	2	00,446		16
±⊥	更正等による減差額		318	2,40	06,822		404	1,0	97,509		206
計	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実 7	7,511	525,16	64,475	実	6,436	47,2	45,434	実	2,626

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

	<u>, /</u> 署			課税	<u> </u>	納 付	税額	な 担 結 人 の 粉
	者	名		人 員	金 額	人員	金 額	被相続人の数
鳥米倉鳥	取	県	取子吉計	人 192 174 69 435	千円 13,053,359 8,535,518 4,148,604 25,737,481	人 165 148 54 367	千円 1,053,607 409,873 154,922 1,618,402	人 67 54 26 147
松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計	187 48 146 32 18 26 11 468	11,903,125 2,230,068 8,772,464 1,451,160 919,177 1,484,591 700,295 27,460,880	158 42 119 26 14 20 8 387	1,073,356 116,095 608,360 93,502 27,338 72,620 47,127 2,038,397	56 15 45 11 6 10 3 146
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	Ц У	!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	332 437 160 101 420 130 112 49 61 16 25 47 8	20,715,925 31,454,208 7,712,941 7,079,159 30,475,682 8,531,312 6,156,050 3,576,353 3,042,271 763,525 1,169,526 2,436,829 391,576 123,505,357	287 370 113 88 342 114 82 41 48 12 21 40 8	1,492,690 3,012,093 480,731 651,736 2,146,904 679,214 350,987 347,205 93,300 36,533 67,016 115,142 6,165 9,479,714	115 152 54 40 152 46 39 20 21 5 8 17 4
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広			東南西北(原原道山中次原条市田田計)	211 168 366 484 230 68 103 178 499 140 50 26 174 322 251 24 3,294	20,382,024 11,599,523 28,725,539 31,099,028 27,991,524 3,347,421 4,965,468 12,499,373 34,138,213 8,568,638 3,155,988 1,185,672 10,721,971 22,489,673 19,751,977 1,667,627 242,289,659	196 143 324 407 191 58 89 151 414 110 43 23 145 275 214 21 2,804	2,607,429 1,584,001 3,308,175 2,273,193 5,400,241 186,587 245,112 845,784 2,590,571 438,598 196,430 67,653 659,170 1,892,381 1,726,125 226,482 24,247,932	79 60 123 168 81 22 32 65 170 50 18 8 61 112 84 11
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全	<b>莉</b>	ć 県	関部口 山府国 門井狭計 計	188 138 184 44 207 119 158 74 14 46 25 1,197	12,766,640 9,101,076 11,604,236 3,014,727 14,499,224 6,529,008 10,161,441 3,368,138 1,073,670 4,993,141 1,886,436 78,997,737	160 120 158 40 178 96 130 63 14 40 23 1,022	1,393,094 574,923 617,705 144,545 1,214,477 399,526 860,561 164,290 72,841 576,619 188,338 6,206,919 43,591,364	62 52 68 18 71 46 58 26 4 19 9 433

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

# 5-2 相続財産種類別・階級別状況

#### (1) 相続財産種類別状況

(1)	財	産	等	<u>の</u>	 種	類		被	相	続	人の数	取:	得財	 産	価	額
		<u>, —                                     </u>		·							人		,, ,,,			千円
	(	田(耕	作権及	ひび 永	小作样	を含む	)				999			49,7	745 , <i>*</i>	128
		畑(耕	作権及	うび 永	小作样	を含む	( (				1,118			25,9	963,	754
土	地〈	宅 地	( 借	昔 地 🏻	権を	含 む	)				2,408			187,4	168,5	552
	<sup>1</sup> 6 )	山					林				878			3,0	)77,	188
		そ	の	他	の	土	地				761			17,4	172,	547
	(			計					実		2,448			283,7	727,	170
家	J	星	`	構		築	物				2,319			29,0	)71,	110
	,	機械器	3. 目 き	農耕具、	Ľъ	う器、備	前品				420			۶	384,9	958
重	** (	商品、		半製品、		リースの					85				340,4	
事 (農	業 ↓	売	TCHH!	掛	1, 5,1 ,50	1 121	金				113				542,2	
用財	産	そ	Ø	他	の	財	産				200				117, <i>°</i>	
	l	-		計		753	,		実		572				, 184,	
														-,	.,	
	(	特定	同族会	≩社の	株 式	及び出	資				582			22,2	290,6	683
_	, <u> </u>	同 上	以 外	の株	式及	とび 出	資				1,661			24,0	)78,2	242
有証	価券	公	債	及	び	社	債				454			7,6	64,	550
НТ	7	投 資	・貸	付 信	託 受	を 益 証	券				528			7,4	148,2	245
	(			計					実		1,954			61,4	181,7	721
現	金	•	<b>3</b> 7.	頁 !	貯	金	等				2,525			102,8	308,9	976
家		庭	月	Ħ	財		産				1,854			1,0	)97,4	415
	(	生	命	保	険	金	等				513			20,1	155,8	845
7.0	. //-	退職	金	及び	功	労 金	等				247			12,6	35,4	409
その の財		立 そ					木				218			2	250,6	808
02 80	) <u>/</u>	そ		の			他				2,201			35,9	963,8	330
	l			計					実		2,265			69,0	005,6	692
		合			計				実		2,543			550,3	376,8	847
債							務				2,358			52,8	348,2	247
葬		式		:	費		用				2,484			5,1	179,3	362
		合			計				実		2,531			58,0	)27,6	610
差	引	純	資	<b>X</b>	産	価	額		実		2,543			492,3	349,2	237
加	算	贈	与	財	産	価	額				491				643,0	
	課		税	価		格 E F D 財			実		2,543		10日31	494,9		

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出 された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

<sup>(</sup>注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算贈与財 産 価 額		法定相続人数
	人	千日	千円	千円	人
1 億円以下	513	43,872,128	233,499	564,310	1,237
1 億 円 超	1,263	175,214,939	1,044,509	6,913,171	4,267
2 億円 超	411	98,543,831	514,689	7,315,831	1,499
3 億円 超	258	94,176,966	448,371	11,352,112	934
5 億円 超	61	36,170,600	157,972	5,784,997	233
7 億 円 超	26	20,893,241	224,666	4,207,765	92
10 億 円 超	9	9,146,139	19,311	1,906,749	38
20 億 円 超	2	16,971,112	-	4,995,830	8
合 計	2,543	494,988,956	2,643,018	43,040,765	8,308

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出でれた「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

#### (3) 法定相続人員別被相続人の数

				法	定	相	続	人	員	別	被	相	続	人	数
	X	3	भे	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の も の	10人超 のもの
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円	以下	5	82	181	187	58	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円	超	2	59	223	457	319	138	40	17	6	2	-	-
2	億	円	超	2	17	49	137	126	44	23	7	3	2	-	1
3	億	円	超	1	7	38	82	83	25	13	4	4	-	1	-
5	億	円	超	-	1	11	21	14	5	7	-	1	-	-	1
7	億	円	超	-	1	3	10	7	3	2	-	-	-	-	-
10	億	円	超	-	-	-	3	2	3	1	-	-	-	-	-
20	億	円	超	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	合	į	it	10	167	505	897	611	218	86	28	14	4	1	2

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示した ものである。

# 6贈 与 税

# 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者(贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む)について、平成15年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成13年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

- 1 用語の説明
- (1) 住宅取得資金の贈与

父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、 1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2)納税猶予

贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

- 2 贈与税の主な控除
- (1) 配 偶 者 控 除

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用 を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

贈	与	税		σ,	)			税				Σ	枢				
	150万円以下	の金額・															• 10%
150万円を超え	200万円以下																
200万円を超え	250万円以下	の金額・		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 20%
250万円を超え	350万円以下																
350万円を超え	450万円以下																
450万円を超え	600万円以下																
600万円を超え	800万円以下																
800万円を超え																	
1,000万円を超え																	
1,500万円を超え																	
2,500万円を超え																	
4,000万円を超え	1億円以下																
	1億円を超え	る金額・	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 70%

## 6-1 課 税 状 況

#### (1) 課税状況

	X	分		人	員	金額
					人	千円
取	得 財 産 価	額(本年分	)		15,966	57,580,302
配	偶  者	控除	額		1,295	16,036,493
基	礎	控除	額		15,965	17,562,600
基	礎 控 除 往	後の課税価	格	実	14,785	25,213,775
	贈与	税額			12,412	2,921,428
外	国 税	額控	除		-	-
差	引 納	付税	額		12,412	2,921,398
納	税	猶予	額		55	439,860
	納付	税額		実	12,364	2,481,538
災	害 減 免 法	による免除税	額		-	-
住	宅 取 得 資	資金の贈与	額		2,618	13,379,073

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、決定等)による 課税事績

調査時点 平成15年6月30日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員である。

#### (2) 課税状況の累年比較

( ) Halland I	/ /// 0 -> /// 1					
X	$\triangle$		取得財	産 価 額	納付	税 額
	))		人員	金額	人員	金額
			人	千円	人	千円
平成	10 年	分	21,282	56,574,254	18,548	4,673,095
	11		21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
	12		19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
	13		16,546	58,429,444	13,065	2,944,901
	14		15,966	57,580,302	12,364	2,481,538

<sup>(</sup>注)「(1)課税状況」を累年比較したものである。

#### (3) 加算税の状況

区分	過少申告	加 算 税	無申告	加算税	重加	算 税
	人員	金額	人員	金額	人 員	金額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	22	1,011	108	2,596	-	-
過 年 分	20	2,075	266	30,542	3	5,372
合 計	42	3,086	374	33,138	3	5,372

調査対象 本年分 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までの申告 又は処理(更正、決定等)による課税事績

> 過年分 平成13年以前に贈与により財産を取得した者について、平成14年7月1日から平成 15年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

## (4) 申告及び処理状況

	区分	取	得 財	産 価 額	納 付	税 額
	区分	人	員	金 額	人員	金 額
			人	千円	٨	千円
	申 告 額		15,958	57,506,850	12,349	2,467,853
本	修正申告による増差額		53	93,604	56	17,180
年	更正による増差額		-	-	-	-
—	更正等による減差額		11	20,153	14	3,495
分	決 定 額		-	-	-	-
	計	実	15,966	57,580,302	実 12,364	2,481,538
	申 告 額		546	2,335,914	360	265,116
過	修正申告による増差額		55	110,808	62	26,099
年	更正による増差額		-	-	-	-
—	更正等による減差額		50	130,909	49	34,144
分	決 定 額		1	93,915	1	54,755
	計	実	556	2,409,728	実 374	311,826
	申 告 額		16,504	59,842,764	12,709	2,732,969
合	修正申告による増差額		108	204,412	118	43,279
	更正による増差額		-	-	-	-
 <u>+</u> ⊥	更正等による減差額		61	151,062	63	37,639
計	決 定 額		1	93,915	1	54,755
	計	実	16,522	59,990,030	実 12,738	2,793,363

調査対象 「本年分」平成14年中に財産の贈与を受けた者について、平成15年6月30日までの申告又は 処理(更正、決定等)による課税事績

「過年分」平成13年以前に贈与を受けた者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

## (5) 税務署別課税状況

(3) 1	署	名		人 員		1	<b>S</b>	名	3	人	員
				人							人
鳥			取	400	広		島	i	東		543
米			子	478	広		島	i	南		459
倉			吉	181	広		島	i	西		991
鳥	取	県	計	1,059	広		島	i	北		846
							呉	:			475
					竹				原		110
松			江	413	Ξ				原		203
浜			田	176	尾				道		365
出			雲	258	福				山		1,033
益			田	89	府				中		211
石	見	大	田	81	Ξ				次		57
大			東	65	庄				原		41
西			郷	37	西				条		288
島	根	県	計	1,119	廿		日		市		756
					海				田		532
					吉				田		73
岡		Ц	東	818		広	島	県	計		6,983
岡		Ц	西	942							
西	7	大 し	寺	207	下				関		353
児			島	204	宇				部		377
倉			敷	845	Щ				П		374
玉			島	207			萩				98
津			Щ		徳				山		402
玉			野	148	防				府		247
笠			畄	209	岩				国		250
高			梁	72			光	,			162
新			見	26	長				門		62
瀬			戸	186	柳				井		113
久			世	73	厚				狭		56
岡	Щ	県	計	4,311		Щ		県	計		2,494
						全	管	i	計		15,966

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

# 6-2 贈与財産種類別・階級別状況

#### (1) 贈与財産価額階級別状況

取	得財產	音 価	額	階 級	人員	取得財産価額	納付	税 額
					人	千円		千円
	150	万	円	以下	5,437	6,651,604		67,379
	150	万	円	超	2,176	3,862,604		136,145
	200	万	円	超	4,081	11,375,257		636,264
	4 0 0	万	円	超	2,825	14,930,210		560,174
	700	万	円	超	476	4,095,694		381,889
1	, 0 0 0	万	円	超	707	10,423,368		412,388
2	, 0 0 0	万	円	超	245	5,290,892		163,712
3	, 0 0 0	万	円	超	9	316,019		82,851
5	, 0 0 0	万	円	超	2	561,201		27,052
	合		計		15,958	57,506,850		2,467,853

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

#### (2) 贈与財産種類別状況

	財	- 1,75	<u>/王/王/</u> 産		等	の	種	类	頁	人	員	取(	得 財	産	価	額
±	地	$\left\{ \right.$	畑 (	耕作	≅ 権 Љ ( 借	及び <i>対</i> 昔 地 他	<b>永小作</b>	権を含を含む		実	人 407 222 4,581 226 252 5,191			7 20,4 1	171,: 389,	712 814 351 771
家		屋		`		椲	į	築	物		2,171			4,8	323,	149
事 (農用即	業 業) 才産	$\bigg\{$		,器具 、製	品、 <del>i</del>	他		<b>∌</b> う器、 材料、農 財		実	7 2 5 8 20					323 275 541
有証	価券	$\left\{ \right.$	株 公 投 i	デ 信 資 ・		及 及 付	び び 信 託 計	出 社 受 益	資 債 証 券	実	2,536 8 - 2,544				544, 15, 560,	966 -
現		金	,		孙	Į	貯	金	等		7,228			22,7	760,	699
家			庭		月	1	Ħ	オ	産		-					-
₹ Ø.	他	$\left\{ \right.$	生 立 そ	ត៌	Ė	保	険 の 計	金	等 木 他	実	247 19 389 652			7	707, 14, 704, 126,	863 221
			É	<u> </u>			計			実	15,958			57,5	506,	850

調査対象 平成14年中に贈与により財産を取得した者について、平成15年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

# 第編間接国税

```
消
                     税
  酒
                     税
8
  たばこ税及びたばこ特別税
           紙
10 印
                     税
11
  揮発油税及び地方道路税
12
           ガ
油
 石
       油
                     税
                ス
13
                     税
 石
14 航
15 電
         機
             燃
                     税
     源
        開
           発
               促
                  進
                     税
```

# 7消費税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績を示したものである。

#### 消費税の概要

- 1 納税義務者
  - 国内取引…課税資産の譲渡等を行う事業者
  - 輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る者
- 2 課税標準
  - 国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額
  - 輸入取引…保税地域からの引取価格
- 3 税額の計算
  - 国内取引…納付税額 = 課税期間中の課税売上高×4% 課税期間中の課税仕入高×4% 輸入取引…納付税額 = 保税地域からの引取価格×4%
  - (注)平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては、3%
- 4 申告及び納付
  - 国内取引…課税期間(個人事業者 = 暦年・法人 = 事業年度)の終了後2か月以内に確定申告 書を提出し、納付する。
  - (注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。
  - 輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る時までに、輸入申告書を提出し、納付する。
- 5 免税取引及び非課税取引(国内取引分)
- (1)輸出取引は免税とされている。
- (2)非課税取引
  - 消費税の性格上、課税することになじまないもの
    - 土地の譲渡及び貸付、公社債や株式の譲渡、利子、保険料、保証料、郵便切手
  - 印紙等の譲渡、 商品券の譲渡、 国等の行政手数料等など
  - 社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療等、介護保険法に基づく居宅サービス等、 社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等、 身体障害者用物品の譲渡等、 学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、 住宅家賃など

- 6 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)
- (1)納税義務の免除
  - 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。
  - なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者 となる。
  - (注)基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が 1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。
- (2)簡易課税制度
  - 基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。
  - 納付税額 = 課税期間の課税売上高×4%×(1-みなし仕入率)
    - \*みなし仕入率
      - 第1種事業(卸売業) 90%
      - 第2種事業(小売業) 80%
      - 第3種事業(製造業等) 70%
      - 第4種事業(その他の事業)60%
      - 第5種事業(サービス業等)50%

(1) 課税状況

<u> </u>	・インレイノへ	// U															
X				分	個	人	事	業	者	法			人				計
				71	件	数	税		額	件	数	税	額	!件	数	税	額
		_				件		=	山田		件		千F	3	件		千円
平成 10	年度∫	納税	申	告計	32	,881	16	,599,	231	97	,270	398	,904,05	0 13	30,151	415	,503,281
טו אנו	+12	還付申	告及	び処理		604		560,	339	2	,749	23	538,10	9	3,353	24	,098,448
11	ſ	納税	申	告 計	31	,287	15	,518,	665	96	,886	409	413,65	8 12	28,173	424	,932,323
''	l	還付申	告及	び処理		535		456,	737	2	,680	24	,066,32	0	3,215	24	,523,057
12	ſ	納税	申	告計	27	,551	14	,070,	047	93	,983	401	,123,13	9 12	21,534	415	, 193 , 186
12	ļ	還付申	告及	び処理		562		577,	065	2	,826	22	,999,31	3	3,388	23	,576,378
13	ſ	納税	申	告計	25	,285	12	,813,	263	90	,848	386	728,02	0 11	6,133	399	,541,283
13	l	還付申	告及	び処理		582		614,	450	3	,044	21	215,64	9	3,626	21	,830,099
14	ſ	納 税	申	告計	23	,888	11	,929,	509	89	,629	379	706,30	1 11	3,517	391	,635,811
14	J	還付申	告及	び処理		578		451,	811	2	,963	21	,117,33	2	3,541	21	,569,143
		「一般申	告及	び処理	9	,534	4	,411,	033	46	,545	338	,222,93	9 5	6,079	342	,633,972
現年	<b>☆</b> ↓	簡易申	告及	び処理	14	,354	7	,518,	477	43	,084	41	483,36	2 5	7,438	49	,001,839
*** -	ر ر	納税	申	告 計	23	,888,	11	,929,	509	89	,629	379	706,30	1 11	3,517	391	,635,811
	l	、還付申	告及	び処理		578		451,	811	2	,963	21	,117,33	2	3,541	21	,569,143
既往年:	分の∫	増差税	額のあ	るもの	2	,329		578,	338	5	,191	2	,245,47	1	7,520	2	,823,809
申告及び	処理し	減差税		るもの		216		50,	486		709		755,81	7	925		806,304
差		引	į	計	実25	,163	12	,005,	550	実93	,305	360	078,62	3 実1	18,468	372	,084,173
加		算	7	锐	2	,068		113,	070	4	,682		347,07	7	6,750		460,147

調査期間

「現年分」は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までに終了した課税期間について、平成15年6月30日現在の申告(国・地方公共団体等については、平成15年9月30日までの申告を含む)又は処理(更正・決定等)による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成14年3月31日以前に終了した課税期間について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告(平成14年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く)又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
  - 2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

#### (2) 課税事業者等届出件数

課	税	事	業	者	届	出	書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合	計
							件	件	件		件
					12	2,37	76	3,428	1,231		127,035

調査期間 平成14年度末(平成15年3月31日現在)の届出件数を示している

(注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

## (3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

(3) 税務	署別課税₹ ┃	<u>伏況(その1</u> 納	個人事 税	<del>素百<i>)</i> </del> 申	 告		温付由:	告及び処理
		吉及び処理			小	計	烟门中	ロ及び処理
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税の額
鳥 取 米 子 倉 取 県計		千円 147,911 175,999 79,500 403,410	件 505 486 263 1,254	千円 254,507 272,999 127,904 655,409	件 789 773	千円 402,417 448,998 207,404 1,058,819	18	千円 20,041 6,873 13,454 40,368
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	278 172 243 110 75 94 72 1,044	141,857 77,446 119,812 43,912 40,040 49,612 45,048 517,728	494 338 535 171 197 189 107 2,031	254,534 164,588 270,034 81,261 102,087 98,688 53,202 1,024,394	778 281 272 283 179	396,392 242,034 389,846 125,173 142,127 148,300 98,251 1,542,122	11 8 17 6 7 3 1 53	5,400 2,601 9,129 5,682 5,263 258 1,556 29,888
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	266 319 152 120 368 156 223	128,654 136,216 60,003 51,696 152,654 62,299 103,847 79,451 41,224 17,927 52,874 34,280 959,852	463 422 147 151 435 198 317 73 217 87 56 160 115 2,841	289,557 224,286 75,482 74,143 219,819 99,012 140,285 33,261 110,980 39,364 29,029 80,054 47,757 1,463,028	299 271 803 354 540 171 383 197 109	418,211 360,502 135,485 125,839 372,473 161,311 244,132 71,988 190,431 80,588 46,956 132,929 82,037 2,422,880	17 23 6 8 27 8 18 4 15 8 - 6 2 142	8,212 17,831 3,549 10,013 18,447 5,437 7,319 2,933 5,855 8,937 1,493 1,269 91,296
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	330 423	144,822 71,002 149,668 171,136 150,074 37,802 57,026 81,797 219,045 104,706 26,123 23,076 60,671 138,627 86,892 25,556 1,548,022		358,352 202,534 239,673 211,659 279,724 99,946 96,998 165,517 359,683 102,157 59,702 41,512 100,051 197,836 126,919 56,410 2,698,673	309 505	503,174 273,535 389,341 382,796 429,798 137,748 154,024 247,314 578,729 206,864 85,825 64,587 160,722 336,463 213,810 81,966 4,246,695	14 8 34 31 17 3 4 12 45 17 4 6 10 17 7 5 234	15,917 18,660 32,302 14,278 17,864 5,377 5,887 8,107 38,844 3,786 2,248 4,603 5,516 14,556 4,685 1,052 193,683
下宇山 徳防岩 長柳厚山 今閑部口 山府国 門井狭計 弘	333 253 167 69 244 154 236 134 143 72	145,188 165,063 86,721 28,989 142,991 85,376 110,539 60,077 90,923 22,725 43,430 982,021	462 464 313 195 483 352 338 209 188 177 107 3,288	237,212 251,144 152,463 96,036 253,268 181,958 183,972 91,115 94,667 81,484 53,655 1,676,972	795 717 480 264 727 506 574 343 331 249 178 5,164	382,399 416,206 239,184 125,025 396,259 267,334 294,511 151,191 185,589 104,209 97,084 2,658,993	29 9 7 4 11 12 11 4 6 3 2 98 578	36,563 4,128 14,507 1,571 19,215 2,826 5,464 4,041 4,335 2,105 1,821 96,576

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

53         11,351         794         402,343         893         17         91           29         850         519         240,284         535         10         54           110         11,682         819         392,399         894         17         91           30         3,569         295         123,060         358         4         36           33         1,907         281         138,771         332         4         33           30         2,076         289         150,118         326         5         33           11         625         180         97,320         233         1         23           296         32,062         3,177         1,544,296         3,571         58         3,62           88         16,965         775         426,963         1,096         30         1,12           66         41,452         796         384,123         1,007         39         1,04           18         8,783         314         140,719         537         6         54           16         1,762         284         117,588         313         5         31	既往年分の	区分
89         35,030         840         417,406         1,100         25         1,12           63         5,032         471         198,982         537         12         54           240         62,363         2,129         1,080,813         2,889         57         2,94           53         11,351         794         402,343         893         17         91           29         850         519         240,284         535         10         54           110         11,682         819         392,399         894         17         91           30         3,569         295         123,060         358         4         36           33         1,907         281         138,771         332         4         33           30         2,076         289         150,118         326         5         33           11         625         180         97,320         233         1         23           296         32,062         3,177         1,544,296         3,571         58         3,62           88         16,965         775         426,963         1,096         30         1,12	件数	署名
30         2,076         289         150,118         326         3         33         1         23           296         32,062         3,177         1,544,296         3,571         58         3,62           88         16,965         775         426,963         1,096         30         1,12           66         41,452         796         384,123         1,007         39         1,04           18         8,783         314         140,719         537         6         54           16         1,762         284         117,588         313         5         31           95         19,367         854         373,392         1,004         24         1,02           19         6,781         369         162,655         538         6         54           52         12,750         574         249,562         768         20         78           23         5,052         187         74,107         282         4         28           21         699         205         72,350         221         1         22           17         2,810         116         49,766         145	89 88 63	米  子
66         41,452         796         384,123         1,007         39         1,04           18         8,783         314         140,719         537         6         54           16         1,762         284         117,588         313         5         31           95         19,367         854         373,392         1,004         24         1,02           19         6,781         369         162,655         538         6         54           52         12,750         574         249,562         768         20         78           23         5,052         187         74,107         282         4         28           23         5,052         187         74,107         282         4         28           24         17,751         405         202,327         430         13         44           21         699         205         72,350         221         1         22           17         2,810         116         49,766         145         2         14           28         12,138         323         143,574         313         5         31	29 110 30 33 30 11	松浜出益石大西島 大田雲田田東郷計
54         7,376         515         262,251         588         26         61           106         23,314         844         380,352         867         50         91           120         31,985         947         400,503         1,224         46         1,27           82         16,135         872         428,069         891         39         93           23         1,050         330         133,421         348         3         35           20         1,315         315         149,452         381         10         39           62         7,081         532         246,287         642         10         65           132         27,585         1,269         567,470         1,717         52         1,76           47         7,110         519         210,187         565         5         5	66 18 16 95 19 52 23 54 21 17 28 19	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大 山大 西寺島敷島山野岡梁見戸
24     5,652     218     89,229     325     6     33       17     3,566     182     63,550     187     8     19       41     12,877     356     168,082     386     15     40       67     5,816     765     327,723     850     42     89       58     16,918     474     226,042     525     15     54       19     7,378     202     88,291     200     3     20	54 106 120 82 23 20 62 132 47 24 17 41 67 58	区広広 竹三尾福府三庄西廿海島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田
151         26,360         850         372,196         1,040         20         1,06           54         7,032         737         419,110         918         21         93           50         8,433         508         233,110         554         11         56           18         2,501         272         125,954         305         7         31           77         18,784         762         395,828         1,066         18         1,08           41         6,898         535         271,407         542         8         55           39         10,728         596         299,774         957         13         97           33         5,728         360         152,878         446         4         45           32         5,238         346         186,492         463         7         47           29         2,835         257         104,939         261         3         26           21         2,459         182         97,723         203         8         21           545         96,994         5,405         2,659,412         6,755         120         6,87	54 50 18 77 41 39 33 32 29 21	宇山(徳防岩)長柳厚山(萩)、米、光・川、県・一、東・三川、川田、門井狭計)

## (3) 税務署別課税状況(その2 法 人)

(3) 祝務:	者別詸稅	<u>状況(その2</u> 納	<u>法</u> 税	<u>人)</u> 申	 告			告及び処理
	一般申	告及び処理		- 吉 及 び 処 理		計		
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税の額
鳥 取 米 子 倉 県 取 県 計	件 1,330 1,455 603 3,388	千円 8,714,783 8,041,265 3,135,540 19,891,588	件 1,367 1,246 622 3,235	千円 1,302,162 1,295,910 557,772 3,155,844	件 2,697 2,701 1,225 6,623	千円 10,016,945 9,337,175 3,693,312 23,047,432	件 101 93 41 235	千円 968,940 439,506 137,896 1,546,342
松浜出益石大西島大田豊田田東郷計	1,474 661 919 417 215 328 136 4,150	10,760,632 3,081,755 6,526,605 2,138,214 892,558 1,555,277 740,784 25,695,826	1,414 619 1,020 429 274 359 148 4,263	1,346,946 574,882 964,448 398,855 250,409 316,518 149,035 4,001,093	2,888 1,280 1,939 846 489 687 284 8,413	12,107,578 3,656,636 7,491,052 2,537,070 1,142,967 1,871,795 889,820 29,696,918	90 50 69 36 18 34 13 310	370,052 163,360 262,508 88,470 19,516 124,171 22,931 1,051,006
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計		23,329,845 16,226,217 3,479,749 3,372,598 12,540,509 2,528,637 5,686,568 2,017,854 3,728,451 1,324,728 2,854,889 3,068,731 1,220,432 81,379,206	1,883 1,864 507 556 1,942 512 1,258 320 540 303 187 625 290 10,787	1,746,025 1,758,042 479,149 537,688 1,908,715 466,860 1,154,422 326,124 540,851 279,793 196,040 599,099 264,304	4,289 4,304 1,080 1,180 4,050 1,005 2,459 668 1,164 582 412 1,266 594 23,053	25,075,870 17,984,259 3,958,897 3,910,286 14,449,224 2,995,496 6,840,990 2,343,978 4,269,302 1,604,521 3,050,929 3,667,831 1,484,735 91,636,318	136 147 28 32 108 38 87 13 41 11 14 47 25 727	689,611 441,781 212,543 41,005 444,551 153,667 452,488 110,089 486,437 171,479 53,663 129,678 55,529 3,442,391
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計		37,183,392 11,663,998 31,007,724 8,045,772 7,985,922 1,731,395 3,181,867 4,715,762 21,459,192 4,667,157 1,560,995 1,284,678 5,890,014 6,464,153 7,472,488 859,139 155,173,648	1,637 976 2,309 1,672 1,474 438 608 1,197 2,705 708 377 227 675 1,107 903 186 17,199	1,659,711 955,965 2,229,387 1,595,497 1,467,170 438,817 575,546 1,106,929 2,578,427 627,669 359,930 201,352 708,456 1,027,099 983,947 213,689 16,729,590	3,628 2,195 5,415 3,518 2,875 876 1,228 2,229 5,669 1,595 687 454 1,394 2,475 1,864 429 36,531	38,843,102 12,619,963 33,237,111 9,641,269 9,453,092 2,170,213 3,757,413 5,822,692 24,037,619 5,294,826 1,920,925 1,486,030 6,598,470 7,491,252 8,456,435 1,072,828 171,903,238	134 75 147 100 74 30 34 60 160 55 27 17 49 77 56 22 1,117	1,119,348 135,416 352,188 1,024,148 534,551 252,957 727,035 102,823 1,900,703 567,064 79,946 113,160 320,744 340,019 5,054,001 58,590 12,682,692
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全瀬 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計	1,646 1,141 855 246 1,131 472 803 425 199 281 210 7,409	10,510,203 10,423,214 9,725,384 1,055,557 11,876,999 2,813,355 4,140,815 1,677,010 1,058,293 1,349,789 1,452,053 56,082,672	1,572 1,116 905 406 1,117 507 765 408 271 288 245 7,600	1,486,714 1,047,336 865,500 339,090 1,148,505 492,885 784,247 418,974 260,731 266,048 229,694 7,339,723	3,218 2,257 1,760 652 2,248 979 1,568 833 470 569 455 15,009	11,996,917 11,470,550 10,590,885 1,394,647 13,025,503 3,306,240 4,925,062 2,095,984 1,319,024 1,615,837 1,681,747 63,422,396 379,706,301	176 74 45 24 66 32 69 31 21 17 19 574	925,109 299,234 155,635 131,432 132,379 72,657 207,558 60,124 59,378 42,529 308,867 2,394,901

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年纪	か申告	設び処理		合	計		課	税事業者(遺	選択)届出件	<del></del> -数	区分
件数	₹ ₹	兑 額	件	数	税	額		課税事業者		合 計	<b>2</b> 4
1: 2 1:	件 28 16 34 78	千円 10,640 100,075 19,407 130,122	2 1	件 ,821 ,831 ,282 ,934	8,9 3,5	千円 58,644 97,745 74,822 31,211	件 2,727 2,844 1,247	111 50	件 25 33 5	件 2,846 2,988 1,302 7,136	署名 鳥 取子吉計 鳥 取
	75 51 39 43 31 36 23	4,379 602 12,882 4,992 4,216 20,839 4,096 24,195	1 2	,991 ,332 ,021 888 508 728 305 ,773	3,4 7,2 2,4 1,1 1,7	33,148 93,879 15,662 53,592 27,667 26,785 70,985 21,717	1,230 1,903 861 478 686 281	49 62 28 20 34 12	27 13 20 11 4 3 1	723 294	浜出益石大 田雲田田東
2 2	90 37 44 41 39 54 06 49 99 51 13 62 73 58	88,798 38,109 24,297 10,608 78,408 1,701 111,783 22,085 17,387 17,094 131 27,309 9,732 424,575	4 1 1 4 1 2 1	,461 ,481 ,114 ,217 ,200 ,052 ,569 682 ,216 603 427 ,320 628 ,970	17,5 3,7 3,8 14,0 2,8 6,5 2,2 3,8 1,4 2,9 3,5	75,057 80,587 70,651 79,889 83,082 40,129 00,285 56,003 00,252 50,135 97,497 65,462 19,474	4,406 1,095 1,161 4,125 1,006 2,538 681 1,165 570 425 1,288	23 33 108 33 65 10 43 20 12 54 28	18 11	1,136 1,205 4,303 1,043 2,628 695 1,222 596 438 1,350 603	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大 田寺島敷島山野岡梁見戸
1. 5. 1. 3. 3. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	41 32 00 61 15 34 71 42 31 36 54 71 47 47 58 24	88,356 34,768 94,101 76,654 34,252 11,545 14,842 56,808 91,889 47,596 3,635 3,272 422 48,781 69,252 2,051 678,221	2 5 3 2 1 2 5 1	,793 ,288 ,588 ,654 ,967 ,918 ,267 ,320 ,861 ,659 ,723 ,482 ,451 ,569 ,939 ,456 ,935	12,5 32,9 8,6 8,9 1,9 3,0 5,7 22,2 4,7 1,8 1,3 6,2 7,2 3,4	12,110 19,315 79,024 93,775 52,793 28,800 45,218 76,676 28,805 75,358 44,614 76,142 78,147 00,014 71,686 16,289 98,767	2,221 5,727 3,923 2,916 901 1,228 2,251 5,734 1,599 706 458 1,454 2,588 1,934	122 116 77 20 29 71 111 41 30	121 27 121 45 26 5 8 12 80 10 5 5 24 39 22 4 554	926 1,265 2,334 5,925 1,650 741 481 1,526 2,709 2,009	広広(竹三尾福府三庄西廿海島島呉) 日本 原原道山中次原条市田
1	95 76 34 21 51 59 73 45 44 48 88 48	144,710 8,128 42,340 268 37,041 12,304 22,478 5,841 377 14,871 7,426 280,931	2 1 2 1 1	,421 ,351 ,824 678 ,326 ,017 ,650 866 491 592 477 ,693	11, 1 10, 4 1, 2 12, 9 3, 2 4, 7 2, 0 1, 2 1, 5 1, 3 61, 3	16,518 79,444 77,590 63,483 30,166 45,888 39,982 41,701 60,023 88,178 65,453 08,425	2,321 1,765 627 2,300 1,012 1,581 843 456 575 457 15,397	66 34 68 19 44 30 21 22	40 37 22 4 26 15 16 5 4 4 178	3,593 2,421 1,853 665 2,394 1,046 1,641 878 482 601 484 16,058	宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 児 早期 山府国 門井狭計

# (3) 税務署別課税状況(その3 合 計)

区分		<del>がだしてのう</del> 納	<del>□</del> 税	申	告		還付申領	告及び処理
	一般申	告及び処理	簡易申告	吉 及 び 処 理	小	計	件数	税額
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥 取 県 計	件 1,614 1,742 783 4,139	千円 8,862,694 8,217,264 3,215,040 20,294,998	1,732 885	千円 1,556,668 1,568,908 685,676 3,811,253	件 3,486 3,474 1,668 8,628	千円 10,419,362 9,786,173 3,900,716 24,106,251	件 121 106 59 286	千円 988,982 446,378 151,350 1,586,710
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	1,752 833 1,162 527 290 422 208 5,194	10,902,490 3,159,201 6,646,417 2,182,126 932,598 1,604,889 785,833 26,213,553	957 1,555 600 471 548 255	1,601,480 739,469 1,234,482 480,117 352,496 415,206 202,238 5,025,487	3,660 1,790 2,717 1,127 761 970 463 11,488	12,503,970 3,898,670 7,880,898 2,662,243 1,285,094 2,020,095 988,070 31,239,040	101 58 86 42 25 37 14 363	375,452 165,961 271,636 94,152 24,779 124,429 24,486 1,080,894
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,672 2,759 725 744 2,476 649 1,424 446 790 389 278 788 385 14,525	23,458,499 16,362,433 3,539,752 3,424,294 12,693,163 2,590,936 5,790,415 2,056,580 3,807,902 1,365,952 2,872,816 3,121,605 1,254,712 82,339,058	2,286 654 707 2,377 710 1,575 393 757 390 243 785 405	554,631 611,831 2,128,534 565,871 1,294,707 359,385 651,831 319,156 225,069	5,018 5,045 1,379 1,451 4,853 1,359 2,999 839 1,547 779 521 1,573 790 28,153	25,494,081 18,344,761 4,094,383 4,036,125 14,821,697 3,156,807 7,085,122 2,415,966 4,459,733 1,685,108 3,097,885 3,800,759 1,566,772 94,059,198	153 170 34 40 135 46 105 17 56 19 14 53 27 869	697,823 459,612 216,093 51,018 462,998 159,104 459,807 112,992 492,292 180,416 53,563 131,170 56,798 3,533,686
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1,724 549 741 1,238	4,771,863 1,587,118 1,307,753 5,950,685 6,602,780 7,559,379 884,695	1,301 2,749 2,113 1,981 651 796 1,496 3,354 929 511 322 874 1,513 1,145 308	1,807,157 1,746,894 538,763 672,544 1,272,446 2,938,110 729,826 419,632 242,864 808,507 1,224,935 1,110,866 270,099	4,304 2,689 6,185 4,382 3,705 1,200 1,537 2,734 6,862 2,082 625 1,729 3,211 2,320 618 45,075	39,346,276 12,893,498 33,626,452 10,024,065 9,882,890 2,307,960 3,911,437 6,070,005 24,616,347 5,501,689 2,006,750 1,550,617 6,759,192 7,827,714 8,670,245 1,154,794 176,149,932	148 83 181 131 91 33 38 72 205 72 31 23 59 94 63 27 1,351	1,135,265 154,076 384,490 1,038,425 552,415 258,334 732,923 110,930 1,939,547 570,850 82,194 117,763 326,260 354,575 5,058,686 59,642 12,876,375
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計	1,979 1,394 1,022 315 1,375 626 1,039 559 342 353 281 9,285	10,655,391 10,588,277 9,812,105 1,084,547 12,019,990 2,898,732 4,251,354 1,737,087 1,149,215 1,372,514 1,495,483 57,064,693	601 1,600 859 1,103 617 459 465 352 10,888	1,017,964 435,126 1,401,773 674,843 968,219 510,089 355,398 347,532 283,348 9,016,696	4,013 2,974 2,240 916 2,975 1,485 2,142 1,176 801 818 633 20,173	12,379,316 11,886,756 10,830,069 1,519,672 13,421,762 3,573,574 5,219,573 2,247,175 1,504,613 1,720,046 1,778,831 66,081,389 391,635,811	205 83 52 28 77 44 80 35 27 20 21 672	961,672 303,361 170,141 133,004 151,594 75,483 213,022 64,164 63,713 44,633 310,688 2,491,477

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課	区分			
件数	税額	件数	税額	課税事業者	課税事業者	新設法人に該当	合 計	
					選択届出			署名
件 217 304 197 718	千円 45,670 122,376 24,438 192,484	件 3,661 3,649 1,753 9,063	千円 9,476,050 9,462,170 3,773,804 22,712,024	4,096 1,784	62	33 5	件 3,971 4,260 1,851 10,082	鳥 取子言鳥 取県計
228 80 199 73 64 66 34 744	6,973 1,452 1,200 8,561 6,123 18,763 4,721 7,868	3,785 1,851 2,840 1,183 789 1,017 485 11,950	12,135,490 3,734,163 7,608,061 2,576,652 1,266,438 1,876,903 968,305 30,166,013	1,765 2,797 1,219 810 1,012 514	79 32 24 39 13	11 4 3	1,054 528	浜 田雲田
378 303 62 57 334 73 258 72 153 72 30 90 92 1,974	105,762 79,561 33,080 12,369 97,774 5,080 124,534 27,137 35,138 17,793 2,940 39,447 6,877 573,739	5,236 5,277 1,428 1,501 5,054 1,421 3,143 869 1,621 808 543 1,643 828 29,372	24,902,020 17,964,711 3,911,369 3,997,477 14,456,474 3,002,784 6,749,848 2,330,111 4,002,579 1,522,485 3,047,263 3,709,035 1,503,097 91,099,252	5,413 1,632 1,474 5,129 1,544 3,306 963 1,595 791 570 1,601	157 29 38 132 39 85 14 56 21 14 59	104 18 11 70 4	5,768 5,674 1,679 1,523 5,331 1,587 3,416 981 1,665 818 585 1,668 31,501	
417 236 606 281 297 107 91 204 463 133 78 88 106 214 216 43 3,580	100,467 42,144 117,415 108,638 50,387 12,595 16,157 63,889 119,475 54,706 9,286 6,838 13,297 54,598 86,170 9,429 865,489	4,503 2,803 6,432 4,601 3,839 1,248 1,582 2,852 7,130 2,178 941 664 1,807 3,334 2,413 658 46,985	38,311,478 12,781,566 33,359,377 9,094,278 9,380,862 2,062,221 3,194,671 6,022,963 22,796,275 4,985,545 1,933,843 1,439,692 6,446,230 7,527,737 3,697,728 1,104,580 164,139,046	2,809 6,594 5,147 3,807 1,249 1,609 2,893 7,451 2,164 1,031 645 1,840 3,438 2,459 640	172 162 116 23 39 81 163	121 45 26 5 8 12 80	4,689 2,919 6,887 5,354 3,949 1,277 1,656 2,986 7,694 2,220 1,072 676 1,927 3,601 2,549 669 50,125	広広広(竹三尾福府三庄西廿海島島島呉) 日南西北(原原道山中次原条市田
346 130 184 39 228 100 112 78 76 67 69 1,429	171,070 15,159 50,774 2,768 55,825 19,203 33,206 11,568 5,614 17,705 4,967 377,925	4,271 3,088 2,332 950 3,088 1,552 2,246 1,226 837 849 659 21,098	11,588,714 11,598,554 10,710,701 1,389,437 13,325,993 3,517,295 5,039,756 2,194,579 1,446,515 1,693,118 1,463,176 63,967,837	3,239 2,319 932 3,366 1,554 2,538 1,289 919 836	113 84 77 41 86 27 57 34 28 25 31 603	40 37 22 4 26 15 16 5 4 4 178	4,653 3,360 2,418 977 3,478 1,596 2,611 1,328 952 865 695 22,933	宇山 徳防岩 長柳 一 萩 光 光 円 山府国 門井
8,445	2,017,505	118,468	372,084,173	122,376	3,428	1,231	127,035	全 管 計

#### 8 酒 税

# 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類につ いて、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコ

ールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。 種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッ ツ類、リキュール類、雑酒である。

·	
	酒税の税率
各酒類の基準アルコール分及 清 酒 合 成 清 酒 しょうちゅう み り ん	び基準税率(1 k l 当たり従量税率)は、次のとおりである。 アルコール分 15度 ・・・・・・ 140,500円 アルコール分 15度 ・・・・・・ 79,300円 アルコール分 25度 ・・・・・・ 248,100円 アルコール分13.5度 ・・・・・・ 21,600円
ビール 果実酒類	
果実酒甘味果実	
酒 ウィスキー類 スピリッツ類	アルコール分 12度 ・・・・・・・ 98,600円 アルコール分 40度 ・・・・・・ 409,000円
! スピリッツ類! リキュール類 雑 酒	アルコール分 37度 ・・・・・・・ 367,188円 アルコール分 12度 ・・・・・・・ 119,088円
発 泡 酒 粉 末 酒 その他の雑酒	原料中(水を除く)麦芽の重量が25%未満のもの 105,000円 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 320,500円 みりんに類似するもの アルコール分 13.5度・・ 21,600円 そ の 他 の も の アルコール分 12度・・・ 98,600円

## 8-1 酒税関係総括表

#### 酒税関係総括表

	X	5	<del>}</del>	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販 売 場 数
				kl	百万円	kl	kl	場	場
平	成	10 年	度	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962
		11		407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
		12		374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
		13		362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751
		14		425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
清			酒	42,884	5,262	31,710	61,372	305	_
合	成	清			×	×	3,387	-	_
	_	「甲	類		×	×	9,786	1	-
しち	ょうゅう	d	類		×	×	36,070	3	-
5	ש כ	L	計	4,449	1,076	3,809	45,856	4	-
み		IJ	h	×	×	7,849	6,969	6	-
ビ		_	ル	146,171	32,450	134,878	247,117	17	-
		<b>「果</b>	実 酒	9,814	534	6,722	9,337	14	-
果	実酒類	<b>∤</b> #	味果実酒	689	73	671	1,108	2	-
		Ĺ	計	10,503	607	7,393	10,434	16	-
		(ウ	ィスキー	×	×	×	4,609	-	-
ウィ	スキー類	【ブ	ランデー	×	×	×	1,405	-	-
		Ĺ	計	2,471	949	×	6,013	-	-
ス	ピリ	ノッ	ツ類	345	71	-	893	3	-
リ	+ <u>-</u>	ı —	ル 類	73,302	5,927	70,595	29,606	10	-
		( 発		138,592	14,554	118,683	157,426	1	-
雑	酒-	→ 粉	末 酒	×	×	×	50	-	-
小丘	/=	\ <del>\</del> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	の他の雑酒	×	×	×	390	2	-
			計	138,615	14,555	117,765	157,865	3	-
	合	言	†	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
<u> </u>	* +17 00								

調査期間

課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間である。

#### 調査時点 用語の説明

製造場数及び販売場数は、平成15年3月31日現在である。

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表 「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

## 8-2 課 税 状 況

#### (1) 課税状況

È	HZIVIZ			T.									-	• > /			
							討	<u></u>					<u></u>	兑			
	X		分	一般移	沒	☑ 適	用	特	定	税	率	適	用		į	計	
											•						
				数量		税	額	数		量	Ŧ	兑	額	数	量	税	額
				k	ı	176	千円	XX		<u>⊭</u> kl	1;	/ь	千円	×χ	<u>畢</u> kl		千円
注			:#			- 074				ΚI			IIJ	4			
清合	_	ı.	酒		'	5,374	-			-			-	4.	3,812	5,374	
百	月	λ,	清酒				×			×			×		×		×
			· 甲 類 乙 類	×			×			×			×		×		×
しょ	うちゅ	うく					×			×			×		×		×
		Ų	. 計	4,468	1	1,080	, 424			-			-		4,468	1,080	, 424
み		IJ	) h	×			×			×			×		×		×
ビ		-	- ル	148,024	32	2,861	,422			-			-	14	8,024	32,861	,422
		ſ	果 実 酒	9,915		539	,997			-			-		9,915	539	,997
果	実 酒	類	甘味果実酒	802		83	,788			-			-		802	83	3,788
		Ų	、計	10,718		623	,785			-			-	1	0,718	623	3,785
		ſ	゙ヷィスキー	×			×			×			×		×		×
ウィ	スキー	-類∢	ブランデー	×			×			×			×		×		×
		Į	計	2,284		931	,563		•	187		17.	, 259		2,471	948	8,822
		ſ	スピリッツ			68	,694			10			763		341	69	, 457
スピ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	/類	原料用アルコール				,621			_			-		3		,621
		l	計	335			,315			10			763		344		,078
IJ	+	ュ	ー ル 類			5,892	•		2	184		39	,601	7	3,349	5,931	
	•	(	発泡酒			1,768	•			_			-		0,637	14,768	
+ 12			粉末酒			. ,	×			×			×		×		×
雑		酒	その他の雑酒				×			×			×		×		×
		Į	計	140,660	12	1,769				_				14	0,660	14,769	
		,	П	140,000	'	+,109	, 1 33			-			-	'4'	0,000	17,703	, 133
	合		計	429,452	6	1,817	675		6	81		57	,623	43	0,133	61,875	298
	Н		н	720, 402		.,017	, 57 0		•	,,,,		0,	, 520	1	5, 100	31,070	,,200
																1	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類に ついて、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの)に該当のものを掲げた。
  - 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

#### (2) 課税数量の累年比較

	X	分		清	酒	しょうちゅう	ビ	_	ル	果	実	酒 類	そ	の	他	싐		計
					kl	kl			kΙ			kl			kΙ			kΙ
平 成	10	年	度		61,501	4,208		273,5	01		12	,096		96,	583		447,89	2
	11				57,381	3,661		222,2	39		10	,313		113,6	361		407,25	4
	12				50,974	3,856		194,8	32		8	,090		116,3	301		374,05	8
	13				46,482	4,590		173,3	19		9	,887		128,3	350		362,62	7
	14				42,884	4,449		146,1	71		10	,503		221,0	013		425,01	9

<sup>(</sup>注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

	控	除				免	除	
酒和	兑 法	災害派	或 免 法	課税	実数			
第30条第	第1項、 🗎	/ <del>***</del> ¬ * <b>*</b>	<b>公</b> 1 T T \	<b>一 社 大</b>	実 数	未納税移出	輸出	免 税
	び第3項	(弗/余	第1項)					
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数	量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl		kl
928	112,177	0	61	42,884	5,262,174	14,321		139
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
20	4,122	-	-	4,449	1,076,301	111		6
×	×	×	×	×	×	×		×
1,851	410,481	2	462	146,171	32,450,479	10,819		321
101	5,512	-	-	9,814	534,487	208		-
115	11,266	-	-	689	72,522	7		2
214	16,778	-	-	10,503	607,009	215		2
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
0	131	-	-	2,471	948,691	68		27
0	1	0	1	341	69,455	8		1
-	-	-	-	3	1,621	34,001		-
0	1	0	1	345	71,076	34,009		1
46	4,337	0	1	73,302	5,927,310	7,713		6
2,042	214,261	2	245	138,592	14,554,217	23,859		-
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
2,043	214,284	2	245	138,615	14,555,264	23,859		2
5,109	762,699	4	769	425,019	61,111,830	94,862		504

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するもの をいう。

#### (3) 酒税額の累年比較

(3) /	当小儿百万	ツボ	<u> 十ルしま</u>	<u> </u>														
	X	分		清	酒	しょうちゅう	لاً	_	ル	果	実	酒类	領	そ 0	) 他	白		計
					千円	千円			千円			千F	<del>リ</del>		千円			千円
平成	10	年	度	7,5	87,803	936,153	60,	,717,	664		736	,757	'	11,03	1,189	81,	009,	565
	11			7,0	97,642	850,679	49,	, 336 ,	853		638	,912	2	12,417	7,418	70,	341,	509
	12			6,2	272,420	912,407	43,	, 252,	671		494	,380	)	12,672	2,839	63,	604,	715
	13			5,7	18,155	1,128,122	38,	,476,	775		588	,056	6	13,74	1,088	,	652,	
	14			5,2	262,174	1,076,301	32,	, 450 ,	479		607	,009	)	21,715	5,868	61,	111,	830

# 8-3 酒類製成、販売

#### (1) 酒類製成及び手持数量

				製	成	数	量	等	手 持 数 量
	X	分		製成	アルコール	アルコール	用途変更等	+ + -	工业数量
					守 ル 州	分等变更		計	平成15年3月末日現在
				kl	kl	kl	kl	kl	kl
清			酒	31,873	-	-	164	31,710	40,993
١.				(29,199)	-	-	-	(29,147)	(36,501)
合	成	清	酒	×	×	×	×	×	×
lı.	<b>١</b> ڪ	√甲乙	類	×	×	×	×	×	×
5	ょう		類	×	×	×	×	×	×
	7 2	<u></u>	†	3,698	-	722	610	3,809	2,318
みビ		IJ	h	8,576	300	-	1,027	7,849	706
ピ			ル	135,592	-	-	715	134,878	2,970
		【果 3	実 酒	7,804	264	-	1,346	6,722	4,465
果身	€酒類	┥ 甘味界		671	-	-	-	671	248
		<u> </u>	†	8,476	264	-	1,346	7,393	4,712
ウィ	フキー	ウィス	スキー	×	×	×	×	×	×
	類	イ ブラ		×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×
スリ	ピリ			-	-	-	-	-	60
リリ	キュ			72,751	3,933	-	6,089	70,595	4,483
			包酒	119,165	-	-	481	118,683	2,681
雑	酒	」 粉 ラ	末 酒	×	×	×	×	×	×
小庄	/=		の雑酒	×	×	×	×	×	×
			i†	119,180	-	-	1,414	117,765	2,803
	合	計		381,298	4,498	722	11,694	374,827	59,464
	<b>5 在</b>				東代45年2月		#888 <b>- \</b> #####	ol -15	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間の酒類製成の事績 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

#### (2) 製成数量の累年比較

_	<u>(                                    </u>	4V1.	<b>ルメヘ</b> ュ	E V/ 2	分十し	<u>·U+A</u>							
	X				分	清	酒	しょうちゅう	 ビ	ル	果実酒類	そ の 他	슴 計
Γ							kl	kl		kΙ	kl	kl	kl
	平	成	10	年	度		49,286	3,348	261,4	40	11,431	130,876	456,381
			11				46,315	3,226	209,5	18	9,782	95,666	364,505
			12				41,322	3,282	189,0	51	6,969	82,599	323,233
			13				34,531	4,024	162,3	34	6,443	109,420	316,752
			14				31,710	3,809	134,8	78	7,393	197,032	374,827
L													

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

- 99 -
--------

#### (3) 酒類販売(消費)数量

					酒	ž	類	製	Į	造		者	(	カ	移		出	数	量
	X	分		製 <i>(</i>	造 課 税	場 )	製支	造 <sup>货</sup> 店	多の等	卸	売	業者	小	売	業者	消	費	者	計
					H) ( 1) (	kΙ	^	<u> </u>	kI			kl			k			kl	kl
清			酒			6		1.	478		2	9,145		1	0,835		1	,260	42,718
清合	成	清	酒酒			×			×			×			×			×	×
l,		<b>↓</b> 甲 乙	類類			×			×			×			×			×	×
しち	ょう		類			×			×			×			×			×	×
	., ,	<b>計</b>				-			23			4,079			260	)		86	4,449
みビ		IJ	h			×			×			×			×			×	×
			ル			11		138				7,000			252			423	146,174
l	<b>-</b> > <del>-</del> *-	果実	酒			1		8	313			971			40			501	9,825
果月	ミ酒類 しゅうしゅう	甘味果乳	€酒			1			41			489			2			237	688
		計				2		8	272			1,460			43			738	10,515
ウィ	スキー	ウィス=				×			×			×			×			×	×
'	スキ <b>ー</b> 類	【 ブランラ	デー			×			×			×			×			×	×
	ا قرا	計	**			27			21			2,404			-			17	2,469
スリ	ピリ		類			1		07	-			337			-			3	341
יין	キュ	- • •	類			12			737			5,178			8′			152	73,160
		<b>八発泡</b>	酒			59		120	342		1	8,031			10			151	138,594
雑	酒	→ 粉 末	酒			×			×			×			×			×	×
		その他の <b>≟</b> ⊥	雅 酒			X		100	X		4	X 0 027			X			X 151	400 044
	合	計計				59			356			8,037		4	1(		0	151	138,614
		āΙ			1	18		339	ŏ48		1	0,312		1	1,527		2	,922	424,724

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び 販売数量の事績

# (4) 県別販売(消費)数量の累年比較

X		分		清 酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合 計
鳥取県	10 11 12 13 14	年	度	kl 7,611 7,422 6,777 6,510 6,286	2,352 2,452	26,477 24,665 21,822	766 720 705	9,072 11,270 14,766	45,897 45,784 46,256
島根県	10 11 12 13 14	年	度	10,731 10,250 9,459 9,011 8,429	,	30,919 27,695	1,533 1,461 1,369	11,401 15,334	58,660 58,030 58,405
岡山県	10 11 12 13 14	年	度	18,181 16,811 15,908 15,208 14,717		69,877 63,816 55,876	2,519 2,338 2,296	32,145	124,441 122,280 123,893

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

	販	売	業	者	の	販	売	数	量	平成 15 年 3 月	消費者に対す						
	販	売	業	者		消	費		者	31日現在販売	る販売数量計		Σ	<u> </u>	3	r)	
	以	טע	未	13						業者の手持数量	+						
				kl					kl	kl	kl						
			3	34,341					60,112					_15	٠.	_	酒酒
				6,741					3,383					成	清	Ī	酒
				21,972					9,753					類 ` 類	ı	, <sub>-</sub> F	う
				55,728					36,015				٠	類	\ t	, よ 5 ゅ	うう
				37,698					45,769				計		l		
				15,863				_	6,881	871				נו	1		h
				55,899				2	46,695					\ <del>-</del>	•		ル
			1	14,432					8,835				実	_酒`	۱ ـ	, <u> </u>	- W-
				1,479					872					実 酒	<b>入</b>	実派	当 類
			1	15,914					9,697	2,818			計	. :			
				9,147					4,598				ィス:	<del>+</del> –	ר	ィス	<b>+</b> –
				2,628					1,399					デー	^ م	類	·
			1	11,772					5,996				計 ピ	^	J	~~	**
			_	2,186					890					リー	ツ	ツ	類類
				72,096					29,456				<b>丰</b>	ユ	_	ル	篊
			31	76,007				1	57,277	15,748			泡	酒、			
				700					50			粉	末	酒	杂	ŧ	酒
			2-	783					388			<del>て</del> σ.		雑 酒			
				76,797					57,714				計	` .	' ±	:4	
			1,22	29,312				5	66,611	67,539	569,529			7	Ē	i†	
L																	

X		分		清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
広島県	10 11 12 13 14	年	度	kl 25,955 25,592 24,112 22,294 21,210	15,400 15,934 16,705	136,640 127,796 111,422	5,466 5,069 4,716	51,073 59,200 74,454	234,168 232,110 229,588
山口県	10 11 12 13 14	年	度	13,642 13,617 12,306 11,495 10,730	10,093 9,918 10,343	71,258 65,165 57,361	2,000 1,748 1,655	24,081 27,638	121,050 116,771 117,032
全管計	10 11 12 13 14	年	度	76,120 73,692 68,562 64,518 61,372	39,858 41,069 43,037	336,944 312,361 274,176	12,284 11,336 10,741	121,434	584,216 574,975 575,174

# (5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分	清酒	ラリ <u>奴皇</u> 合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類
署名	/A /A	ロル府旧 	kI	67.576 kl	kl	未天/自共 kl
鳥 取子吉島 取県計		173 331 74 578	932 1,406 517 2,855	206 330 135 671	7,985 8,038 3,948 19,971	282 313 124 719
松浜出益石大西島 大 県 、	2,929 1,043 1,923 775 420 953 386 8,429	175 49 75 38 28 43 -	1,675 847 1,205 663 297 435 185 5,307	315 87 173 72 48 61 37 793	8,271 3,854 5,592 2,616 1,357 2,049 1,053 24,792	337 110 644 92 39 69 14 1,305
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡  山山大	1,972 1,916 795 706 2,565 905 1,975 440 947 550 415 825 706	108 101 29 38 187 54 79 15 32 9 14 35 20 721	1,391 1,367 507 436 1,994 581 963 288 532 271 297 434 321 9,382	397 228 74 72 293 178 161 49 77 35 22 57 42 1,685	10,587 7,960 2,176 2,595 9,783 2,486 5,646 1,373 2,638 1,229 1,110 2,321 1,562 51,466	541 448 91 58 456 75 183 55 56 30 26 186 49 2,254
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島県島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1,935 705 927 1,280 2,732 783 606	136 40 129 102 98 33 39 59 183 26 23 14 54 86 58 5	1,577 796 1,938 2,380 1,408 354 659 912 2,472 735 410 332 983 1,378 1,152 238 17,724	339 126 274 200 215 75 109 124 392 100 38 36 103 178 97 14 2,420	15,095 5,237 13,066 10,100 8,444 2,436 3,555 4,732 14,035 3,144 2,261 1,620 4,509 5,582 5,741 1,103 100,660	886 185 764 518 285 49 110 146 522 75 210 40 205 264 236 27 4,522
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計	1,761 1,388 1,219 600 1,453 913 1,268 658 433 631 406 10,730	124 89 82 38 73 39 58 34 25 29 4 595	2,115 1,569 1,204 512 1,397 932 1,110 598 391 439 321 10,588 45,856	220 256 171 52 169 128 155 81 62 70 36 1,400	9,301 6,658 5,777 2,579 6,964 4,142 6,323 2,323 2,224 2,097 1,840 50,228	325 283 257 47 227 114 170 78 35 53 45 1,634

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

1						T	1157.7	_	
	ウィスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費) 数量合計	区5		名
	kl 163 200 75 438	kI 33 43 19 95	kl 24 31 9 64	kI 952 1,047 523 2,522	kl 5,262 5,313 2,645 13,220	18,572 19,378 9,470	鳥米倉鳥	取県	取子吉計
	195 57 89 34 21 23 11 430	29 14 11 12 7 3 1	34 10 14 5 8 3 6 80	823 357 469 327 132 124 66 2,298	4,912 2,341 3,131 1,656 872 995 273	8,769 13,327 6,290 3,230 4,760 2,032	浜出益石	見大根県	江田雲田田東郷計
	214 190 51 41 216 46 106 28 44 18 12 42 22 1,030	115 57 11 17 72 11 26 11 10 3 3 14 4 354	74 43 7 6 44 6 16 3 4 3 1 6 2 215	1,442 1,354 377 385 1,645 434 817 208 320 131 90 324 196 7,723	5,584 5,898 2,158 1,817 8,491 2,078 3,356 1,195 452 459 1,706 767 35,641	19,562 6,276 6,171 25,746 6,856 13,327 3,665 6,338 2,732 2,449 5,950 3,691		山山大山県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	342 74 245 210 160 22 72 85 241 41 30 21 89 116 107 16	100 16 54 42 85 7 23 25 84 11 9 4 25 26 23 3	85 20 65 43 23 7 10 66 10 5 2 17 16 2 398	1,245 570 1,331 1,457 964 262 533 586 1,788 343 223 137 755 880 856 117	4,346 3,157 6,626 9,304 5,047 1,127 2,287 2,935 9,029 1,950 1,423 748 3,871 5,722 4,945 63,189	11,134 26,395 27,006 18,664 5,077 8,326 10,894 31,543 7,218 5,238 3,478 12,102 15,615 14,375 2,602	広宏 竹三尾		東南西北(原原道山中次原条市田田計
	198 124 102 33 130 48 89 39 28 32 17 840	63 39 39 9 64 26 61 11 10 16 4 342	27 23 15 3 20 13 22 4 4 2 3 136 893	1,086 792 632 182 601 419 551 278 136 188 151 5,016	6,125 4,753 3,685 1,188 4,486 2,883 3,432 2,025 817 1,247 994 31,635	21,345 15,974 13,183 5,243 15,585 9,656 13,249 6,129 4,165 4,804 3,821 113,154	下宇山 徳防岩 長柳厚山	萩 光 口 管	関部口 山府国 門井狭計 計

#### 8-4 酒 類 免 許

#### (1) 酒類製造免許場数等

( ,	/ <b>H</b> 755 4																												
	<u></u>					前	年	度	末	本	年	度	末	左	のつ	り訊の発許	缺	本	年	度	末	本	年	度	末	本	年	度	末
	X		分	•		免	許	場	数	免	許	場	数	た	めの	免 許 数	場	製	造	場	数	製	造	者	数	蔵	置	場	数
					1				場				場				場				場				者				場
平	成	10	年	赁	₹			55				55				24				38				52				30	
-		11						55				55				3				38				52				28	
		12						55				56				4				37				53				27	
		13						56				55	57			49	9			37	<b>'</b> 2			53				27	
		14						55				54	19			53	3			36	64			52				28	
清 合				洭				31	5			30	)7			(	3			30	)5			30	1			4	9
合	成		清	沤	酉				2				2			•	1				-				2				8
l a	ょう		甲乙	类					2				2				1				1				2				2
	ょう	$\left\{ \right.$	Z	类	頁				6				76			(	3				3				4				8
	,	l		計					8				78			4	4				4				6				0
み ビ		IJ		h					6				16				1				6				6				9
ビ		-		J					2				21				2				7				8			2	4
			果	実源					4				25			8	3			1	4				3				-
果実	酒 類	1	甘味	未果実活	酉				9				8				1				2				7				-
		l		計					3			3	33			(	9			1	6			3	0			2	2
				ィスキー	-				2				2				1				-				2				-
ウィス	キー類	<b>1</b>	ブラ	ランデー	-				4				4				2				-				3				-
		Į		計					6				6				3				-				5			2	7
			スヒ	<b>ピリッ</b> ツ	기				6				7				3				2				5				-
スピリ	ッツ類	1	原料用	用アルコー	ル				3				3				1				1				2				-
l		Ĺ		計	_				9				0				4				3				7				5
IJ :	キュ		-	ル 类					6			5	53			12				1	0			4	8			2	6
			発	泡湿					6				7				2				1				6				-
雑	酒	ļ	粉	末源					1				1				1				-				1				-
J.,	,11		その	他の雑	酒				3				15				3				2				4			-	-
	^	Ĺ	٠.	計					0				23			1					3				1				4
  -  -	合	٠, -	計					55	7			54				53				36	54			52				28	
各 酒	類を	通	じか	たもの	D				-			36	64			17	7				-			31	7			5	0

調査対象調査時点

酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
  - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
  - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
  - 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

#### (2) 酒母及びもろみの製造場数

X		分	製	造	場	数
						場
酒		母				11
も	ろ	み				38

調査時点

平成15年3月31日

(注)

- 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。
- 用語の説明 1 酒母とは、 酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養した もので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものを いう。
  - 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

#### (3) 洒類販売免許場数等

(3) 酒類販売免許場致等						
		前年度末		度販売	場数	本年度末
免 許区	分	的干皮小	卸売に限る旨	販売方法に		T T IX N
	73	販売場数		条件が付され	計	販売業者数
				ていないもの		
		場	場	場	場	者
	<sub>/</sub> 全 酒 類  ビ ー ル		55	355	410	271
	ビール	29	4	23	27	21
販売方法に条件が付されて	洋 酒	135	5	127	132	40
いないもの及び卸売に限る・	輸出入酒類	32	15	20	35	16
旨の条件が付されているもの	自製酒類	52	9	41	50	6
	その他の酒類	15	3	7	10	9
	合 計	685	91	573	664	363
	(全 −般のもの	11,255	-	-	11,166	10,099
	│ <sub>᠄而</sub> 丿特殊のもの	337	-	-	337	88
	<sub>**</sub>	-	-	-	-	-
	類し 計	11,592	-	-	11,503	10,187
販売方法に小売に限る旨の	│ そ ſ 一般のもの	88	-	-	64	55
	′の│特殊のもの	310	-	-	325	226
条件が付されているもの	他  期限付	9	-	-	12	3
X	<b>の</b> ) みりんだけのもの	672	-	-	618	135
	酒   薬用酒だけのもの	1,080	-	-	1,080	1,076
	類し 計	2,159	-	-	2,099	1,495
	合 計	13,751	-	-	13,602	11,682
媒 介 代 理	業	13	-	-	9	3
理 理	業	-	-	-	-	-

調査時点 平成15年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

# (4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分	<b>百</b> 別		製	光計场:	造			免		許	
	清酒	合成	しょう		みりん	ビール		酒類	ウィス	キー類	スピリ
署名		清酒	甲類	乙類			果実酒		ウィスキー	ブランデー	スピリッツ
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	場 9 8 10 27	場 - - -	場 - - - -	場 1 3 7	場 - 1 - 1	場 - 3 1 4	場 1 - 2 3	場 - - 1 1	場 - - -	場 - - -	場 - - -
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	11 6 8 10 5 6 1 47		- - - - -	6 4 6 2 - 6 1 25	2 1 3	1 - 1 - - - 2	- 3 1 - 1 - 5	- 1 1 - - 2			- - - - -
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2 5 5 5 11 13 12 1 4 8 1 9 2 78		-	1 - 1 1 2 7 2 - 3 1 3 1 22	1 - 4 1 - 6	1 1 - 1 1 - 2 - 6	- 2 - - 2 - 1 1 3 1 10	1 1 - 2	-	1	2 1 - 4
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1 2 1 10 14 6 3 3 5 5 4 5 16 5 2 4 86	1 1 1 2	1 1 2 2	13 21 12 12 15	2 - 2 - 1 1 1 - 6	1 1 1 - 1 - 1 - 5	1 - - 1 - - 1 1 - - 1 1 - - 5	1 1 1 - 3	- - - - - - - 1 1 1	- - - - - 1 1 1	1 1 1 1 3
下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県開部口 山府国 門井狭計	4 4 13 13 4 7 4 4 4 8 69		-	1 1 1 - 1 - 2 - - 1 7	-	- 1 2 - 1 1 - - 4	- 1 - - - - 1 2	- - - - - - -	-	- 1 - - - - - 1	-
全管計(注)	307	2	2	76	16	21 西類販売1	25	8	2	たもので	7

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

	場		数				販	売		許	区分
ッツ類	リキュール類	雑		酒	合 計	製造場数	卸	売 業	小身	も 業	
原料用アルコール		発泡酒	粉末酒	その他雑酒				販売場数	販売業者数		署名
場 - - -	場 1 1 2 4	場 - - -	場 - - -	場 - 1 - 1	場 12 17 19 48	11 13	場 12 19 8 39	23 9	場 331 340 207 878	場 439 451 257 1,147	鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計
- - - - -	2 - 1 1 - - 5	2 - 1 - - - 3		2 - 1 3	26 11 22 15 6 13 2	6 14 11 6 7 2	8 5 7 7 1 2 3 33	13 11 12 1 3 3	359 296 287 196 135 157 111	451 312 338 205 141 174 111 1,732	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
- - - - - - - - - -	1 1 1 3 7 2 - 2 - 6 -	1 1 - 3		- 2 - 1 2 - - - 1 1 7	8 11 8 6 19 36 18 1 5 13 5 27 5	5 5 5 13 19 12 1 5 8 2 14	3 5 18 - 8 8 5 - 7 4 2 5 3 68	29 19 3 11 10 23 1 7 5 3 8 4	277 348 143 134 465 190 487 114 240 166 106 215 154 3,039	322 431 160 150 531 216 518 119 262 169 113 249 164 3,404	新見瀬戸
- - - - - - - 1 1 1	- - 1 2 - 4 - - 3 3 - 13	1	1	1 2 3	2 3 1 11 19 13 5 3 15 6 8 5 34 19 3 4 151	1 10 15 9 3 3 9 5 6 5 17 5 3 4	4 1 22 15 12 12 9 11 11 8 2 4 4 4 10 4 4 133	19 39 16 39 13 9 41 20 8 2 4 7 26 6 5	180 202 266 378 358 219 214 320 470 231 133 112 173 304 181 100 3,841	257 217 320 467 421 260 253 332 542 240 144 120 235 349 248 108 4,513	広広 竹三尾福島島呉 原原道山
- - - 1 1 - - - 1 1	2 1 1 1 1 - - 2 8 8	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1	- 1 - - - - - 1 1	7 9 7 16 15 5 10 4 4 4 12 93	4 6 15 13 5 7 4 4 4 9 76	25 18 8 7 4 3 7 4 5 6 3 90	18 17 7 17 15 8 4 5 6 6 135	368 268 196 177 298 171 275 208 134 155 133 2,383	478 320 267 207 333 194 310	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計

# 9~15 消費税・酒税以外の間接税

# 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

# 9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

#### たばこ税及びたばこ特別税の税率 1 喫煙用の製造たばこ 第 1 種 (紙巻きたばこ) (たばこ税) 第 2 種 (パイプたばこ)し 1.000本につき2.716円 1 g を 1 本に換算して (たばこ特別税) 第3種(葉巻たばこ)」 (4) 第4種(刻みたばこ) 1,000本につき 820円 2 かみ用の製造たばこ 2 g を 1 本に換算し 3 かぎ用の製造たばこ 1,000本につき3,536円 4 旧3級品の紙巻たばこ・・・・・ (たばこ税) 1,000本につき1,289円 (たばこ特別税) 1,000本につき 389円 (計) 1,000本につき1,678円

# 10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

り紙祝は、流迪取511 		1 F 13% C 1					- N	,,, —		···
	印	紙	<b>₹</b>			の	_		税	·····································
[一般的な契約書、証書				掲け	<b>゛</b> た]					
不動産等の譲渡、 関する契約書						•	•	•	•	契約金額により 200円〜600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
不動産の譲渡契約書で を超えるものについては										
請負契約書・建設工事に係る請負数 建設工事に係る請負数 1,000万円を超えるものに 減されている。						•	•	•	•	契約金額により 200円~600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
約束手形、為替手	≕形 ・・					•	•		•	手形金額により 200円~200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
株券、出資証券、	社債券、受益	益証券					•	•	•	券面金額により 200円~20,000円
預貯金証書、保険	(証券、信用	状等				•	•	•	•	1通につき 200円
配当金領収書、配	巴当金振込通	<b>到書</b>				•	•	•	•	配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
金銭、有価証券の するもの	)受取書で営	業に関				•	•	•	•	受取金額により 200円~200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
預貯金通帳、信託	£通帳、掛金	通帳					•	•		1冊・1年につき 200円
判取帳・・・・							•	•	•	1冊・1年につき 4,000円

## 11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主 成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

#### 揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油1klにつき

#### 油 ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

## 石油ガス税の税

課 税 石 油 ガ ス 1kg に つ き・・・・・・・・ 17円50銭

#### 13 石 油

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る 原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

# 石 油 税 の 税 率

- 1 原油・輸入石油製品1klにつき ・・・・・・・・ 2,040円

# 14 航 空 機 燃 料 税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

## 航空機燃料税の税率

航 空 機 燃 料 1kl に つ き・・・・・・・・26,000円 ただし、沖縄路線航空機 特定離島路線航空機

# 15 電 源 開 発 促 進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

#### 電源開発促進税の税率

販売電気1,000kw時につき・・・・・・・・ 445円

# 9 たばこ税及びたばこ特別税

# (1) 課税状況

( · /	X		分		数量	税額
紙	巻	た	ば	ت	千本 13,212,310	千円 46,111,268
パ	1:	プ た	: ば	٦	423	1,496
葉	巻	た	ば	٦	1,492	5,271
刻	み	た	ば	٦	32	115
かる	み用の	製造	造たは	こ	-	-
かき	ぎ用の	製造	造たは	こ	-	-
税		額		計	-	46,118,150
手	持品	品調	<b>見</b> 税	額	-	-
合	計		税	額	-	46,118,150
控	除		税	額	-	313,954
差	引		税	額	-	45,804,194
加	算∫	過:	少 申	告	-	-
税	額	無	申	告	-	-
課	税	,	人	員		70 人
還	付		金	額		302,718 千円
納	期限	延	長 税	額		-
 課 還 納	—— 税 付	延	人 金 長 税	員額額		302,718 千 -

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

#### (2) 製造場数

	X	分		場	数	
製	(製i	造たばこ!	製造場		± 4	場 L
造	原	料事	務 所		2	<u> </u>
場	くそ	Ø	他		2	<u>}</u>
法	定	製造	場		20	)
	合	計			28	}

# 10 印 紙 税

#### (1) 課税状況

	X		分		税	額		納	税	人	員	関(	系条	文
税	ED	押	な	つ		1,	千円 999				人 81	第	9	条
印紙	税納付計	器の使ん	用による	もの		656,	655				1,118	第	10	条
書	式		表	示		2,780,	319				5,602	第	11	条
預金	通帳の一	定時納	付による	もの		2,950,	610				45	第	12	条
		計				6,389,	580				6,846			
充	当		税	額		24,	375				-			
差		引		計		6,365,	200				-			
		( 過	少 申	告			-				-			
加	算 税	無	申	告			437				-			
			重				-				- /45			
過		怠		税		412,	153				件 1,471			
還	付		金	額		71,	578				-			
印糸	氏税納6	計器	引設置者	旨数			"				372	人		
印糸	氏税 納尔	計器	<b>書設置台</b>	计数							531	台		

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の印紙税の現金納付による事績(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。この場合、 課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

#### (2) 課税状況の累年比較

区分	書式表示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	その他	計	納付人員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成10年度	2,641,887	881,786	2,901,504	1,462	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,676	6,425,798	6,937
14	2,780,319	656,655	2,950,610	1,999	6,389,580	6,846

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

# 11 揮発油税及び地方道路税

#### (1) 課税状況

区分	数    量	税	額
平 成 10 年 度 11 12 13 14	kl 7,907,742 7,887,745 7,921,051 8,420,209 8,431,131		千円 425,436,493 424,360,555 426,152,557 453,007,171 453,594,798
移 出 ( 引 取 ) 数 量 欠 減 控 除 数 量 場 内 消 費 数 量 用 途 外 使 用 等 数 量 計	8,546,363 115,376 143 - 8,431,131		- - - - 453,594,798
控 除 税 額 計 計 分			28,552 453,566,241 715 38 453,566,991
課 税 人 員	4 D 4 D 4 5 T C 4 5 T 2 D 4 D + 7	107 - 71,209,496	人 千円 千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

#### (2) 関係場数

# 12 石 油 ガ ス 税

#### (1) 課税状況

		X		分			重量	税額
平		成	10 11 12 13 14	年		荌	t 83,604 83,619 82,125 80,708 81,928	千円 1,463,045 1,463,312 1,436,466 1,402,408 1,433,749
移控差 加 合	出算	( <sup>]</sup> 除 税	ll 取 引 {	( ) 税 過無	重りませる。	量額計告告計	81,928 - - - - 81,928	1,433,749 4,541 1,429,100 - 147 1,429,247
課場納	期	税 付 限	延	人金長	税額	員額額		2,319 人 831 千円 2,319 千円

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

# (2) 関係場数

X	分	場数
224 AIK ITT	フ タ ン ド	場
営業用 自家用 着脱式容		166 9
着脱式容	ス タ ン ド器 充 て ん 場	20
_	の 他	3
合	計	198
免税課税石油	原料用 熱源用	-
ガス使用場	魚 熱 源 用	-

# 13 石 油 税

#### (1) 課税状況

		X		分	•		数量		税	額	
原石ガ 控差 加 合	ス 算	油状除税	炭計 引 {	製化 税 過無	水少申	油品素 額計告告計		- t t   			千円 - - - - - - -
課還納	期	税付限	延	人金長	税	員額額			1,513,256 -	人 千円 千円	

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

#### (2) 関係場数

_ ` ` /		
区分	原油ガ	ブス状炭化水素 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん
	場	場
特例承認に係る納税地	-	-
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地 そ の 他 の 納 税 地 未 納 税 蔵 置 場	-	-
	-	- 2
目		2
	-	2

# 14 航空機燃料税

#### (1) 課税状況

区分	数量	税額
平 成 10 年 度 11 12 13 14	kl 120,050 112,965 122,061 134,370 153,369	千円 2,995,965 2,814,598 3,029,440 3,356,584 3,891,025
積込数量及び税額 控除税額 差 引過少申告 加算税 無重計	153,369 - - - - - -	3,891,025 152,336 3,738,667 - - - 3,738,667

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

#### (2) 関係場数

	X	分	納 税	地 数
特 例 そ の	/44 ∫ <sup>5</sup>	に 係 る も の <sup>定期運送事業者に係るもの</sup> そ の 他 の も の 計		場 26 14 39 79

# 15 電源開発促進税

#### (1) 課税状況

区分	数量	税額
平 成 10 年 度	千kw時 53,572,280	千円 23,839,664
11	54,296,417	24,161,905
12	56,420,218	25,106,993
13	55,476,084	24,686,857
14	57,112,317	25,414,981
販 (従量料金制の供給販売電気 売 )	56,598,668	-
電 定額料金制の供給販売電気	321,366	-
販売電気売電気売電気 を	169,665	-
五 量 推計自家使用販売電気	22,618	-
計	57,112,317	25,414,981
加 一過 少 申 告	-	-
算 会 無 申 告	-	-
税重	-	-
合 計	-	25,414,981
課税人員		12

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

#### (2) 関係場数

`	,	10 13 113	- 2024	<u> </u>							
			X		分	`		,	人	員	
	_	般	電	気	事	業	者				人 1

# 第編 徴 収

16	国国還		税 税	徴 滞		収
17	玉		税	滞		収納
18	還		行	寸		金税
19	玉	税	振	替	納	税

# 16~19 徴収関係各表

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成14年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

#### 16 国 税 徴 収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

(1) 徴収決定済額

納税義務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額

(2) 収 納 済 額 収納された国税の金額

(3) 不納欠損額

滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国 税の金額

(4) 収納未済額

徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額(不納欠損として整理したものを除く) (注)関係計数については、次のとおりである。

**| 徴収決定済額 - (収納済額 + 不納欠損額) = 収納未済額** 

- 2 物納及び年賦延納
- (1) 物 納 状 況

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納額

国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額

口 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

(注)関係計数については、次のとおりである。

(処理のうち許可(本書)+ 前年度収納未済) - 収納(本書)= 収納未済 (前年度引継未済+収納(本書及び外書)) - 引継 = 引継未済

(2) 年 賦 延 納 状 況

相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(注)関係計数については、次のとおりである。

(前年度許可未済額 + 本年度申請額) - (更正減等、取下げ、却下の額 + 許可額) = 許可未済額

#### 17 国 税 滞 納

国税の滞納について期首(繰越)、新規発生、整理等の状況を示す。

(注)関係計数については、次のとおりである。

期首滞納+新規発生滞納-整理済滞納=整理中の滞納

#### 18 還 付 金

還付金支払決定の状況を示す。

支払決定済額

還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続き を行った金額

## 19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税 税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を 有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する 仕組みである。なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関 から納税者に直接送付される。

# 16 国 税 徴 収

# 16 - 1 国税徴収状況

#### (1) 国税徴収状况

(I) 区	·•	↑元 1王以			徴		収		決		定	氵		額	収			糸	内		氵	Σ 1		額
				Л	本	年	度	分	繰	越	分		計		本	年	度	分	繰	越	分		計	
							=	F円		=	千円			千円			=	F円		=	f円			千円
平	成	10	年	度	2,	410,	913	,740	121	,416	,911	2,532	2,330	,651	2,	332,	578,	133	75	,972	,882	2,40	8,551	1,015
		11			2,	328,	367	,839	110	, 150	,567	2,438	3,518	3,405	2,	251,	861,	780	64	,113	,774	2,31	5,975	5,554
		12			2,	572,	139	,087	109	,884	, 454	2,682	2,023	3,541	2,	502,	093,	681	64	,545	,440	2,56	6,639	9,121
		13			2,	443,	944	,246	102	,111	,975	2,546	6,056	3,221	2,	372,	635,	041	59	,062	,556	2,43	1,697	7,597
		14			2,	229,	475	,576	102	,628	,776	2,332	2,104	,352	2,	150,	639,	368	62	, 294	, 986	2,21	2,934	1,354
所	: [	源泉	所得	<b>昇稅</b>		573,	744	,747	9	, 343	, 453	583	3,088	3,200		570,	201,	706	2	,616	, 454	57	2,818	3,160
得	: {	申告	所得	<b>昇稅</b>		119,	271	,918	19	, 152	,864	138	3,424	782		113,	349,	390	4	,362	,479	11	7,711	1,869
税	. [		計			693,	016	,665	28	,496	,317	72 <sup>-</sup>	1,512	982,		683,	551,	096	6	,978	,933	69	0,530	0,029
法		人		税		366,	348	,853	7	, 397	, 931	373	3,746	3,784		361,	805,	935	2	,597	,728	36	4,403	3,662
相		続		税		59,	893	,444	6	, 244	,785	66	5,138	3,229		49,	356,	777	1	,315	, 587	5	0,672	2,364
地		価		税				-		23	, 470		23	3,470				-			-			-
消		費		税			37	,955	1	, 234	,677		1,272	2,632			26,	388		143	,076		169	9,464
消費	<b>〕税)</b>	ひ 地プ	方消費	責税		505,	201	674	21	, 334	, 145	526	5,535	,819		492,	844,	523	13	, 447	, 545	50	6,292	2,068
酒				税		61,	117	,929		58	, 989	6	1,176	6,918		61,	085,	486		52	, 362	6	1,137	7,848
た	اء	ť i	Ξ	税				-			-			-				-			-			-
たば	こ税	及たは	こ特別	別 税		46,	067	675			410	46	6,068	3,085		46,	067,	675			278	4	6,067	7,953
石		油		税				-			-			-				-			-			-
取	弓		斩	税				-			-			-				-			-			-
有值	面缸	E 券 I	取引	税				3			-			3				3			-			3
日本	<b></b> 大銀	行券	発行	ī 税				-			-			-				-			-			-
旧				税				-		66	, 894		66	8,894				-			363			363
電流	原開	発化	足進	税		25,	577	,696			-	25	5,577	,696		25,	577,	696			-	2	5,577	7,696
揮発	油稅	及地	方道足	路 税		457,	759	,311	37	,671	, 153	498	5,430	,464		415,	897,	586	37	,671	, 153	45	3,568	3,739
石	油	ガ	ス	税		1,	433	, 150		7	, 152		1,440	,303		1,	425,	664		6	,806		1,432	2,470
自	動	車重	量	税				-			-			-				-			-			-
航	空	幾 燃	料	税		3,	810	,531			-	;	3,810	,531		3,	810,	365			-	;	3,810	365,
印	紙	£ l	又	入		9,	210	,690		92	,853	ę	9,303	3,543		9,	190,	174		81	, 155	!	9,271	1,330
	合		計		2,	229,	475	,576	102	,628	,776	2,332	2,104	,352	2,	150,	639,	368	62	, 294	, 986	2,21	2,934	1,354

- 調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。
  - 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額(還付加算金を未納の国税に充当した 金額)を含む。 3 「相続税」には、贈与税を含む。

不	納	欠		 損	額	収		紅	力		未	Ę		済		額	▽				$\Delta$
本	年度分	繰 越	分	計		本:	年	度	分	繰	起	<u>t</u>	分		計		X				分
	千円	Ŧ	円	Ŧ	一円			千	円			Ŧ	-円		-	千円					
	40,111	4,658,	243	4,698,	354	7	78,2	95,4	196		40,7	'85 ,	786	11	9,081	,282	平	成	10	年	度
	135,375	6,304,	171	6,439,	546	7	76,3	70,6	84	;	39,7	'32,	621	11	6,103	,305			11		
	155,608	6,849,	511	7,005,	119	6	89,8	89,7	'98	;	38,4	189,	502	10	3,379	,300			12	2	
	258,771	4,734,	809	4,993,	580	7	71,0	50,4	34	;	38,3	314,	611	10	9,365	,044			13	3	
	264,209	5,868,	007	6,132,	215	7	78,5	71,9	99	;	34,4	165,	784	11	3,037	,783			14	ŀ	
	163,807	1,453,	726	1,617,	533		3,3	79,2	234		5,2	273,	273		3,652	,507	源	泉所	得稅	! )	所
	1,046	1,387,	111	1,388,	157		5,9	21,4	182		13,4	103,	274	1	9,324	,756	申台	告所:	得稅	i }	所 得 税
	164,853	2,840,	837	3,005,	690		9,3	00,7	'16		18,6	676,	547	2	7,977	,263		計			税
	26,969	1,628,	358	1,655,	327		4,5	15,9	949		3,1	71,	845		7,687	,795	法		人	,	税
	2	24,	833	24,	835	1	10,5	36,6	65		4,9	04,	365	1:	5,441	,030	相		続	;	税
	-	19,	167	19,	167				-			4,	303		4	,303	地		伳	į	税
	0	313,	435	313,	435			11,5	67		7	78,	165		789	,732	消		費		税
	72,384	1,032,	493	1,104,	877	1	12,2	84,7	'67		6,8	354,	108	1	9,138	,874	消酮	貴税 🏻	及 地	方消	費 税
	-	5,	914	5,	914			32,4	42				714		33	, 156	酒				税
	-		-		-				-				-			-	た	15	Ĭ	こ	税
	-		40		40				-				92			92	たは	ご税	及た	ばこ特	別稅
	-		-		-				-				-			-	石		油	l	税
	-		-		-				-				-			-	取	弓		所	税
	-		-		-				-				-			-	有	価訂	E 券	取引	丨税
	-		-		-				-				-			-	日	本銀	行	券発行	亍税
	-	2,	449	2,	449				-			64,	081		64	,081	旧				税
	-		-		-				-				-			-	電	源阝	月発	促近	<b>基税</b>
	-		-		-	2	11,8	61,7	'25				-	4	1,861	,725	揮爭	き油 移	投及 <sup>‡</sup>	也方道	路税
	-		-		-			7,4	86				346		7	,832	石	油	ガ	ス	税
	-		-		-				-				-			-	自	動	車	重量	战税
	-		-		-			1	66				-			166	航	空	機	燃料	棁
	-		482		482			20,5	16			11,	216		31	,732	印	糹	£	収	入
	264,209	5,868,	007	6,132,	215	7	78,5	71,9	99	;	34,4	165,	784	11	3,037	,783		合		計	

#### (2) 税務署別国税徴収状況

(2)		源泉		 导 税	申 告	所 得	税
署	名	徴収決定済額収			徴収決定済額 4	ı	又納 未 済 額
鳥米倉鳥	取子吉以県計	千円 17,109,129 11,861,761 4,167,173 33,138,063	千円 16,951,092 11,654,043 4,124,133 32,729,268	千円 152,069 175,606 35,090 362,765	千円 3,245,366 3,361,052 1,217,766	千円 2,978,722 3,020,608 1,164,630 7,163,960	千円 258,644 319,779 50,291 628,714
松浜出益石大西島	江田雲田田東郷計	29,241,215 4,232,530 7,607,763 2,701,917 1,384,604 2,114,152 1,070,042 48,352,223	29,148,715 4,218,342 7,580,859 2,683,082 1,379,554 2,107,668 1,066,500 48,184,720	81,834 10,695 23,767 16,363 5,050 6,484 3,542	1,281,713 2,620,849 946,724 425,581 752,382 269,768	3,770,390 1,226,265 2,541,946 912,653 414,326 723,913 263,584 9,853,077	196,802 52,683 77,562 31,459 11,255 28,313 5,520 403,594
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久	山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	52,767,080 25,166,519 4,287,724 3,821,644 21,961,355 3,787,555 7,755,823 2,994,494 5,155,132 2,255,642 1,247,151 4,542,687 1,692,185 137,434,990	52,448,914 24,901,099 4,248,739 3,805,947 21,612,686 3,776,632 7,695,463 2,985,299 5,122,881 2,249,851 1,241,342 4,512,788 1,675,765 136,277,406	302,927 247,071 34,896 15,463 323,978 10,762 56,761 8,657 31,331 5,790 4,817 26,400 15,018 1,083,872	6,071,816 1,269,264 1,153,136 6,037,666 1,499,829 2,357,343 712,970 1,185,595 438,845 317,891 1,104,015 436,696	5,676,209 5,677,310 1,156,955 1,086,206 5,365,145 1,429,600 2,031,232 676,701 1,116,373 426,888 310,418 1,047,708 410,810 26,411,556	590,234 381,272 109,624 58,087 625,446 69,592 319,980 35,809 67,455 11,336 7,250 49,885 25,820 2,351,789
竹三尾福府三庄西廿海吉	島島島島呉田の東南西北の原原道山中次原条市田田計	87,557,303 12,125,086 42,016,778 12,399,335 15,861,538 2,909,764 5,892,823 7,540,186 26,959,633 5,344,612 2,653,495 1,670,568 8,779,047 10,512,104 15,597,774 1,318,876 259,138,921	87,116,090 11,970,073 41,557,561 12,018,655 15,689,401 2,867,012 5,819,321 7,455,891 26,574,820 5,294,037 2,636,005 1,668,139 8,686,738 10,270,693 15,481,457 1,306,255 256,412,147	415,141 137,674 405,098 348,072 166,209 39,635 72,016 83,124 368,510 48,024 13,825 2,222 81,873 212,415 102,707 11,198 2,507,743	3,815,288 8,148,004 6,911,786 4,686,189 917,637 1,379,939 2,448,504 7,883,469 1,572,177 722,958 436,825 2,274,488 5,133,747 3,619,017 492,193	5,743,144 3,668,431 7,452,509 6,290,441 4,401,219 843,365 1,288,343 2,276,801 6,869,053 1,472,317 689,087 420,931 2,066,848 4,725,603 3,440,771 462,838 52,111,701	457,995 144,184 676,791 594,535 280,865 72,185 87,223 165,848 989,578 97,163 30,851 15,810 197,432 379,069 174,658 28,069 4,392,255
徳防岩 長柳厚山	萩 光 県関部口 山府国 門井狭計	27,265,170 12,440,595 21,489,705 2,186,749 12,653,688 4,819,949 8,234,705 3,553,214 1,837,700 2,168,560 2,209,566 98,859,601	27,046,872 12,393,865 21,403,013 2,177,977 12,521,447 4,774,195 8,132,331 3,544,266 1,833,039 2,163,794 2,198,859 98,189,659	204,804 41,639 86,375 8,661 126,835 42,182 96,435 8,780 2,040 4,502 9,710 631,964	2,791,101 904,340 3,253,954 1,900,401 2,756,071 1,104,250 680,889 880,279 527,632	4,003,481 3,087,075 2,600,149 869,461 2,963,098 1,759,170 2,530,981 1,040,471 642,354 839,042 486,564 20,821,845	545,417 189,603 188,140 31,983 288,720 136,396 219,329 62,768 38,110 41,238 40,440 1,782,144
局引	受分	6,164,402	1,024,959	3,918,430		1,349,730	9,766,260
全	管計	583,088,200	572,818,160	8,652,507	138,424,782	117,711,869	19,324,756

<sup>1 「(1)</sup> 国税徴収状況」を署別に示したものである。 2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。 (注)1

<sup>「</sup>局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法	人		税		相		続		税		_	 客	3
徵収決定済額し	収納済		収 納		徴収決定済額		納済	額収	納	未済額	1	<b>a</b>	П
千円 7,747,731 6,958,191 2,178,747 16,884,668	7,685 6,809 2,140 16,635	, 184 , 587		千円 58,064 148,979 37,266 244,308	于F 1,377,93 822,67 532,34 2,732,94	51 75 10	千 1,294,0 765,9 343,4 2,403,4	24 57		千円 83,906 56,694 188,883 329,482	米倉	取県	取子吉計
16,616,016 2,463,783 6,876,144 1,791,142 975,638 1,473,313 663,408 30,859,444	1,469	,769 ,978 ,616 ,775 ,075 ,290		31,884 6,014 14,729 16,412 4,863 4,238 118 78,258	1,479,25 149,65 784,67 349,70 44,12 117,36 23,49 2,948,26	50 72 96 85 51	1,329,1 146,4 690,2 349,6 44,1 116,5 22,8 2,699,0	16 63 76 25 64 64		150,089 3,234 94,409 30 - 797 628 249,188	浜出益石大西	見力根県	東郷
27,784,626 14,818,783 3,030,722 2,806,786 12,165,888 3,462,416 6,204,215 1,454,398 7,409,389 1,343,926 2,181,740 2,034,654 936,844 85,634,385	27,684 14,689 3,006 2,802 12,102 3,459 6,173 1,451 7,393 1,342 2,172 2,024	,068 ,245 ,719 ,218 ,249 ,159 ,161 ,164 ,796 ,495 ,417 ,388 ,465		96,679 127,043 24,002 4,568 62,716 1,849 30,551 3,234 5,098 1,431 9,168 10,181 379 376,901	2,503,37 4,285,26 374,94 806,93 3,245,23 663,86 877,57	70 55 60 67 60 63 63 69 62 1 66 59	2,207,6 3,672,4 373,0 778,3 2,855,4 636,5 759,9 428,4 224,4 44,7 103,6 258,5 79,7 12,423,0	34 33 53 12 97 80 65 86 21 48 22 93 18	1	295,736 612,832 1,887 28,463 389,733 27,283 117,604 4,213 25,861 2,264 6,404 6,372 3,002 ,521,653	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久	山山大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世
46,074,455 9,573,780 38,642,688 8,353,288 7,191,721 1,620,257 3,586,125 3,943,793 22,263,644 4,071,916 1,334,003 1,197,915 12,417,323 5,308,347 7,550,784 660,805 173,790,845	45,920 9,504 38,362 8,260 7,085 1,606 3,560 3,890 22,170 4,062 1,323 1,184 12,359 5,204 7,517 650 172,663	,114 ,268 ,458 ,209 ,616 ,923 ,752 ,706 ,563 ,123 ,005 ,277 ,971 ,954		153,162 66,891 274,643 87,425 105,118 13,641 25,202 53,554 92,056 9,210 10,061 13,729 56,536 97,386 30,419 9,851 ,098,884	5,906,41 4,659,94 1,931,61 267,83 812,82 910,60 4,226,40 650,36	5 9 16 0 17 12 12 10 10 13 14 15 15 16 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	3,142,6 1,139,4 4,012,7 3,314,6 1,860,0 258,7 457,1 882,0 3,782,3 646,5 180,4 50,3 1,006,6 2,841,7 1,360,2 60,1 24,996,0	81 45 98 63 52 88 39 20 24 14 28 78 11 98	1	824,917 676,034 ,893,675 ,342,429 71,548 9,086 355,339 28,563 442,712 3,844 39,111 9,366 167,531 504,754 431,724 37,800,669	広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉	島島島島県 日 県	東南西北原原道山中次原条市田田計
13,684,299 12,469,029 10,365,133 1,523,435 9,412,387 2,384,124 3,598,901 1,425,020 901,668 1,048,538 674,629 57,487,162	1,045	,044 ,345 ,392 ,034 ,192 ,100 ,801 ,783 ,246 ,025		510,080 25,841 50,944 3,043 29,351 7,932 26,400 3,764 885 3,292 3,604 665,135	1,811,02 1,179,09 889,15 250,60 1,386,21 697,51 1,248,97 290,15 120,80 412,42 361,41 8,647,39	99 33 55 4 99 74 64 99 97 99	1,467,8 1,016,1 867,5 250,4 1,335,9 676,8 1,150,2 282,9 91,6 409,2 302,1 7,850,9	38 82 44 81 14 22 54 39 00 49		343,167 162,961 21,571 161 50,233 20,706 98,752 7,201 29,170 3,228 59,269 796,418	宇山 徳防岩 長柳厚	萩光口県	関部口 山府国 門井狭計
9,090,279	2,274	,591	5	,224,308	6,063,48	9	299,8	26	5	,743,619	局	引受	分
373,746,784	364,403	,662	7	,687,795	66,138,22	9	50,672,3	64	15	,441,030	全	管	計

# (2) 税務署別国税徴収状況(続)

(2)		者が国が取りない その	他の直	接	税	直接	税 1	合 計
署	名	徴収決定済額				徴収決定済額収		収納未済額
		千円	千円	-IV WIJ	千円	千円	<u>千円</u>	千円
鳥米	取子	-	-		-	29,480,156	28,909,692	552,682
米金	f ±	-	-		-	23,003,678	22,249,759	701,058
屋 取	主 注 県 計	<u> </u>	-		-	8,096,026 60,579,860	7,772,807 58,932,257	311,530 1,565,269
₩ HX	( <b>ग</b> ।		_		_	00,379,000	30,332,237	1,303,203
松	江	-	-		-	51,313,946	50,830,806	460,609
冼	世	-	-		-	8,127,676	8,048,792	72,625
监	要	-	-		-	17,889,428 5,789,489	17,670,046 5,720,027	210,467 64,264
岩見	大臣	-	-		-	2,829,948	2,808,780	21,167
大	東	-	-		-	4,457,208	4,417,220	39,832
松浜出益石大西島	組	-	-		-	2,026,711	2,016,239	9,808
	県計	-	-		-	92,434,404	91,511,910	878,773
岡	山東山西	<u> </u>	-		-	89,334,851	88,016,825	1,285,577
	山山大 東西寺島	<u> </u> -	-		-	50,342,384	48,940,087	1,368,219
	大青	-	-		-	8,962,650 8,588,502	8,785,467 8,472,682	170,409 106,581
岡西児倉玉津玉笠高新瀬  - :	刺	3	3		-	43,410,141	41,935,579	1,401,873
玉	敷島	-	-		-	9,413,663	9,301,971	109,486
津	Ц	-	-		-	17,194,950	16,659,821	524,897
 	野	' -   	-		-	5,594,561 14,000,398	5,541,650 13,857,471	51,912 129,744
嵩	野岡梁見戸世	-	-		-	4,085,425	4,063,982	20,821
新	見	-	-		-	3,856,807	3,827,799	27,638
瀬	戸	i <b> </b> -	-		-	7,946,321	7,843,477	92,838
久 岡山	四 l 県 討		3		-	3,148,444 265,879,097	3,102,757 260,349,569	44,219 5,334,215
	ᆥᅲᇚ		3		-	203,079,097	200,349,309	3,334,213
应	島東	-	-		-	143,813,416	141,922,462	1,851,215
<b>丛広広広</b>	島島島 島島島 県	-	-		-	27,329,670 94,713,890	26,282,100 91,385,082	1,024,783 3,250,207
広		-	-		-	32,324,355	29,884,251	2,372,461
	呉	-	-		-	29,671,059	29,035,892	623,740
竹三尾福府三庄	原原	-	-		-	5,715,496	5,575,744	134,547
屋	道	-	-		-	11,671,709 14,843,085	11,125,776 14,504,969	539,780 331,089
福	Ш	-	-		-	61,333,145	59,396,946	1,892,856
府	中次	-	-		-	11,639,070	11,475,581	158,240
듩	次	-	-		-	4,930,000	4,829,078	93,848
揺	原 名 市	-	-		-	3,364,988 24,645,096	3,323,507 24,119,219	41,127 503,371
l <del>∏</del> ∣	日花	-	-		-	24,300,731	23,042,351	1,193,624
海	Œ	-	-		-	28,559,509	27,800,410	739,509
西廿海吉広島	田 県駅計	<u> </u> -	-		-	2,532,109 521,387,327	2,480,244 506,183,611	49,155 14,799,551
			-		-	321,301,321	500,103,011	
王	<b>関</b>	] -	-		-	47,331,311	45,689,368	1,603,468
下宇山	当	-	-		-	29,376,370 35,535,093	28,940,122	420,044 347,030
1 3	萩	'	-			4,865,128	35,184,090 4,818,274	347,030 43,847
徳	Ц	·  -	-		-	26,706,243	26,203,560	495,139
徳 防 岩	府	-	-		-	9,801,994	9,586,371	207,217
石	国 光	<b> </b>	-		-	15,838,651	15,385,634	440,916 82,513
· □ □ □	兀	-	-			6,372,638 3,541,066	6,288,491 3,467,815	82,513 70,204
長柳	Ħ	-	-		-	4,509,805	4,457,282	52,259
厚	狭	-	-		-	3,773,246	3,658,597	113,024
ЩП	] 県 討	] -	-		-	187,651,544	183,679,603	3,875,661
局引	受分	23,470	-		4,303	33,489,235	4,949,107	24,656,921
全	管討	23,472	3		4,303	1,161,421,467 1	,105,606,058	51,110,391

消	費		消費税	及 地 方	消費税	署名
徴収決定済額 収 千円	<u>納済額</u> 千円	収納未済額     千円	徴 収 決 定 済 額 千円	収   納   済   額     千円	収納未済額	
8,389 5,933 1,048 15,369	1,477 1,229 - 2,706	5,803 3,792 221 9,816	14,000,876 13,181,647 5,141,074	13,401,853 12,581,625 5,003,023 30,986,500	592,913 585,644 130,359	鳥 米 子 倉 吉
1,852 - 332 - - 11 - 2,195	255 - 127 - - 11 - 393	627 - 35 - - - - 662	16,670,870 5,116,819 10,177,815 3,512,777 1,669,737 2,697,094 1,305,297 41,150,409	5,004,713 10,016,474 3,427,463 1,638,854 2,661,383 1,292,809	154,877 78,093 30,884 33,909 12,488	浜 田 芸 日 大 大 東
14,302 10,195 458 670 22,509 17 1,491 56 10,446 10	7,070 2,192 385 30 3,656 17 337 11 6,960	5,777 3,938 53 640 15,863 0 942 45 3,140 10 -	5,273,476 5,291,267 19,924,124 4,279,567 9,611,382 3,241,231 5,876,147 2,157,523 3,957,423 5,047,180 2,060,936	23,205,258 5,129,835 5,207,785 19,240,430 4,229,287 9,391,633 3,193,418 5,771,268 2,123,862 3,925,120 4,939,282 2,001,053	142,058 82,392 658,626 49,173 207,725 46,793 103,364 33,650 31,549 103,132 58,219	
22,926 4,020 30,509 9,756 4,148 3,559 2,009 3,133 38,898 2,345 259 - 8,182 4,498 93 673 135,007	6,946 1,735 4,304 1,177 2,841 1,773 16 1,438 4,842 491 12 - 1,292 323 64 - 27,254	14,890 1,983 24,170 7,345 1,307 1,364 844 1,695 32,440 1,854 - - 6,214 1,127 1 100 95,334	16,731,243 43,657,390 13,305,356 12,936,536 3,072,024 5,251,630 8,069,665 32,518,716 7,264,079 2,708,092 1,996,473 8,737,827 10,665,531 11,543,984 1,551,088	16,405,827 42,552,762 12,629,457 12,472,827 2,926,886 5,079,687 7,806,813 31,453,916	303,578 1,074,311 648,285 457,623 143,612 171,513 261,454 1,052,938 148,574 76,084 31,263 305,191 444,266 289,735 68,949	広広広(竹三尾福府三庄西廿海島島島呉) 日南西北(原原道山中次原条市田)
28,053 5,000 2,929 36 8,132 5,547 7,574 1,056 - 280 46 58,653	6,853 286 1,437 - 639 814 2,068 68 - 43 46 12,255	19,901 2,299 1,457 - 7,093 2,613 4,564 752 - 235 - 38,914	13,367,580 2,195,495 17,460,702 4,720,750 6,964,308 2,779,275 2,053,997 2,247,343 2,292,196 86,576,714		87,059 38,402 46,889 56,770 2,546,676	宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 県部口 山府国 門井狭計
1,001,253	106,196	614,599		4,851,329		局引受分
1,272,632	169,464	789,732	526,535,819	506,292,068	19,138,874	全 管 計

# (2) 税務署別国税徴収状況(続)

(2)	170373	首別国稅1取以孙		 兑		た	ば こ	税
署	名	徴収決定済額			文 宏	徴収決定済額		
		1	<u>以 刷 角 領</u> 千円	以約不	千円	<b>五以</b>	<u>収 約 海 額</u> 千円	収納未済額 千円
皀	耳	90,416	90,416		117	- 1 13	1 13	1 13
米	取 子 吉 又 県 計	84,288	84,256		33	-	-	_
倉	吉	94,366	94,366		1	-	-	-
鳥耶	双県 計	269,070	269,037		33	-	-	-
			475 000					
烂	江	175,939	175,939		-	-	-	-
出出	重	185,158	<b>×</b> 185,158		×	-	-	-
岸	田 雲田	44,319	44,319		_	-	_	_
岩馬	大田	×	×,		×	-	-	-
松浜出益石大西島	東	63,373	63,373		-	-	-	-
酉	绸	×	×		×	-	-	-
島札	信果	617,586	617,586		-	-	-	-
田	ılı 🔳	76,074	76,074		_	_	_	_
岡	山東	4,945	4,945		-	_	-	[
西	关 等	11,877	11,877		-	-	-	_
児	島	32,035	32,006		29	-	-	-
倉	山山大東西寺島敷島	280,742	280,471		270	-	-	-
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山	島		513,443		3	-	-	-
津	Щ	63,901	63,821		80	-	-	-
空	野區梁見戸世	×	×		×	-	-	_
嵩	②	33,342	33,342		^_	_	_	_
新	覓	. ×	×		×	-	-	-
瀬	戸	48,107,200	48,107,200		-	-	-	-
久 .	世	71,072	71,072		-	-	-	-
岡山	』県計	49,239,909	49,239,527		382	-	-	-
l <del>,</del>	色 亩		v					
区広広広	島島島 島島島 場	×	×		×	-	-	_
쑶	10000000000000000000000000000000000000	×	×		×	_	_	_
広	島北	39,910	39,910		-	-	-	-
1 .	呉	775,454	775,277		177	-	-	-
竹	原	670,026	668,428		1,597	-	-	-
ᇤ	原	253,326	253,326		-	-	-	-
<b>尾</b>  垣	原原道山中次	1,446 53,025	1,446 53,025		-	-	-	_
存	出	17,916	17,916		_	_	_	_
1 1 2	次	68,356	68,356		_	_	_	_
庄	原	34,823	34,823		-	-	-	_
西	原 条 日 市	1,829,395	1,822,044		7,351	-	-	-
芷	日煎	1,155,728	1,155,728		-	-	-	-
冯士		518,832	518,637		195	-	-	-
竹三尾福府三庄西廿海吉広島	田島県計	10,515 10,530,635	10,515 10,521,314		9,320	-	- -	- -
/A =	ᇬ	10,000,000	10,021,014		0,020	-	-	-
下	関	101,810	101,741		69	-	-	-
下宇山	関 部	10,194	10,194		-	-	-	-
ΙЩ.		32,564	32,564		-	-	-	-
徳	萩	61,282	60,662		620	-	-	-
徳 防 岩	山府	24,445 7,002	24,445 5,813		1,189	<b>-</b>	- -	-
岸	府国	163,974	163,974		-, 103	_	_	_
	廾	1 03/	1,034		-	-	-	_
長	PE.	10,662	10,662		-	-	-	-
柳	元 門 井 狭 ] 県 計	23,309	23,309		-	-	-	-
厚 _	独	31,309	31,307		2	-	-	-
Ш	1 県 計	467,583	465,704		1,879	-	-	-
局引	受分	52,135	24,680	2	1,542	_	_	_
全	管計	61,176,918	61,137,848	3	3,156	-		-

たばこが		二 特 別 税		税及地方		署名
徴収決定済額	収納済額     千円	収納未済額	徴収決定済額 千円	収納済額	収納未済額	
千円	十円	十円	十円	千円	千円	■ 取
7,068,624	7,068,624	-	-	-	-	馬 来 子
7,068,624	7,068,624	-	-	-	-	鳥 取 米 子 倉 取 県 計
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	松浜出益石大工工田雲田田東畑
-	-	-	32	32		益 石見大田
-	-	-	-	-	-	大 東
-	-	-	32	32	-	大東西 郷島根県計
11,244,100	11,244,060	-	-	-	-	岡 山 東
6	6	-	-		-	岡 山 東西 大 寺
-	-	-	-	-	-	児・島
-	-	-	258,274,605 85,805	238,229,160 85,805	20,045,445	
-	-	-	-	-	-	津山
-	-	-	-	-	-	本野   学   田
-	-	-	-	-	-	高 梁
-	-	-	-	-	-	新 見  瀬 戸
- 11,244,106	- 11,244,066	-	- 258,360,410	- 238,314,965	20,045,445	グ 世
		00	230,300,410	230,314,903	20,043,443	
309	216	92 -	-	-	-	(区)
-	-	-	-	-	-	広島西北
-	-	-	4,259	4,259	-	
-	-	-	307	307	-	竹三尾福府三庄西廿海日原原道山中次原条市田
-	-	-	-	-	-	尾道
- 4	- 4	-			-	福 山  府 中
-	<u>-</u>	-	-	-	-	三尾福府三点原道山中次原
-	-	-	-	-	-	   原   条
-	-	-	7,739,730	7,136,441	603,289	臣日第
21,601,331	21,601,331	-	1,262	1,262	-	I— —
21,601,643	21,601,551	92	7,745,558	7,142,270	603,289	古島県計
-	-	-	- 84,891,211	- 77,552,888	7,338,323	下 関
-	-	-	64,691,211	- 17,552,666	7,330,323	I山 口
-	-	- -	- 74,638,543	- 67,267,752	7.370 791	萩 仙
6,153,712	6,153,712	-	617	617	7,370,791 - 6,503,878	徳 山 府 岩 国
-	-	-	69,794,094 -	63,290,216	6,503,878	石 凷 光
-	-	-	-	-	-	長 門 井
-	-	-	-	- -		八字
6,153,712	6,153,712	-	229,324,464	208,111,473	21,212,992	山口県計
-	-	-	-	-	-	局引受分
46,068,085	46,067,953	92	495,430,464	453,568,739	41,861,725	全管計

# (2) 税務署別国税徴収状況(続)

(2)	1703731	多加国税1取以1/A 印	紙収	λ	その(	他の間	接税
署	名	徴収決定済額		以幼未済類			収納未済額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥米	取 子	280,430	280,227	204	164,964	164,964	
冶	子 =	142,564 16,790	141,874 16,588	690 202	223,278 11,906	223,278 11,906	-
鳥取	吉 県計	439,784	438,688	1,096		400,148	-
	江	648,573	648,044	529	37,561	37,561	_
浜	田雲	×	×	×	×	×	×
農	雲田	34,729	33,707	1,022	239,883	239,883	-
岩見	大田	9,289 ×	8,992 ×	297 ×	9,459 ×	9,459 ×	×
챂	東	902	902	-	3,192	3,192	-
松浜出益石大西島界	想果計	710,845	708,881	1,964	308,105	306,721	1,384
岡	山山大東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	1,350,125	1,349,203	922	106,798	104,963	1,835
岡	山 酉	318,645	316,962	1,683		715,863	117
[] []	へ 島	20,469 12,132	20,367 12,132	101	2,104 8,279	2,104 8,279	-
倉	敷	201,632	200,630	1,001	51,041	51,041	-
玉	島	42,817 89,183	42,817 89,059	- 125	11,648 15,851	11,648 15,851	-
宝	野	09,103 ×	09,039 ×	125 <b>X</b>	15,651	15,651	×
笠	岡	×	×	×	×	×	×
新	采 見	28,347 ×	28,347 ×	- ×	2,846 ×	2,846 ×	×
瀬	芦	51,152	50,615	537	2,694	2,694	-
為山	ᄩ	2,382 2,188,266	2,205 2,183,620	177 4,646	1,727 936,930	1,727 934,979	- 1,951
		2,100,200	2,103,020	4,040	930,930	334,373	1,951
広広広広	島島島島呉南西北	×	×	×	×	×	×
広	島田	×	×	×	×	×	×
広	島北	52,810 336,434	52,760 336,137	50 297	8,160 63,006	8,160	- 2,338
		16,463	15,594	869	-	60,668	2,336
竹三尾福府三庄西廿海吉広島	原原	56,817	56,806	11	1,651,226	1,651,226	-
福	道山	34,926 278,290	29,348 277,794	5,526 496		11,510 81,974	-
府	中 次	93,866	93,733	133	6,584	6,584	-
틀	次后	39,899	39,766	132	8,080	8,080 2,900	-
插	原条市	12,045 108,560	12,045 108,182	379	2,900 23,683	23,683	-
芷	日煎	177,254	176,865	128	19,152	19,152	-
冯吉	田田	43,978 10,257	43,679 10,257	299	23,819 3,208	23,819 3,208	-
広島	易県計	4,451,382	4,437,698	13,372	28,396,671	28,393,653	3,018
下	閗	892,902	892,243	659	52,702	52,702	1
下宇山	関部	131,372	131,339	33	561,180	561,180	-
Ш ;	口 萩	90,518 28,344	90,142 28,332	376 13	31,817 11,242	31,817 11,242	-
徳	山	242,410	242,210	201	38,056	38,056	-
徳 防 岩	府	63,470	63,383	86	25,832	25,832	-
-	国 光	26,850 11,822	26,296 11,822	554	32,680 6,047	32,680 6,047	- -
長	門	678	678	-	5,558	5,558	-
長 柳 厚_	井狭	13,363 1,873	13,306 1,873	58	12,219 5,623	12,219 5,623	<b>-</b>
山口	] 県計	1,503,602	1,501,623	1,979	782,956	782,956	1
局引	受分	9,664	819	8,676	70,613	2,438	65,726
全:	管計	9,303,543	9,271,330	31,732	30,895,424	30,820,895	72,080

間	<b>税</b>	合	計	幺	<b>&amp;</b>	計		署名
徴収決定済額	収納 湯	育額切		徴収決定済額	収 納 🥻	斉額収		
千円 14,545,075 20,706,334 5,265,184 40,516,592	13,93 20,10 5,12 39,16	0,885 5,883	千円 598,919 590,159 130,783 1,319,861		42,35 12,89	0,644 8,690	千円 1,151,600 1,291,218 442,312 2,885,130	米 倉 吉
17,534,796 5,207,212 10,637,918 3,575,875 1,695,423 2,764,572 1,373,376 42,789,172	10,479 3,49 1,66 2,72	3,713 5,350 0,264 4,540 8,861 0,782	330,773 108,612 155,934 78,390 30,884 33,909 12,594 751,095	13,334,888 28,527,346 9,365,364 4,525,371 7,221,780 3,400,087	13,14, 28,14, 9,21, 4,47, 7,14, 3,37	2,505 5,396 0,291 3,320 6,080 7,021	73,741 22,402	浜 田雲田 益 見 大 東 大 東
46,372,188 24,967,372 5,308,383 5,344,381 278,754,653 4,933,300 9,781,808 3,254,719 5,957,133 2,222,068 4,008,072 53,208,226 2,136,116 446,248,419	5,26 258,00 4,88 9,56 3,20 5,84 2,18 3,97 53,09	5,227 4,568 0,231 5,389 3,017 0,700 6,862 8,669 8,397 5,770 9,791 6,055	734,626 683,476 142,212 83,060 20,721,206 49,176 208,872 46,837 106,604 33,660 31,549 103,669 58,397 23,003,344	14,271,034 13,932,884 322,164,793 14,346,963 26,976,758 8,849,279 19,957,531 6,307,493 7,864,880 61,154,547 5,284,561	73,18 13,95 13,73 299,94 14,18 26,22 8,74 19,70 6,25 7,80 60,94 5,17	5,314 0,034 2,914 0,968 4,988 0,521 8,512 6,140 2,379 3,569 3,268 8,813	2,020,203 2,051,695 312,621 189,641 22,123,079 158,663 733,769 98,750 236,348 54,481 59,187 196,507 102,616 28,337,559	岡西児倉玉津玉笠高新瀬久山大田寺島敷島山野岡梁見戸世
84,795,620 16,975,076 44,793,006 13,415,993 14,119,837 3,762,072 7,215,315 8,120,679 32,970,903 7,384,793 2,824,686 2,046,241 10,707,647 19,761,892 33,733,300 1,575,741 304,202,801	7,04 7,85 31,87 7,22 2,74 2,01 10,36 18,67 33,42	6,899 8,881 1,464 2,010 2,682 1,368 0,556 1,551 8,508 4,254 4,872 5,266 3,424 6,766 6,120	752,833 306,037 1,101,773 655,680 461,741 147,442 172,368 268,675 1,085,874 150,561 76,216 31,263 319,134 1,048,810 290,230 69,049 6,937,687	44,304,745 139,506,895 45,740,348 43,790,896 9,477,567 18,887,024 22,963,764 94,304,048 19,023,863 7,754,686 5,411,229 35,352,743 44,062,623	42,92 135,04 42,68 9,18 18,16 22,35 91,26 18,70 7,57 5,33 34,48 41,71 61,22 3,98	8,998 3,963 5,716 7,902 8,426 7,144 5,525 8,497 4,089 3,333 8,379 4,485 5,775 7,175 6,364	2,604,049 1,330,819 4,351,979 3,028,140 1,085,481 281,989 712,148 599,764 2,978,730 308,801 170,064 72,390 822,505 2,242,435 1,029,739 118,204 21,737,238	広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田田
17,879,873 101,289,618 13,525,408 2,296,399 92,412,288 10,976,928 76,989,480 2,799,234 2,070,895 2,296,514 2,331,048 324,867,685	84,60 10,83 70,17 2,70 2,03 2,24	9,382 4,784 3,746 9,128 8,832 2,433 8,190 1,718 6,214 4,276	898,733 7,684,826 209,694 42,268 7,791,939 131,620 6,813,194 87,811,359 38,402 47,181 56,772 23,802,440	65,211,184 130,665,989 49,060,501 7,161,527 119,118,531 20,778,922 92,828,131 9,171,871 5,611,960 6,806,319 6,104,294 512,519,229	122,52 48,49 7,07 110,81 20,42 85,55 8,99 5,49 6,70 5,93	9,504 8,874 2,020 2,688 5,202 8,068 6,682 9,533 3,495 2,873	2,502,201 8,104,871 556,723 86,115 8,287,078 338,836 7,254,109 170,325 108,606 99,440 169,796 27,678,101	宇山 徳防岩 長柳厚 一萩 光 光 一八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
12,058,216	4,98	5,462	6,112,967	45,547,450	9,93	4,569	30,769,887	局引受分
1,170,682,885	1,107,32	8,296	61,927,393	2,332,104,352	2,212,93	4,354	113,037,783	全 管 計

# 16-2 物 納 及 び 年 賦 延 納

#### (1) 物納状況

X	分		相		4	売	税	
	ח	件		数			金	額
請及び許可等の状 本更処 理	取 下 げ 却 下 下 許 可 計	外	-		153	外	142	千円 6,426,590 7,907,575 81,648 679,189 - 7,593,282 8,272,613
許 <b>∫</b> 前年度	未 済 収納未済 取 消 等納 未	外	-			外	240,590	5,979,904 10,593 - 3,455,053
の前年度	引継未済 取 消 等 継				7 3 - 121 2			4,148,822 284,183 - 3,929,968 49,858
	承認 申 諸 度 下 ま 清請 げ下 認済				- - - -			- - - -

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、相続税の物納につい て、申請、許可、収納等のあったもの。 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除

- (注)1 した件数及び金額である。
  - 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

#### (2) 物納状況の累年比較

	X		分		本年月	き 申 詣	青 額	Ė	午	可	願	許	可	未	済 額	į	前年度収	収納済	安百
	$\triangle$		71		件 数	金	額	件	数	金	額	件	数	THE STATE OF THE S	<b>主</b> 額	42	納未済額	4X #M /A	台共
					件		千円		件		千円		件		千	円	千円	Ŧ	円
平	成	10	年	度	127	5,641	,862		92	4,615	5,533		123	5,4	59,48	3 2	269,241	4,633,32	28
		11			103	4,550	,323		76	2,637	7,802		127	5,3	92,50	6 2	251,446	2,889,24	18
		12			162	6,646	, 198		88	2,907	7,736		167	8,0	78,85	3	-	2,907,73	36
		13			129	4,597	,611		94	5,221	,626		183	6,4	26,59	)	-	5,211,03	33
		14			144	7,907	,575		124	7,593	3,282		174	5,9	79,90	4	10,593	3,455,05	3

(4) 年賦延納状況の累年比較

	X		分		前 及	年 び	度 本	許 年	可 度	未申	済請	額額		許	可	į	額	許	可
					f	4	数			金	客	<u></u>	件	数	金		額	件	数
								件				千円		件			千円		件
平	成	10	年	度			(	632		3	3,823	,784	,	369		4,57	1,271		219
		11					(	615		Ş	,582	,448	,	392		7,01	0,094		179
		12						534		7	7,008	,971	,	315		4,39	9,988		166
		13					4	438		7	7,340	,591	1	293		4,55	7,114		110
		14					;	387		5	,085	,180	2	253		3,65	5,015		107

#### (3) 年賦延納状況

		X		分		相	続	税	蛽	<u> </u>	与	税	F.	Г	得	税		合	計	
				<i>)</i> ]		件数	金		件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
L	( ≟∴ .	年度	≐∕⊤	ਜ਼±	- 汶	<u>作</u>		千円		件	7.	十円。		件		千円		件	4 744	千円
		牛 岌	計	ᄞᅏ	河	80	1,66	9,565		30	/2	, 898		-		-		110	1,744	,463
請及	本	年	度	申	請	226	3,24	0,281		50	93	3,936		1		6,500	2	277	3,340	,717
び	更	正		減	等	6	12	24,065		1	17	7,168		-		-		7	141	,233
許可	以其		下		げ	10	5	51,160		2	2	1,193		-		-		12	55	,353
等	却				下	6	15	2,301		2	20	,686		-		-		8	172	,987
の 状	許				可	222	3,60	1,736		31	53	3,279		-		-	2	253	3,655	,015
況	許	可		未	済	62	98	80,584		44	73	3,508		1		6,500		107	1,060	,592
徴	徴収決	前年度	冟以	前許	可分	2,315	3,45	3,168	1	46	35	5,058		-		-	2,4	461	3,488	,226
状	ا چا	本年	度	許可	了分	134	1,19	9,971		35	29	,418		-		-		169	1,229	,389
況	(4 <u>7</u>	納		未	済	152	7	1,504		99	12	2,480		-		-	2	251	83	,984
延		内		在 未 済	額	2,012	17,3	31,725		61	44	1,791		-		-	2,0	073	17,37	6,516

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦 延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許 可、収納等のあったもの。

未済額	徴	収 状	況	延納現在額
小 归 贺	徴 収	決 定	収納未済	处 剂 坑 1工 亩
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	以 約 木 泊	( 徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
3,973,353	7,144,735	2,238,572	224,424	22,286,489
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160
1,060,592	3,488,226	1,229,389	83,984	17,376,516

### 17 国 税 滞 納

#### (1) 滞納状況

					発		生			の			
項		目		期	首	滞	納	新	規	発	生	滞	納
				件	数	税	額	件	数		稅	រុំ	額
					件		百万円			件			百万円
平成	10	年	度	119	9,949		55,652		281,4	182		63	8,802
	11			12	5,901		55,916		262,2	292		56	5,584
	12			13	1,394		54,118		235,2	218		53	3,465
	13			13	5,970		49,401		150,2	298		48	3,135
	14			12	7,269		47,191		100,1	138		47	,506
師(	源	泉	分	1:	5,892		8,179		12,8	313		F	,746
/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	申	告	分 分		2,598		17,546		50,0				,909
所 { 得 <b>税</b>		泉 告 計	,,		8,490		25,725		62,8				6,655
176		H		0	o, 100		20,120		02,0				,,000
法	人	税		;	5,362		7,015		5,9	923		6	,985
相	続	税			907		1,111		1,1	114		1	,597
消	費	税		3:	2,170		13,185		29,9	999		23	3,186
そ	の	他			340		155		2	242			83
合		計		12	7,269		47,191		100,1	138		47	,506
一一一		+ 4/-			+ 4 5 /=	2 🗆 04		88 I - ±			<u> </u>		5 41 2 T

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における滞納の処理等の状況 (注) 1 地方消費税を除く。 2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にする

<sup>2</sup> 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にする ものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状		整	理	カ 状	況
合	計		斉 滞 納	整理中	の 滞 納
件数	税 額	件 数	税 額	件数	税額
	件 百万円				
401,431	-	275,530	63,538	125,901	55,916
388,193		256,799	58,382	131,394	54,118
366,612		230,642	58,182	135,970	49,401
286,268		158,999	50,345	127,269	47,191
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117
20. 70	40.005	44 077	0.004	47.000	7.044
28,705		11,677	6,281	17,028	7,644
122,645	-	48,652	9,651	73,993	17,804
151,350	41,380	60,329	15,932	91,021	25,448
11,285	14,000	6,290	7,956	4,995	6,044
11,200	14,000	0,290	7,950	4,990	0,044
2,021	2,708	1,097	1,405	924	1,303
_, =,	_,	,,,,,	,,,,,,	<b>~</b>	.,
62,169	36,371	29,392	24,159	32,777	12,212
582	2 238	301	128	281	110
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117

#### (2) 税務署別滞納状況(平成14年度最終分)

(2)				発	生		<u>の</u>	 状
	署	名		期首	滞納	新 規 発	生滞納	合
				件数	税 額	件 数	税 額	件 数
鳥米倉鳥	取	県	取子吉計	件 3,003 4,166 706 7,875	千円 657,560 797,742 138,061 1,593,363	件 2,918 2,982 1,231 7,131	千円 1,181,068 1,175,609 410,581 2,767,258	件 5,921 7,148 1,937 15,006
松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計	2,617 660 621 342 141 300 46 4,727	490,452 112,043 135,124 73,696 26,201 44,793 5,954 888,263	2,893 1,062 2,009 658 442 637 230 7,931	1,015,672 292,422 511,747 189,566 131,277 119,509 66,540 2,326,733	5,510 1,722 2,630 1,000 583 937 276 12,658
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	山 力	リリン	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	6,560 4,900 732 843 7,118 484 1,082 544 1,101 212 161 746 340 24,823	1,387,765 1,013,095 149,852 87,019 1,404,458 78,296 228,644 76,856 187,593 35,402 33,395 122,879 52,247 4,857,501	4,836 3,936 1,289 1,026 4,284 836 1,727 537 998 315 274 1,002 382 21,442	2,027,671 1,547,849 351,989 251,933 1,884,790 242,582 626,255 163,798 315,552 103,787 76,437 464,079 131,959 8,188,681	11,396 8,836 2,021 1,869 11,402 1,320 2,809 1,081 2,099 527 435 1,748 722 46,265
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広		페라 페라 마라	東南西北(原原道山中次原条市田田計)	6,054 1,851 8,030 7,559 2,110 992 1,360 1,852 7,494 1,403 542 199 1,890 4,035 1,929 309 47,609	1,372,819 422,294 1,703,718 1,407,986 496,599 204,537 279,453 317,646 1,714,031 225,720 88,015 28,303 448,333 777,639 331,326 58,604 9,877,023	3,755 2,097 5,464 5,530 3,224 851 1,097 1,906 5,483 1,233 737 423 1,633 3,718 2,815 494 40,460	1,626,401 828,761 2,250,256 1,745,391 1,501,244 255,508 359,918 625,859 2,142,800 369,239 301,850 95,898 579,202 1,276,396 949,702 142,403 15,050,828	9,809 3,948 13,494 13,089 5,334 1,843 2,457 3,758 12,977 2,636 1,279 622 3,523 7,753 4,744 803 88,069
下宇山 徳防岩 長柳厚山	末 ゲ ロ		関部口 山府国 門井狭計	7,054 2,915 2,099 340 4,243 2,176 2,943 675 388 476 579 23,888	1,109,354 379,576 359,934 62,239 633,868 255,152 481,992 86,437 46,368 71,121 88,867 3,574,908	4,348 2,958 1,997 580 2,446 1,534 2,138 727 527 480 529 18,264	1,323,170 975,276 649,800 183,263 819,160 424,558 634,869 206,722 107,846 106,321 145,195 5,576,180	11,402 5,873 4,096 920 6,689 3,710 5,081 1,402 915 956 1,108 42,152
局	所	掌	分	18,347	26,399,831	4,910	13,596,237	23,257
全	읱	<u>拿</u> 主)	計	127,269	47,190,889 」を署別に示した	100,138	47,505,917	227,407

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況			整	理		の				況					
計		整	理	育 浩	带 納		整	理中	の	滞	納		署	名	
税	額	件	数	税			件	数		税	額				
1,	千円 ,838,628 ,973,351 ,548,642 ,360,621		件 2,450 2,941 1,145 6,536	,	Ŧ 1,109,71 1,148,09 420,10 2,677,91	)4 )5		件 3,471 4,207 792 8,470		8 1	千円 28,910 25,257 28,537 82,704	鳥米倉鳥	取	県	取子吉計
	,506,124 404,465 646,871 263,262 157,478 164,302 72,494 ,214,996		2,957 986 1,878 599 418 690 206 7,734		1,076,99 298,80 492,84 198,89 125,02 124,54 60,74 2,377,86	)2  2  9  9  9  9		2,553 736 752 401 165 247 70 4,924		1	29,127 05,663 54,029 64,363 32,449 39,753 11,746 37,130	松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計
3,	,415,436 ,560,944 501,841 338,952 ,289,248 320,878 854,899 240,654 503,145 139,189 109,832 586,958 184,206 ,046,182		4,968 3,916 1,213 1,127 4,025 795 1,888 536 904 347 317 1,130 383 21,549		2,108,86 1,595,82 360,16 255,34 1,984,03 235,24 667,78 176,96 356,84 109,71 83,46 478,78 130,69 8,543,72	29 50 17 34 48 87 68 45 33 30 31		6,428 4,920 808 742 7,377 525 921 545 1,195 180 118 618 339 24,716		9 1 1,3 1 1	06,572 65,115 41,681 83,605 05,214 85,630 87,112 63,686 46,300 29,476 26,372 08,177 53,513 02,453	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡		山山大県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
1, 3, 3, 1, 3,	,999,220 ,251,055 ,953,974 ,153,377 ,997,843 ,460,045 ,639,371 ,943,505 ,856,831 ,594,959 ,389,865 ,124,201 ,027,535 ,054,035 ,281,028 ,201,007 ,927,851		3,662 1,982 4,931 5,499 2,778 813 1,155 1,521 5,509 1,343 801 414 1,475 3,395 2,572 451 38,301		1,690,51 839,28 2,257,73 1,828,57 1,425,69 265,74 398,28 548,02 2,239,77 377,23 313,82 94,30 555,56 1,315,62 915,30 138,36 5,203,84	37 31 39 32 48 36 36 30 30 33 34 44 36 36 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30		6,147 1,966 8,563 7,590 2,556 1,030 1,302 2,237 7,468 1,293 478 208 2,048 4,358 2,172 352 49,768		4 1,6 1,3 5 1 2 3 1,6 2	08,708 11,768 96,243 24,798 72,151 94,297 41,085 95,479 17,061 17,729 76,042 29,897 71,969 38,411 65,726 62,647 24,011	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広			東南西北(原原道山中次原条市田田計
1,	,432,524 ,354,852 ,009,734 245,502 ,453,028 679,710 ,116,861 293,159 154,214 177,442 234,062 ,151,088		3,513 3,032 1,789 561 2,737 1,703 2,041 605 539 396 531 17,447		1,330,68 984,82 669,21 188,77 822,38 450,01 627,49 190,16 110,62 100,68 159,10 5,633,97	22 3 78 39 6 6 90 80 29 35		7,889 2,841 2,307 359 3,952 2,007 3,040 797 376 560 577 24,705		3 3 6 2 4 1	01,836 70,030 40,521 56,724 30,639 29,694 89,371 02,999 43,585 76,757 74,956 17,112	下宇山 徳防岩 長柳厚山		萩 光 県	関部口 山府国 門井狭計
39,	,996,068		5,842	1	5,142,03	32		17,415		24,8	54,036	局	所	掌	分
94,	,696,806		97,409	4	9,579,36	0		129,998		45,1	17,446	全	í	管	計

18 還 付 金

#### 還付金の支払決定の状況

_																				
	X		分				支_		,	<u>払</u>		<u>決</u>			定		済		額	
	$\triangle$		71		支	払	命	令	官	分	支	払	委	託	官	分		合	計	
										千円						千円				千円
平	成	10	年	度			•	138,	826,	098				2,	090	, 545			140,916	,643
		11					•	140,	711,	843				2,	194	, 335			142,906	, 178
		12						130,	258,	299				2,	355	, 561			132,613	,860
		13					•	128,	316,	446				2,	427	,797			130,744	,242
		14					•	141,	460,	246				2,	788	, 956			144,249	,203
源			得	税				53,	355,	036				2,	312	,277			55,667	,312
申	告	所	得	税				6,	854,	958					210	, 337			7,065	, 295
法		人		税				31,	266,	437					50	,702			31,317	,139
消費	貴税及	び地	方消	費税				46,	247,	701					131	, 248			46,378	,949
そ	の	他	諸	税				3,	736,	115					84	, 393			3,820	,507
還	付	金	合	計			•	141,	460,	246				2,	788	, 956			144,249	,203

調査期間 用語の説明

平成14年4月1日から平成15年3月31日

1「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、

「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。 2 「消費税及び地方消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。 (注) 還付加算金を含む

### 19 国税振替納税

#### 振替納税利用状況

	X		:	分		要納付人員	左のうち、振 替納税用納付 書を金融機関 に送付した者	利	用率	振替納税で 納付した者	振	替 率
						人	人		%	人		%
	平	成	10	年	度	606,910	512,226		84.4	485,033		94.7
申			11			625,820	509,539		81.4	482,890		94.8
			12			615,086	501,202		81.5	474,091		94.6
			13			597,073	482,058		80.7	454,718		94.3
告			14			570,482	455,449		79.8	428,316		94.0
所	<b>第</b> (法定納	<b>1</b> 期限 <sup>3</sup>		<b>期</b> 4年 7)	分 月31日)	80,179	73,209		91.3	67,776		92.6
得	<b>第</b> (法定納	<b>2</b> 期限 <sup>3</sup>		期 <sup>4年11</sup>	<b>分</b> <sup>月30日)</sup>	79,746	72,931		91.5	66,907		91.7
税	<b>第</b> (法定納	3 期限 <sup>3</sup>		<b>期</b> 5年3)	<b>分</b> 月15日)	410,557	309,309		75.3	293,633		94.9
化	計	(	延	ベ	)	570,482	455,449		79.8	428,316		94.0

<sup>(</sup>注) (注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

# 第編その他

```
20 不 服 審 査
21 訴 訟 事 件
22 直接国税犯則事件
23 間接国税犯則事件
24 税 理 士
```

#### 20~24 その他

#### 統計表を見るに当たって

#### 20 不服審查

この統計表は、平成14年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 21 訴訟事件

この統計表は、平成14年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件(賦課又は徴収)と、国側原告事件(滞納処分)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

#### 22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成14年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の 状況について掲げたものである。

#### 23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成14年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

#### 24 税理士

この統計表は、平成15年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

- 141	-
-------	---

### 20 不服審查

(1) 異議申立て

	/ **	コカル「	<u> </u>	_																			
						本		年	度		要	\$	<u>L</u>		理	件	3	数	み	な	す	審	查
	X		分		前	年 度	未	決	本 年	度	に申	<u>立</u>	て	た	件数		計		請	求		件	数
					繰	越	件	数	処分に	係る	るもの	) 不作	為	に係	系るもの								
								件			㑇	F			件			件	:				件
申	告	所	得	税			(	66			267				-			333					-
源		所	得	税				3			11				-			14					1
法		人		税				14			51				-			65					-
相	;	続		税				-			20				-			20					-
贈		与		税				-			6				-			6					-
消		費		税			2	29			108				-			137					2
	価証:	券耳	区引	税				-			-				-			-					-
法	人 特	別	税	等				6			-				-			6					-
地				税				15			98				-			113					2
そ		の		他				-			-				-			-					-
酒				税				-			-				-			-					-
徴	収		劉	係				8			19				-			27					-
	i	計					14	41			580				-			721					5

(2) 審查請求

14)		こってこ	•																		
					本		年	度		要	処		理		件		数	Ţ		±	+
	X	分		前	年 度	未	決	本 年	度	に申	立つ	こた	:件	数	み	な	す	審	查	-	I
				繰	越	件	数	処分に	[係る	るもの	不作:	為に	係る	もの	請	求	<u> </u>	#	数		
							件			件	:			件					件		件
申	告 所	得	税			17	72			134				-					-		306
源	泉所	得	税				4			3				-					1		8
法	人		税			7	75			38				-					-		113
相	続		税			1	16			11				-					-		27
贈	与		税				-			6				-					-		6
消	費		税			5	50			96				-					2		148
有亻	価証券	取引	税				-			-				-					-		-
地	価		税				-			-				-					-		-
法	人特员	引 税	等				6			-				-					-		6
地	方 消	費	税			3	30			85				-					2		117
そ	の		他				1			-				-					-		1
酒			税				-			-				-					-		-
徴	収	関	係				4			4				-					-		8
	計					35	58			377				-					5		740

(1)・(2)共通

調査対象調査期間(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの 平成14年4月1日から平成15年3月31日

- 1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて 異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。
- 2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
	取下げ			全 部		变 更	計	繰 越 件 数
取下げ件数	件 数	件 数	件 数	取消し件数	取消し件数	その他		
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	39	4	173	2	31	-	249	84
-	2	2	4	-	-	-	8	5
-	5	3	21	_	_	-	29	36
-	2	1	12	1	_	-	16	4
-	-	-	6	_	_	-	6	-
-	2	14	68	_	19	-	103	32
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	6	_	_	_	-	6	-
-	2	10	62	_	17	-	91	20
-	-	-	_	_	_	-	-	-
-	-	_	_	_	_	-	-	-
-	9	4	6	_	_	-	19	8
-	61	44	352	3	67	-	527	189

	-		<u> </u>	TITI	٠	111	111	<b></b>
本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
みなす	取下げ			全 部		变 更	計	繰 越 件 数
取下げ件数	件数		件 数		取消し件数			-
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	15	11	106	5	15	-	152	154
-	1	-	1	1	1	_	4	4
-	6	5	33	9	2	_	55	58
-	-	1	16	_	1	_	18	9
-	-	-	-	_	-	_	_	6
-	20	8	35	_	4	_	67	81
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	6	_	-	_	6	-
-	17	8	25	_	2	_	52	65
-	-	-	1	_	-	_	1	-
-	-	-	-	_	-	_	-	-
-	_	2	2	_	_	_	4	4
_	59	35	225	15	25	_	359	381

- 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをい
- う。 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかっ
- たものをいう。 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原 処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

## 21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

(1)	(1) 国側被告事件 																
					前年度	事 件 区分の	本年度	本	年		度	終	紅	ŧ	件	数	本年度
Σ	<u> </u>			分	末係属	変更等 の調整		取下げ	却下	国俱	則国 俱	国 側	差戻し	和 解	その他	計	末係属
					件 数	件 数	件 数			勝 i	斥勝 訴	敗 訴					件 数
					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 数 件
	課	所	得	税	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
		法	人	税	11	-	2	_	-	7	-	-	-	-	-	7	6
第	税	資	産	税	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	関	消	費	税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	天	酒		税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計		15	-	5	-	-	8	-	-	-	-	-	8	12
	徴	行	政	事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執	行(	停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収	損	害!	賠償	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
審	関	そ	の他	民事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	係	簡	易	事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計		-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	<b>e</b>	ì		計	15	-	7	-	-	8	-	-	-	-	-	8	14
	<b>+</b> m	所	得	税	6	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	4	2
	課	法	人	税	2	-	9	-	-	3	-	-	-	-	-	3	8
	税	資	産	税	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
控		消	費	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関	酒		税	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訴	.,,,,		計		10	-	10	-	-	8	-	1	-	-	-	9	11
小山	徴	行	政	事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執		停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収	損	害!	賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審	関	そ	の他	民事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	簡		事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	<b></b>	ì		計	10	-	10	-	-	8	-	1	-	-	-	9	11

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事件についても1件とした。

					前年度	事 件 区分の	本年度	本	年		度	終	結	i	件	数	本年度
区			:	分	件数	変更等 の調整 件 数	件数	取下げ		勝訴	国 側 一 部 :勝 訴	敗 訴	差戻し				末係属件 数
					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	課	所	得	税	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
	TY	法	人	税	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
上	税	資	産	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関	消	費	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	נאו	酒		税	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
告			計		2	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	4	1
	小山上	行	政事	事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徴	執	行係	亭 止	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	収	損	害!	音 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審	関	そ	の他	民事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		簡	易	事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係		計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	台	ì		計	2	-	3	-		4	-	-	-	-	-	4	1
		所	得	税	9	-	4	-	-	5	-	1	-	-	-	6	7
	課	法	人	税	14	_	12	-	-	11	-	_	-	-	-	11	15
審	税	資	産	税	2	_	1	-	-	2	-	_	-	-	-	2	1
	170	消	費	税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
級	関	酒		税	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別	ינאו		計		27	-	18	-	-	20	-	1	-	-	-	21	24
נת	徴	行	政	事件	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	1	-	-	-
	1 <b>±</b> X	執	行係	亭 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	収	損	害!	音 償	-	-	1	-	-	-	-	-	_	-	-	-	1
	関	そ	の他	民事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計	係	簡	易	事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
HI I	「尓		計		-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	台	ì_		計	27	-	20	-	ı	20	-	1	-	-	-	21	26

用語の説明

- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
- 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排斥されたものをいう。
- 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
- 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件(微収関係)

(2)	<u>国俱</u>	原記	5事	<u>件(</u>	徴	収関化	系)																
						前年度	事 区分		本年度	本		年		厚	芰	終	4	吉		件	数	本年	年度
X				分		末係属	変更 の調	等 整		取下け	劫	下		側[	一 部		差戻し	,和	解	その他	計		系属
-							件	数	<u>件数</u>			"		訴		敗 i			7/1	41	<i>m</i>	件	数
	<u></u>	<b>—</b>	,	_	<b>4</b> -	件	1	件	件	件		件	1	4	件	<u> </u>	件		件	件	件		件
**	詐	害		丁	為	-	-	•	1	-		-	1		-	-	-		-	-	1		-
第	名	義		变	更	-	-	-	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
	債	権	E	又	立	-	-		1	-		-	-		-	-	-		-	-	-		1
	そ	の	他	民	事	1	-	-	7	4		-	3	3	-	-	-		-	-	7		1
	簡	支	払	督	促	-	-	-	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
	易	保	全	処	分	-	-	-	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
審	事	強	制	執	行	-	-	.	-	_		-	-		-	-	-		-	-	-		-
	件	くそ	0	D	他	3	-	-	3	1		-	2	2	-	-	_		-	2	5		1
			計			4		-	12	5		-	6	;	-	-	-		-	2	13		3
	詐	害	í	亍	為	-		.	_	-		-	_		_	-	-		_	-	_		-
	名	義	3	变	更	_			_	_		_	_		_	_	_		_	_	_		_
控	債	権		<b>又</b>	立	_			_	_		_	_		_	_	_		_	_	_		_
	そ	の	他	民	事	_	١.		_	_		_	_		_	_	_		_	_	_		_
訴	簡	支	払	督	促	_	١.		_	_		_	_		_	_	_		_	_	_		_
	易	保	全	処	分	_	Ι.		_	_		_	_		_	_			_	_	_		
	事	強	制	執	行	_	l .		_	_		_	_		_				_	_	_		_
審	件		נינוי		他	_			_			_	_		_				_	_	_		_
	IT	٠٠ <u>ر</u>	計		IĽ.							-	_						<u>-</u>	_			-
	詐	害		亍	為		1																
		義		变		-		-	-	_		-	-	'	-	_	-		-	-	-		-
上	名				更	-		-	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
	債	権		ĮΩ	立	-	-	-	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
#	そ 簡	( <del>_</del>	他	民	事	-	-	•	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
告		支	払	督	促	-	-	۱	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
	易		全	処	分	-	-	٠	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
審	事		制		行	-	1 -	٠	-	-		-	-	.	-	-	-		-	-	-		-
	件	くそ		D	他	-	-	•	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-	-		-
			計			-		_	-	-		-	-		-	-	-		-	-	-		-
- <del></del>	詐	害		丁	為	-	-	.	1	-		-	1		-	-	-		-	-	1		-
審	名	義	3	变	更	-	-	.	-	-		-	-	.	-	-	-		-	-	-		-
級	債	権	E	ĮĮ.	立	-	-	.	1	-		-	-	.	-	-	-		-	-	-		1
///	そ		他	民	事	1	] -	.	7	4		-	3	3	-	-	-		-	-	7		1
別	簡		払	督	促	-	] .	.	-	-		-	_		-	-	-		-	_	-		-
	易		全		分	-		.	-	-		-	-		-	_	_		-	-	_		-
合	事		制		行	_		.	_	_		_	_		_	_	_		_	_	_		-
計		てそ			他	3		.	3	1		_	2	,	_	_	_		_	2	5		1
"	- ' '		計	_	ت.	4	1 .		12	5		-	6		_	-	-		-	2	13		3
┷╗╼	<u> </u>							1	・・・		1					1	1	1				<u> </u>	

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件

調査期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日

### 22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

		起		訴		事	1	牛
X	分	前年からの	本年の	起訴件数の	左	の	内	訳
		繰越未決件数	起訴件数	合 計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
		件	件	件	件	件	件	件
申告所	得税	2	-	2	×	-	×	×
法人	税	1	6	7	3	-	-	4
自由大田	計	3	6	9 元 <b>代</b> 44年49日	×	-	×	×

調査期間 平成14年1月1日から平成14年12月31日

(2) 有罪に係る人員及び金額

<u> </u>	1371		<u> </u>		
区	分	懲役刑を科せら	罰		金
		れたものの人員	人	員	金 額
		人	内	人(社)	千円
申告所	行得税	×	×	×	40,000
法 人	、税	4	-	3	56,000
<u>合</u>	計	×	X	X	96,000

調査期間 平成14年1月1日から平成14年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(3) 犯則者違反行為別件数

		אאוונע			
申告	i 所	得 税	法	人	税
該当条項	件	数	該当条項	件	数
	外	件		外	件
第 238 条	-	×	第 159 条	-	3
第 244 条	×	×	第 164 条	3	-
合 計	×	×	合 計	3	3

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

### 23 間接国税犯則事件

#### (1) 検挙及び処理の状況

					酒									
	X	分		免额等			者 吉 类 老	= =	   免許者			小	計	
					製造者	酒類販				74	ы			14
要加。				外	件	<i>9</i> 1	件	外		午	外			件
型	前年度からの	)繰越処理未	済	-	-	-	-		-	-		-		-
処理件	検		挙	-	-	-	-		-	-		-		-
数														
処	通告	処	分	-	-	-	-		-	-		-		-
理	告発{収	税官	吏他分	-	-	-	-		-	-		-		-
1 1	ロボしそ	の	他	-	-	-	-		-	-		-		-
済	不 問	処 処	分	-	-	-	-		-	-		-		-
14	不 問 通 知 不 f	処	分発	-	-	-	-		-	-		-		-
件	不	告	発	-	-	-	-		-	-		-		-
数	処分前公	訴 権 消	滅	-	-	-	-		-	-		-		-
``	•													
本:	年度未処理	里未済件	数	_	-	-	-		-	-		-		-
犯	則に係	る税	額	_	-	-	-		-	_		-		-
通		斗金相当	額	-	-	-	-		-	-		-		-

	X	分		石	油	ガ	ス	税	石	i ii	<u> </u>	税
		71		ほ脱犯	秩序犯	ļ	計			秩序犯		i†
要				件	件	- 外		件	件	件	外	件
鷽前年	度からの	繰越処理未	済	-	-		-	-	-	-	-	-
処〔前年 理(検			挙	-	-		-	-	-	-	-	-
数												
処通	告	処	分	-	-		-	-	-	-	-	-
理告升	€∫収 秒	党 官	吏他分	-	-		-	-	-	-	-	-
	⁵ી૨	の	他	-	-		-	-	-	-	-	-
済不通件不	問	処	分	-	-		-	-	-	-	-	-
件  通	知	処	分	-	-		-	-	-	-	-	-
''  不	<b></b>		発	-	-		-	-	-	-	-	-
数 処:	分前公	訴 権 消	滅	-	-		-	-	-	-	-	-
l												
本 年 ほ	₹未処理	!未 済 件	数	-	-		-	-	-	-	-	-
		,	٠									
犯 則	に原	る一税	額	-	-		-	-	-	-	-	-
通告処	1分罰科	· 金 相 当	額	-	-		-	-	-	-	-	-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 税関分は含まない。

						税		揮	発 注	油	税					
犯し	則 者 な し	が \ :	判 も	明の		計		ほ脱犯	秩序	Œ	計	地	方	道	路	税
外				件	外		件	件	,	件	件					件
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-		-	-					-
	-			-	-		-	-		-	-					-
	-			-	-		-	-		-	-					-
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-	-	-	-					-
	-			-	-		-	-		-	-					-
	-			-	-		-	-		-	-					-
	-			-	-		-	-	•	-	-					-

た ほ脱犯	ば こ  秩 序 狐		た ば こ 特 別 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合	計
件	华	牛	件	件	件	件	件	外	件
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	_	_	-	-	-	_	-
_	_	_	_		_	_	_	_	_
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	-	_	-	_	_

用語の説明 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付 すべき旨を通告したものをいう。

- すべき旨を通告したものをいう。 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知し たものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又 は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

#### (2) 通告処分及び履行状況

					酒			税		
	X	分		製造者	午 調類販	者 売業者	非 免	許者	Ė	<b>i</b> †
要			外	件			外	件	外	件
履	「前年度からσ	D繰越履行未済	<del>-</del>	-	-	-	-	-	-	-
行	通 告	処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
要履行件数	l i	計	-	-	-	-	-	-	-	-
XX										
履行等件数	通告不履行	fによる告発	-	-	-	-	-	-	-	-
1丁 全。	│通 告 後 公 │通 告	訴 権 消 滅		-	-	-	-	-	-	-
件		履行	-	-	-	-	-	-	-	-
数	Į į	計	-	-	-	-	-	-	-	-
本	年度末履行	行未済件数	- (	-	_	-	_	-	_	-
				千円		千円		千円		千円
通	告履行罰程	科金相当額	<u> </u>	-	-	-	-	-	-	-

区分			石		油		税			た	
	ほ	脱	犯	秩	序	犯		計	ほ	脱	犯
要 履〔前年度からの繰越履行未済 行(通 告 処 分 件 計 数			件 - - -			件 - - -		件 - - -			件 - - -
履 (通告不履行による告発 )通 告 後 公 訴 権 消 滅 件 )通 告 履 行 数 計						- - -		- - - -			-
本年度末履行未済件数			- 千円			- 千円		- 千円			- 千円
通告履行罰科金相当額			-			-		-			-

調査対象 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における間接国税の犯則事件 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。 2 税関分は含まない。 用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

		揮		発		油	税			石	ì	<u> </u>	ガ		ス	税	
lä	₹	脱	犯	秩	序	犯	言	†	ほ	脱	犯	秩	序	犯		計	
			件			件		件			件			件			件
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			- T III			- - m		- ~m			- ~m			- ~m			- - m
			千円			千円		千円			千円			千円			千円
			-			-		-			-			-			-

ば	Z	税	合	計
秩 序	犯	計		
	件	件	外	件
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	- 	- -	-	- -
	千円	千円		千円
	-	-	-	-

#### (3) 酒税の違反行為別検挙件数等

						免					許			
区		分	酒	類:	製造	者	洒岳	まもろ	み製i			類卸	売 業	者
			件数		数量	税額	件数	犯則		 税額	件数	犯則		税額
			件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
第第	54	条 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第	55	条	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
第 56 条	第1項		-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-
第 56 条			-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-
第56条			-	_	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-
第 56 条			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
第 56 条			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第 56 条			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第 56 条	第1項	第7号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	58	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第第	59	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	60	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		<b>73</b> \												
合		計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		н												
犯則者が	判明し	ないもの	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示した ものである。 (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

_ ` '																				
揮	1 2	発	油	税		石	油		税	石	- 7	油	ガ	ス	税	7	<u> </u>	ば	IJ	税
該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	₹ 월	4	条	項	件数	該	当	条	項	件数
				件					件						件					件
第27	条第	1項	第1号	-	第24	<b> </b> 条第	1項第	第1号	-	第28	8条	第1	項第	第1号	-	第28	条第	1項	第1号	-
第27	条第	1項	第2号	-	第24	<b> 条第</b>	1項第	第2号	-	第2	8条	第1	項	第2号	-	第28	条第	1項	第2号	-
第 2	8 条	第	1号	-	第	25 条	第	1 号	-	第	29	条	第	1 号	-	第	29 条	第	1号	-
第 2	8 条	第	2 号	-	第	25 条	第	2 号	_	第	29	条	第	2 号	-	第	29 条	第	2 号	-
第 2	8 条	第	3 号	-	第	26 条	第	1 号	_	第	29	条	第	3 号	-	第	30 条	第	1号	-
第 2	9条	第	1号	_	第	26 条	第	2 号	_	第	30	条	第	1号	_	第	30 条	第	2 号	-
第 2	9条	第	2 号	_	第	26 条	第	3 号	_	第	30	条	第	2 号	_	第	30 条	第	3 号	_
第 2	9条	第	3 号	_	第	26 条	第	4 号	_	第	30	条	第	3 号	_	第	30 条	第	4 号	_
第 2	9条	第	4 号	_						第	30	条	第	4 号	_					
		•	_																	
合			計	-	合			計	_	合				計	-	合			計	_

電源開発促	進 税	印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項 件数	攵
	件	1	牛
第 13 条 第 1 項	-	第22条第1項第1号 -	
第 14 条 第 1 号	-	第22条第1項第2号 -	
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条 -	
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条 -	
		第 25 条 第 1 号 -	
		第 25 条 第 2 号 -	
		第 25 条 第 3 号 -	
		第 25 条 第 4 号 -	
		第 26 条 第 1 号 -	
		第 26 条 第 2 号   -	
<u>合</u> 計	-	合 計 -	

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に 示したものである。

者						非	——— 免	許	者		計	_				うち	密輸
		小	売	業		∃F	无	計	13		ĒΙ			入 酒		係る	もの
件数	犯	則	数:	量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	
件		1		kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

た	ば	J	特	別	税	,	取	3		所	税	舻	ī	空	機	燃	料	税	地	方	道	路	税
該	当	条	項	Į	件数	該	= 기	4	条	項	件数	診	友	当	条	頂	ĺ	件数	該	当	条	項	件数
					件						件							件					件
第21	条第	1項	第1	号	-	第	14	条	第	1 項	-	第2	20 余	₹第	1項	第1	号	-	第15	条第	1項第	第1号	-
第21	条第	1項	第2	号	-	第	15	条	第	1 号	-	第2	20 余	₹第	1項	第2	号	-	第15	条第	1項第	第2号	-
第	5 2	22	条		-	第	15	条	第	2 号	-	第	21	条	第	1 -	号	-	第	15	条 0	2	-
												第	21	条	第	2 -	号	-					
												第	21	条	第	3 +	号	-					
合			訁	ł	-	台	Ì			計	-	<b>£</b>	ì			盲	t	-	饣			計	-

### 24 税 理 士

#### 税理士登録者数

X	:	分	弁護士	公 認 会計士	試 験 合格者	試 験 免除者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特別試験 合格者	合 計
			人	人	人	人	人	人	人	)
平成	10	年度	5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038
	11		5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
	12		7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
	13		7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014
	14		7	150	1,116	583	11	10	1,124	3,001

#### 調査時点 用語の説明

平成15年3月31日

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行(昭和26年7月15日)の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に 合格した者をいう。

付 録

- 所得税の控除及び税率の変遷
- 法人税の税率の変遷 酒類の税率の変遷 たばこの税率の変遷 平成14年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

	- /											
		平成 10 年   平成 11 年   平成 12 年   平成 13 年   平成 14 年										
	基礎控除	380,000円										
	配	380,000円										
	/⊞	年齢70歳以上の老人控除対象配偶者										
	偶	480,000円										
	者	同居している特別障害者である控除対象配偶者										
	13	730,000円										
	控	同居している特別障害者である老人控除対象配偶者										
	11	830,000円										
所	除	(控除対象配偶者の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)										
' '		380,000円										
		合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する										
	配	配偶者に所得がある場合の控除額の調整										
	AU	空間は大きない。										
		5万円未満 38万円										
		5~10万円未満 33万円										
	偶											
		10~15万円未満 28万円										
		15~20万円未満 23万円										
	者	20~25万円未満 18万円										
	Ή	25~30万円未満 13万円										
		30~35万円未満 8万円										
得		35~38万円未満 3万円										
1,2	特	38万円 0円										
		控除対象配偶者以外の 配偶者の所得 控除額										
	別	配偶者の場合 38超~40万円未満 38万円										
	נים	40~45万円未満 36万円										
		45~50万円未満 31万円										
		50~55万円未満 26万円										
	控	55~60万円未満 21万円										
		60~65万円未満 16万円										
		65~70万円未満 11万円										
	除	70~75万円未満 6万円										
	<b>र</b> रा											
控		75~76万円未満 3万円										
		76万円以上 0円										
		380,000円										
	++	年齢16歳未満の年少扶養親族										
	扶	480,000円										
		年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族										
		580,000円 630,000円										
		年齢70歳以上の老人扶養親族										
	<b>±</b>	480,000円										
	養	ただし、老人扶養親族のうち同居している老親										
		580,000円										
		同居している特別障害者である扶養親族										
,,		730,000円										
除	1.0	同居している特別 <u>障害者である年少</u> 扶養親族										
	控											
		同居している特別障害者である特定扶養親族										
		930,000円 980,000円										
		同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)										
		830,000円										
	除	同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)										
		930,000円										
		(扶養親族の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)										
		,										

[	区分	平成 10年   平成 11年   平成 12年   平成 13年   平成 14年
		控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)
	害	270,000円
	者	障害者のうち、特別障害者に該当する場合 400,000円
		350,000円
	老	老年者控除
所	年	500,000円
	者	(所得要件等) (1) 障害者
		所得要件なし
	寡	(2) 老年者
		その年12月31日において65歳以上で年間所得1,000万円以下の者
	婦	(3) 寡婦(寡夫)   寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)
	•	1 . 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親
	寡	族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配
	夫	
\ \ !=	及	2 . 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合    計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者
得	び	特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得
	勤	金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)
		│ 寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者  で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶
	労	者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控
	学	除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)
	生	
	控	勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者
	除	
		(1) 雑損控除
控	そ	住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額
,		の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額  は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額
	の	(2) 医療費控除
		支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等
	他	の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない方の金額を超える金額(最高200万
	1E	円)  (3) 社会保険料控除
		支払額の全額
	の	(4) 小規模企業共済等掛金控除
		小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金支払額の全額
	所	金叉払額の主領  (5)   寄付金控除
除		国又は地方公共団体に対する寄付金
	<b>.</b> ₽	社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金
	得	政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。
		13 本 ~ 日本 (17    日本 日本 ~ 20    17
	控	
	除	
	13.	

	区分	平成 10 年   平成 11 年   平成 12 年   平成 13 年   平成 14 年
		(6) 生命保険料控除
所	そ	一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当て はめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円)
	の	「個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当ては めてそのBの金額を基に計算した金額
得	他	し (最高5万円) ∫ 25,000円までの場合 — (最高5万円) A又はBの金額
113	0	25,000円を超え50,000円までの場合 ——— (A又はB)×1/2+12,500円 50,000円を超える場合 ————— (A又はB)×1/4+25,000円
控	所	(7) <b>損害保険料控除</b>
狂	得 控	家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等 長期保険料の計の金額(A)(Aの金額が10,000円を 超える場合はA×1/2+5,000円) (最高15,000円)
除	除	+
		短期保険料の計の金額(B)(Bの金額が2,000円を超 える場合はB×1/2+1,000円) (最高3,000円) (最高限度額15,000円)
		配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円
税	配业	に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額につい て 5 %
	当 控	証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)
額	除	ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離 課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当 所得は配当控除の対象とならない。
	<ul><li>外額</li><li>国控</li></ul>	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する 金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加 え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。
控	税 除 住 特	新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合の
	宅取別	その住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出 した額を所得税額から控除する。
除	1日 1守	(午间の所待安計)
1.3.	$\mathcal{N} \cup \mathcal{N}$	(控除期間)
	金 等 除 政 金	
そ	党 等 別	いう)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、 寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することがで きる
	寄 控 付 除	・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円)×30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額
0	特	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低 限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収
	別	入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。
他	控 除	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗 により分離課税する。

[	区分	平成 10 年   平成 11 年   平成 12 年   平成 13 年   平成 14 年
		(3) 譲渡所得
		総合課税
	特	譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の
		2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額
	別	に算入する。 - 分離課税
		カ麻麻枕   譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除
	控	して分離課税する。
そ		(4) 一時所得
	除	収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除
	44	し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。
	給 与	収入金額が180万円以下の場合 収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)
	所	収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額×30%+18万円
	得	収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額×20%+54万円
	控	収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額×10%+120万円
	<u>除</u>	収入金額が1,000万円超の場合 収入金額×5%+170万円
	給者支	│ │ 給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告 │
	与の出 所特控	
	得定除	
	(i) XC (ii)	青色事業専従者給与
の	専 青	青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみ
	色	て労働の対価として相当であると認められる金額
	従申	白色事業専従者控除
	•	500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)] 配偶者の場合
	者	1000000000000000000000000000000000000
	特	青色申告特別控除
	控別	事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付
	·- 控	けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者
	除除	450,000円 550,000円   上記以外の青色申告者 (450,000円)
	ن الم	100,000円
		定額控除と定率控除の合計
他	公	定額控除
	的	1,000,000円(65歳未満の者500,000円)
	年	定率控除   定額控除後の年金収入が
	金 等	
		720万円以下の場合
	控	720万円を超える場合 (定額控除後の金額-720万円)× 5%+144万円
	除	最低控除額
		1,400,000円(65歳未満の者700,000円)
		330万円以下
	税	10%
	,,,,	330万円を超え900万円以下
		20%
		900万円を超え1,800万円以下
		30% 30% 30% 1.800万円を超え3,000万円以下 1.800万円を超える全額
		1,800万円を超え3,000万円以下 1,800万円を超える金額 40% 37%
	率	3,000万円超
	•	50%
1		

2 法人税の税率の変遷

	_					ル航半い友					
	<u>×</u>	5		62.4.1以降終了	平元 . 4 . 1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始			
各	**	苴	留但	420/	400/						
事	晋	基本税	分	42%	40%	37.5%	34.5%	30%			
未		率	能 当 分	32%	35%						
年			所		<b>Æ</b> 0 /		N T				
度		軽	得		年 8 (	) 0 万円	以下				
		減	ᅜ								
所			保	30%	29%						
得			分配			28%	25%	22%			
に	人	率	当分	24%	26%						
対	ţ	岛	留保	<b>97</b> 0/	27%	0.70/	05%	00%			
す		,	水分	27%	一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%			
	A A	且 	分配				一定の協同組合等の				
る			当 分	22%	25%	所得10億円超分30%	所得10億円超分30%	所得10億円超分26%			
税	公主	益法	人		27%		25%	22%			
率		等			2270						
涓		積	‡								
舅		立成金の課金の記録を表現しています。									
月得		から	部分	(積立金	さない)						
17		ァ	普	37%	35.2%	33%					
文		,	乪	62.4.1以降の	元、4、1以降の	2.4.1以降の	30.7%	27.1%			
ਰ		_	太人	解取又は言併から 適 用	解散又は合併から適用	解取又は古田 から 適 用					
Z		の	協	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u>24.8%</u> 62.4.1以降の	,, <u> </u>					
秘			同組		20.5%						
译		他	合等		解散又は合併から適用		23.1%				
同		資Z		カートゥ	·- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	D. 声光ケウナ 0.5%	¥1≠ <del>1</del>				
族会		基	準	貧本金の	25%相当額からその	り事業中度末の利!	<b>益頼</b> 五金額を控除	した金額			
社	穑		得								
の	立	基	準								
の留保	金	定	額								
金	<u>ار</u> کارا		年1,500万円								
及	注対										
び	る										
	税率			年 年 年	3,000万円	超 超	15%				
		<u></u>		——————————————————————————————————————	1億円	但	20%				
		年3 立3									
		<u>サ</u>		退職年金業	養務等を行う法人のi	<b>退職年金等積立金</b>	の額の1%	非課税			
税 率											
								i.			

### 3 酒類の税率の変遷

Σ	☑ 分	昭和59.	5.1以降	平成元.4.1以降	平4.4.1以降	平6.5.1以降
	特 級	従量税	従価税	従量税 従価税廃止		
清	(15度)	570,600円/kl	税率 150/100 (非課税限度額あり)	(級別の廃止)		
酒	一 級 (15度)	279,500円/kl	-	184,300円 / kl	133,700円/kl	140,500円/kl
	二 級 (15度)	107,900円/kl	-	117,000円/kl		
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円/kl		222,000円/kl

区分		分	平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類		類 (40度)	982,30	982,300円/kl		409,000円/kl	
しょう	甲类	類 (25度)	119,800円/kl	155,700円/kl	201,900円/kl	248,10	00円/kl
ちゅう	乙类	類 (25度)	70,800円/kl	102,100円/kl	I 150,700円/kI 199		199,400円/kl

	X	分	平成12.10.1以降	
いれい	甲類	(25度)	248,100円/kl	
ちゅう	乙類	(25度)		

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

### 4 たばこの税率の変遷

		X			分	•	平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降
紙	差	Ē	た	ば	ā	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円
パ	イプ	たば	<b>.</b>	葉巻	たばる	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
刻み	<b>,たばこ、</b>	かみ用	及びか	ぎ用の製	製造たばる	1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円
旧	3 級	品(	の 紙	巻た	: ばっ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円

(注) 平成10年12月1日たばご特別税施行

#### 平成 14 年度税制改正の要綱

(平成 14 年 1 月 17 日 | 閣 議 決 定

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

#### 一 連結納税制度

連結納税制度を創設することとし、次の措置を講ずる。

- 1 基本的な仕組み
- (1) 適用法人、適用方法

税制度の適用法人は、内国法人である親会社(100%子会社に該当するものを除く。) と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人 (100%子会社)とする。

会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として、連結納税制度を適用しようとする事業年度の6月前までに承認申請書を提出し、その事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受けるものとする。また、一旦選択した場合には継続して適用するものとする。

会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた 100%子会社は、連帯納付責任を負うものとし、連結所 得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

(2) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

- イ 連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。
- ロ その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を 基礎として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。

連結グループ内の法人間の取引

連結グループ内の法人間で、資産(固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延 資産(これらの資産のうち帳簿価額 1,000 万円未満のものを除く。)とする。)の移転を 行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転等の時に、そ の移転を行った法人において計上する。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている 100%子会社(以下「連結子会社」という。)の株式 を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時におい て、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

連結欠損金額

- イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
- ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額は、親会社の前5年以内に生じた欠損金額等一定のものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する。
- ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、2年間の措置として、 次の税率に2%を上乗せする。

- イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%
- ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率(年800万円以下の部分) 22%
- ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%
  - (注)親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は23%、親会社が特定の協同 組合等に該当する場合の特例税率は26%とする。
- (3) 連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入、連結グループからの離脱

連結納税制度の適用を受ける法人又は連結グループに加入する法人について、その適用の開始又は加入の前後でみなし事業年度を設け、その前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、その後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。

連結グループから離脱した法人は、その連結事業年度開始の日に離脱したものとみな し、5年間再加入を認めない。

連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入に際しては、適用開始法人又は加入法人の資産(固定資産、土地等、金銭債権、有価証券又は繰延資産(これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。)とする。)については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。

ただし、次に掲げる法人(加入の場合は、二からトまでに掲げる法人)については、 資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。

- イ 親会社
- ロ 株式移転に係る完全子会社
- 八 親会社に長期(5年超)保有されている100%子会社
- 二 親会社又は100%子会社により設立された100%子会社
- ホ 適格合併に係る被合併法人が長期保有していた 100%子会社でその適格合併により 親会社の 100%子会社となったもの等
- へ 法令の規定に基づく株式の買取り等により親会社の100%子会社となったもの
- ト 株式交換に係る完全子会社(その完全子会社に長期保有されていた 100%子会社を 含む。)で一定の要件を満たすもの
- 2 連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度の取扱い

受取配当については連結グループ内の連結子会社からの受取配当について負債利子を控除せずその全額を益金不算入とすることとし、減価償却費については連結グループ内の各法人の個別計算によることとする等、連結所得金額・連結税額の計算に係る諸制度については、連結グループを一体として要件の判定や計算等を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な観点も踏まえて、措置を講ずる。

3 租税回避行為の防止

多様な租税回避行為に適切に対応するため、包括的な租税回避行為防止規定等を設ける。

4 その他の整備

質問検査権、罰則等について所要の整備を行う。

5 適用関係

連結納税制度については、平成 14 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用する。

また、連結納税制度の創設に伴い、承認に関する経過措置を講ずる。

6 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、以下の措置を講ずる。

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

連結納税制度を選択した法人に対する付加税(いわゆる連結付加税)の導入 連結所得に対する法人税の税率に、2年間の措置として、付加的に2%を上乗せする。 連結子会社の連結前欠損金の持込み制限

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額について、親会社等のものを除き連結納税制度の下での繰越控除の対象外とする。 創設当初の加入子会社等の適用時期の特例(新規子会社等の加入制限)

連結納税制度の承認に関する経過措置の適用を受ける場合には、最初の連結事業年度中に連結グループに加入する法人及び連結納税制度の適用開始時の100%子会社のうち、一定のものについては、翌連結事業年度まで連結グループに加入できないものとする。

#### (2) 課税ベースの見直し

受取配当の益金不算入制度について、特定利子に係る措置を廃止するとともに、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合を80%から50%に引き下げる。ただし、中小法人及び協同組合等に関する経過措置等を講ずる。

退職給与引当金制度を廃止し、その廃止前の退職給与引当金勘定の金額については 4年間(中小法人及び協同組合等にあっては10年間)で取り崩す。

経過措置により存置されている旧特別修繕引当金制度を廃止し、その廃止前の旧特別修繕引当金勘定の金額については4年間で取り崩す。

#### (3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は2年間の措置として導入することとしたことから、2年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況等を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。

(連結納税制度の詳細については、別紙のとおり。)

#### 二 中小企業関係税制

- 1 同族会社の留保金課税の軽減等
  - 同族会社の留保金課税制度について、次の措置を講ずる。
- (1) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者に該当する法人で前事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額及び開発費の額の合計額の収入金額に対する割合が100分の3を超えるものを措置の対象に加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、2年間の措置として、その5%に相当する金額を軽減する。
- 2 交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ 交際費等の損金不算入制度について、資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人に係る定 額控除限度額を 400 万円(現行 300 万円))に引き上げる。
- 3 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち当該会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合に限り、当該相当する部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の課税上、その課税価格を10%減額する措置を講ずる。

当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が10億円未満であること。 被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を有しており、相続人が引き続き有し、かつ、役員として当該会社の経営に従事していたこと。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注)上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相 続税について適用する。

#### 4 その他

- (1) 中小企業投資促進税制について、機械装置の取得価額の最低限度を 160 万円(現行 230 万円)に、リース費用総額の最低限度を 210 万円(現行 300 万円)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成 15 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (平成 15 年分)の特別税額控除割合を引き続き 100 分の 10 とする。
- (3) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

#### 三 金融・証券税制

- 1 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組
- (1) 老人等の少額貯蓄非課税制度(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度をいう。)は、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等(以下「障害者等」という。)に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。

(注)上記の改正は、平成18年1月1日から適用する。

なお、年齢 65 歳以上の者(障害者等に該当する者を除く。)の有する改正前の老人等の 少額貯蓄非課税制度の適用対象とされていた預貯金等につき平成 18 年 1 月 1 日以後に支 払を受けるべき利子等のうちに当該利子等の計算期間の初日から平成 17 年 12 月 31 日まで の期間に対応する部分がある場合には、その対応する部分の利子等については、従来どお り非課税とする。

- (2) 平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間の老人等の少額貯蓄非課税制度の適用については、 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度にあっては、同制度の適用対象者(障害者等に該当する者を除く。)のうち平成 14 年 12 月 31 日において非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有していない者は、郵便貯金の預入の際に非課税郵便貯金申込書を、 老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度にあっては、これらの制度の適用対象者(障害者等に該当する者を除く。)は、非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書(非課税貯蓄限度額変更申告書及び特別非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。)を、それぞれ提出できないこととする。
- 2 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例の創設
- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、証券会社に一定の要件を満たす特定 口座(一の証券会社につき一口座に限る。)を設定し、当該特定口座を通じて取得等をした 上場株式等で当該特定口座におい管理されているもの(以下「特定口座内上場株式等」と いう。)を譲渡した場合において、当該特定口座外に当該特定口座内上場株式等と同一銘柄 の上場株式等を有しているときは、これらの同一銘柄の上場株式等は、それぞれその銘柄 が異なるものとして、これらの同一銘柄の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計 算等を行うこととする。
- (2) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が選択をした特定口座において、特定口座内上場株式等の譲渡をした場合には、証券会社は、その譲渡代金の支払の際、一定の方法により計算をした差益について、15%の税率による所得税を徴収し、これを翌月10日までに納付するものとする。
  - この場合において、その年分の株式等の譲渡に係る譲渡所得等につき確定申告をするとき は、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行う ことができることとする。
- (3) 証券会社は、その年の特定口座内上場株式等に係る年間譲渡損益その他一定の事項を記載した報告書(年間取引報告書(仮称))を作成し、これを、翌年1月31日までに、特定口座内上場株式等の譲渡の対価の支払調書の提出に代えて当該証券会社の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、当該特定口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付するものとする。
- (4) その他所要の措置を講ずる。
  - (注)上記の改正は、平成15年1月1日から実施する。
- 3 新株予約権制度の施行に伴う税制上の整備 商法の一部改正による新株予約権制度の施行に伴い、次の措置を講ずる。
- (1) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度(ストック・オプション税制)について、次の改正を行う。

適用対象者の範囲に、新株予約権の付与決議のあった株式会社が発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は出資の総数の 100 分の 50 を超える数の株式(議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。)を直接又は間接に保有する関係にある法人の取締役又は使用人である個人(当該付与決議のあった株式会社の大口株主及びその特別関係者を除く。)等を加える。

その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額を 1,200 万円 (現行 1,000 万円) に引き上げる。

新株予約権の付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約の要件として、当該新株予約権の行使をすることができる期間が当該付与決議の日から10年以内とされていること及び当該新株予約権の譲渡をすることができないこととされていること等を定める。

- (2)個人又は法人に対して有利発行の特別決議に基づき新株予約権の付与(無償によるものに限る。)をした株式会社は、当該個人又は法人からの当該新株予約権の行使(ストック・オプション税制の適用を受けるものを除く。)があった場合には、当該個人又は法人の各人別に、その者の氏名又は名称及び住所、新株予約権を行使した日、新株予約権の行使に係る株式の種類及び数量並びに当該行使に係る権利行使価額その他の事項を記載した調書を、その新株予約権の行使をした日の属する年の翌年1月31日までに、当該株式会社の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。
- (3) その他上記(2)の調書に関する質問検査権等を定める。
  - (注)上記の改正は、平成14年4月1日以後の新株予約権の有利発行の特別決議に基づいて締結する契約により与えられる新株予約権に係るものについて適用する。

## 4 その他

- (1)銀行業・証券業・保険業を営む外国法人(合算課税制度上の特定外国子会社等、国内取引相手の過少資本税制上の国外支配株主等に該当する一定の者等を除く。)外国の中央銀行又は国際機関が、一括清算法の対象者である国内の指定金融機関又は日本銀行との間で、一括登録国債、外国の国債・政府機関債・地方債、国際機関債、外国のこれらの債券の発行体の保証債又は外国の一定の金融機関債を用いて行う一定の要件(取引期間6か月以内等)を満たす債券の買戻又は売戻条件付売買取引で、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する取引により支払を受ける貸付金の利子について、本人確認手続等所要の規定を整備した上、所得税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。
- (2) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (3) 長期所有上場特定株式等を譲渡した場合の100万円特別控除の適用対象となる上場特定株式等の範囲に、証券取引所に上場されている未公開株式等投資法人(その有する資産を内国法人の未公開株式等に対する投資として運用する一定の投資法人をいう。)の投資口を加える。
- (4) 償還差益に対する分離課税等の特例制度について、原則として、割引の方法により発行される公社債(以下「割引債」という。)のすべてにつき、発行時の源泉徴収の対象とする整備を行うとともに、短期社債等の振替に関する法律に規定する短期社債等については、その保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わな

いこととする。

- (5) 特定株式投資信託の要件に関し、証券取引所に新たに上場される株価指数連動上場投資信託に対応するための所要の整備を行う。
- (6) 外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等については、配当 控除及び受取配当の益金不算入を適用しない。
- (7) 特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する株式との交換をした場合の当該特定株式投資信託の受益証券の譲渡による課税の特例を廃止する。
- (8) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、国外で多数向けに募集された外国投資信託で証券投資信託に類するもの(国内で募集されたものを除く。)が支払を受ける一括登録国債の利子を、一定の要件の下に、非課税の対象とする。
- (9) 自己株式の処分に伴って生ずる譲渡益・譲渡損に相当する金額については、資本積立金額の増加・減少金額とする。

## 四 社会経済情勢の変化への対応

- 1 土地・住宅税制
- (1) 一定の要件を満たす中高層の耐火建築物及びその敷地を、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に一体として取得した場合には、当該中高層の耐火建築物及びその敷地の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25(本則1,000分の50)等に軽減する。
- (2) 平成 15 年 12 月 31 日までその適用が停止されている土地・建物等に係る長期譲渡所得に 対する税率について、課税長期譲渡所得金額 8,000 万円超の部分の 30%の税率を廃止する とともに、当該部分の税率を 25% とする。
- (3) 収用交換等による資産の譲渡が、公共事業施行者から当該資産につき最初の買取り等の申出のあった日から6月を経過した日後に行われている場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が当該申出のあった日から6月を経過した日までになされているときは、一定の要件の下で、収用交換等の5,000万円特別控除の適用を認める。
- (4) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の 課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、 地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する 一定の修繕又は模様替えを加える。
  - (注)上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成14年4月1日以後に自己の居住の 用に供する場合について適用する。
- (6) 阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限を3年延長する。
- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

## 2 環境・福祉への配慮

(1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備等の見直しを行う ととも に、一定の設備に係る基準取得価額を取得価額の 100 分の 50 相当額(現行 100 分の 75 相 当額)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 再商品化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年 延長する。

次の設備を適用対象に加える。

- イ 建設混合廃棄物選別設備のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設 の前処理として使用されるもの
- ロ 廃木材乾燥熱圧装置、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備 ペットボトルリサイクル設備、建設廃棄物再生処理装置(破砕装置、加熱混合装置) 及び生ゴミ処理機を適用対象から除外する。

再生紙製造設備に係る基準取得価額を取得価額の 100 分の 50 相当額 (現行 100 分の 75 相当額)に引き下げる。

償却割合を 100 分の 23 (現行 100 分の 25) に引き下げる。

- (3) 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物の範囲に一定の増改築等を加えた上、割増率を100分の10(現行100分の12)に引き下げる。
- (5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (6) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- (7) 山林に関する相続税について、次の措置を講ずる。

個人が相続又は遺贈により取得した山林(立木及び林地)のうち被相続人が森林施業計画を作成しており、かつ、相続人が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続していた場合の当該森林施業計画が作成されている区域内に存する山林については、相続税の課税上、その課税価格を5%減額する措置を講ずる。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用を停止する。

(注)上記の改正は、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、その適用要件である森林施業計画に係る立木の価額の課税相続財産の価額に占める割合を20%以上(現行30%以上)に引き下げるとともに、利子税の割合を年0.6%[年1.2%](現行年1.6%[年3.0%])に引き下げる。

- (注)利子税の割合の本書きは、利子税の割合の特例措置の適用後の利子税の割合(公 定歩合が年0.1%の場合)であり、[]書きは、利子税の割合の特例措置の適用前 の利子税の割合である。
- (8) 自動車リサイクル法(仮称)の制定及び道路運送車両法の改正により、マニフェスト (仮称)が義務付けられるとともに抹消制度が整備されることに伴い、マニフェスト(仮称)により、使用済み自動車が適正に解体処理されたことが陸運支局長等により確認された場合に、自動車検査証の有効期間の残期間に相当する自動車重量税額を還付する措置を講ずる。
  - (注)上記の改正は、自動車リサイクル法(仮称)によりマニフェスト(仮称)が義務

付けられるとともに道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

- 3 沖縄の経済振興等に係る税制上の措置 沖縄振興特別措置法(仮称)の制定等に伴い、次の税制上の措置を講ずる。
- (1) 金融業務特別地区(仮称)内において新設された法人のうち、専ら同地区内で金融業又は金融関連業務を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業又は金融関連業務から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、所得控除額は金融業務特別地区内における人件費の100分の20を限度とし、下記(2)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (2) 金融業務特別地区(仮称)内において新増設された金融業又は金融関連業務用の建物等、機械装置及び特定の器具備品について、取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (3)特定情報中枢機能振興地区(仮称)内において新設された法人のうち、専ら同地区内で特定の情報中枢事業を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認定法人については、その設立後10年間、同地区内で営む特定の情報中枢事業から得られた所得について、100分の35の所得控除を認める。ただし、下記(6)の特別税額控除制度との選択適用とする。
- (4) 産業総合振興地域(仮称)内において新増設された工業等の用に供される機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34(建物等については、100分の20)の特別償却又は取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除の選択適用を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。
- (5) 沖縄振興特別措置法(仮称)において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、次の税制措置を講ずる。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が取得する承認経営革新計画に定める機械装置、特定の器具備品及び建物等について、取得価額の100分の34(建物等については、100分の20)の特別償却又は取得価額の100分の15(建物等については、100分の8)の特別税額控除の選択適用(一定の要件を満たすリース資産(機械装置及び器具備品に限る。)についても、特別税額控除を適用)を認める。ただし、特別税額控除額は、当期の法人税額の100分の20を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。

経営基盤強化計画を実施する沖縄の中小企業者が有する機械装置及び建物等について、100分の27の割増償却を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の組合等が構成員に賦課する負担金について特別 償却を認め、増加試験研究費の特別税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負 担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。

経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻 し還付を認める。 (6) 沖縄振興開発特別措置法に基づいて講じられている次の措置については、次のとおり拡充又は適用期限の延長を行う。

特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除制度の認定期限を平成 19 年 3 月 31 日まで延長するとともに、自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等 を新増設した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を 5 年延長する。

情報通信産業振興地域において情報通信産業用機械等を新増設した場合の特別税額控除制度について、対象業務及び対象設備を拡充した上、その適用期限を5年延長する。

観光振興地域について、地域指定要件及び対象施設要件の緩和を行った上、同地域に おいて特定民間観光関連施設を新増設した場合の特別税額控除制度の適用期限を5年延長 する。

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を5年延長する。

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を5年延長する。また、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の措置として、対象となる路線に、沖縄県の離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線のうち特定離島路線に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象とされている路線を加える。

(7) 次の復帰特別措置の適用期限を5年延長する。

県産酒類に係る酒税の軽減措置

揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置

輸出物品販売場に係る消費税の特例措置

#### 4 その他

- (1) 2005 年日本国際博覧会出展準備金(仮称)制度を創設する。
- (2) 全国新幹線鉄道整備法において新幹線鉄道大規模改修引当金(仮称)が義務付けられる ことに伴い、新幹線鉄道大規模改修準備金(仮称)制度を創設する。
- (3) 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却制度について、漁業経営改善計画(仮称)を実施する漁業者が取得する漁船につき、5年間普通償却限度額の100分の14の割増償却を認める措置に改組する。
- (4) 中小漁業構造改善計画に基づき漁業者が建造する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁業経営改善計画(仮称)を実施する漁業者が、漁船を取得した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1,000分の3(本則1,000分の4)に軽減する措置に改組した上、その適用期限を2年延長する。
- (5) 公益法人等の収益事業に係る課税について、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業を請負業の範囲から除外する。
- (6) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次に掲げる法人を加える。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体 として指定された民法法人

障害者スポーツの総合的な普及振興及び障害者スポーツを行う他の団体に対する支援を主たる目的とする民法法人でその業務が全国の区域に及ぶもの

(7) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人を加える。

(8) 認定NPO法人制度について、認定要件の一部を緩和する。

## 五 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 中小企業新技術体化投資促進税制
- (2) 沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別税額控除又は特別償却
- (3) 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- (4) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- (5) 再生資源分別回収設備の特別償却
- (6) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- (7) 拠点地区における産業業務施設の特別償却
- (8) 低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- (9) 自由貿易地域投資損失準備金
- (10) 創業中小企業投資損失準備金
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (12) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (13) 新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (14) 沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する 登録免許税の税率の軽減
- (15) 鉄道事業者が日本鉄道建設公団から無償で取得する鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税
- (16) 沖縄の料飲店用輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減

# 2 縮減等

#### (1) 特別償却

公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。

- イ 一般公害防止用設備の構築物に係る償却割合を 100 分の 12( 現行 100 分の 16) に引き下げる。
- ロ 脱特定物質対応型設備に係る取得価額の最低限度を 230 万円(現行 200 万円)に引き上げる。

電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備の範囲の見直しを行う。

船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を 100 分の 10( 現行 100 分の 16) に引き下げる。

特定中核的民間施設等の特別償却制度のうち、山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

法律の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度の建物等に係る取得価額の最低限度を 2,000 万円(現行1,700 万円)に引き上げる。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 9 (現行 100 分の 10)に引き下げる。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

- イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行う。
- 口 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置について、償却割合を、機械装置にあっては 100 分の 12 (現行 100 分の 14)に、建物等にあっては 100 分の 6 (現行 100 分の 7)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成 15 年 6 月 30 日まで延長する。

特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

- イ 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、加入者系光ファイバケーブルに係る償却割合を100分の6(現行100分の7)に引き下げるとともに、電気通信事業者が取得する次世代インターネットプロトコル対応のルーター(事業所と加入者間の事業所側に設置するものに限る。)につき100分の12の特別償却を認める。
- ロ 電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、回線切替装置に係る償却割合 を100分の5(現行100分の6)に引き下げる。
- ハ 不正アクセス対策用設備に係る特別償却について、ファイアウォール装置に係る償却割合を 100 分の 15(現行 100 分の 20)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、食品流通構造改善促進法の共同利用施設及び食品商業集積施設に係る措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。

特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、機械装置に係る 償却割合を 100 分の 20 (現行 100 分の 22)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長す る。

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の9(現行100分の10)に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を2,800万円超(現行2,500万円超)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

医療用機器等の特別償却制度について、一般の医療用機器に係る取得価額の最低限度 を500万円(現行400万円)に引き上げる。

農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、共同改善計画に係る措置の割増率を 100 分の 12(現行 100 分の 14)に引き下げた上、林業経営改善計画に係る措置及び共同改善計画に係る措置の適用期限を 2 年延長する。

優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数 35 年以上のものにあっては 100 分の 40 (現行 100 分の 44)に、耐用年数 35 年未満のものにあっては 100 分の 30 (現行 100 分の 32)にそれぞれ引き下げるとともに、都心共同住宅に係る措置の適用対象から高度利用地区の区域及び再開発地区計画の区域内の建築物を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を100分の12(現行100分の16)に引

き下げるとともに、対象資産に係る規模要件を引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

# (2) 準備金等

海外投資等損失準備金制度について、特定の海外債権に係る措置を廃止した上、その 適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、次の見直しを行う。

- イ 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用の積立てについて、積立率を 100 分の 10 (現行 100 分の 13)に引き下げるとともに、積立限度額を年 5 億円 (現行年 6 億 5,000 万円)に引き下げる。
- ロ 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る積立率を収入金額 100 億円以下の部分にあっては 100 分の 20 (現行 100 分の 23)に、収入金額 100 億円超の部分にあっては 100 分の 10 (現行 100 分の 15)にそれぞれ引き下げる。
- 八 情報処理システムの企画等の役務の開発に要する費用に係る積立率を 100 分の 7 (現行 100 分の 9 ) に引き下げる。
- 二 データベースの構成に要する費用に係る積立率を収入金額 100 億円超の部分にあっては、100 分の 6 (現行 100 分の 8) に引き下げる。
- ホ 統合情報処理システムサービスの補修費用に係る積立限度額を年 5 億円(現行年 10 億円)に引き下げる。

異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。

- イ 火災保険等に係る異常危険準備金について、洗替保証限度額を現行の当年度保険料の 100 分の 34 相当額から、平成 14 年度にあっては 100 分の 32 相当額に、平成 15 年度にあっては 100 分の 30 相当額に引き下げる。
- 口 船舶保険等に係る異常危険準備金及び原子力保険に係る異常危険準備金について、 準備金の積立て後10年を経過したものについては益金の額に算入する。 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から次に掲げ

る業務に充てるための負担金を除外する。

- イ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の基本構想に係る生 涯学習の機会の提供に必要な一定の業務
- ロ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の振興財団が行う特定 施設の整備事業に必要な一定の業務等
- ハ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区の 施設整備に関する業務

#### (3)登録免許税の特例

国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適 用対象から次の登記を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- イ 農地法第36条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記
- ロ 農地法第 61 条の規定による土地の売渡しを受けた場合の所有権の保存登記及び移 転登記

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5(現行1,000分の1)に引き上げる。

農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の 所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

- イ 漁業協同組合が、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、水産業協 同組合法の規定に基づき漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、 税率を 1,000 分の 6 (本則 1,000 分の 50)等に軽減する措置を加える。
- ロ 森林組合が森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合 の軽減措置を廃止する。
- ハ 農業共済組合が農業災害補償法の規定により農業共済組合連合会の権利義務を包括 承継した場合の軽減措置の適用期限を2年延長する。

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税 の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

- イ 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に 再譲渡する場合の軽減措置について、経過措置の一部を見直した上、その適用期限を 1年延長する。
- ロ 事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の1.5(現行1,000分の1)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登 記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象者の範囲を見直した上、そ の適用期限を1年延長する。

特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記等に 対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

- イ 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。
- 口 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の軽減措置について、適用 対象となる施設の範囲から、一定の漁港施設を除外する。

民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税 措置を1,000分の6(本則1,000分の50)の税率による軽減措置に改組した上、その適 用期限を3年延長する。

不動産特定共同事業の事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象から任意組合型の契約に係る事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録 免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

- イ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法 律に規定する認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の軽減措置について、 適用対象となる施設等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 新事業創出促進法に規定する認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得 した場合の軽減措置を廃止する。

(4) 工業等開発地区内の農用地等を譲渡した場合の800万円特別控除、工業等開発地区への 事業用資産の買換え特例、特定事業所に係る海外投資等損失準備金、沖縄の旧中小企業近 代化促進法に係る措置等について、廃止する。

#### 3 適用期限の延長

(1) 次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業に基づき、旅客鉄道株式会社等が交換により取得した建物に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税

旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税

- (2) 暇利用施設の特別償却制度について、基本構想の変更同意期限を2年延長する。
- (3) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。
- (5) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

航空機の特別償却

特定都市鉄道整備準備金

ガス熱量変更準備金

特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例

農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許 税の税率の軽減

卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税

特定の国産石油製品に係る石油税の還付

約束手形に係る印紙税の税率等の特例(コマーシャル・ペーパーの税率の軽減)

(6) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

清酒等に係る酒税の税率の特例

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

## 六 その他

- 1 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される退所者給与金については、所得税を課さないこととする。
- 2 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫 補助金等の範囲に次に掲げる助成金等を加える。
- (1) 電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金
- (2) 農畜産業振興事業団法附則第 11 条第 1 項の砂糖生産振興資金を活用して行う事業に基づく農畜産業振興事業団の助成金
- (3) 産業技術力強化法に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で高効率次世

代半導体製造システム技術開発補助事業等に係るもの

- 3 非居住者又は外国法人が匿名組合契約に基づいて支払を受ける利益の分配について、国内 の事業者が 10 人未満の匿名組合員と匿名組合契約を締結している場合における利益の分配 を、源泉徴収の対象とする。
  - (注)上記の改正は、平成14年4月1日以後に支払われる利益の分配について適用する。
- 4 外国税額控除制度について、外国法人税又は外国所得税が控除対象とされない通常行われ ない取引の範囲に、債権譲渡を利用した租税回避取引を加える等所要の整備を行う。
- 5 簡易な簿記の方法により記録している者に係る青色申告特別控除の特例の適用期限を3年 延長する。
- 6 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を3年延長する。
- 7 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の適用期限を3年延長する。
- 8 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税について、税率の特例措置を講ずる。
- 9 揮発油税及び地方道路税の免税対象となる灯油の規格のうち、初留温度を 140 度(現行 145 度)に引き下げる。
- 10 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の対象範囲に、ポリビニルエーテルの製造のためビニルエーテルの重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 11 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

## (別表)

# 平成 14 年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1.連結納税制度		
(1)連結納税制度の創設	7,980	5,680
(2)連結納税制度の仕組みの中での措置		
連結付加税の導入	+1,030	+ 730
連結子会社の連結前欠損金の持込み制限	+ 480	+ 170
創設当初の加入子会社等の適用時期の特例	+2,110	+ 1,500
(小計 + + )	(+3,620)	(+2,400)
(3)課税ベースの見直し		
受取配当の益金不算入制度の見直し	+ 820	+ 610
退職給与引当金制度の廃止	+3,240	+2,350
旧特別修繕引当金制度の廃止	+ 110	+ 110
(小計 + + )	(+4,170)	(+3,070)
計	190	10
2.中小企業関係税制		
(1)同族会社の留保金課税の軽減	100	40
(2)交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ	130	40
(3)取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の創設	40	20
計	270	100
3. その他		
(1)企業関係租税特別措置の改正	+ 190	+ 180
(2)その他	100	40
計	+ 90	+ 140
合 計	370	170

- (注) 1. 連結納税制度の創設に伴う税収減については、「3.その他 (1)企業関係租税特別措置の改正」による増収も含めると、平年度 0 億円、初年度▲30 億円の減収と見込まれる。
  - 2. 連結納税制度は、平成 14 年 4 月 1 日以後に開始し、かつ、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用することとしているため、初年度の計数は平 成 15 年 3 月期決算法人に係る減収額を計上した。なお、連結納税制度の創設に よる減収額の初年度(▲5,680 億円)と平年度(▲7,980 億円)の計数の差額分 (▲2,300 億円)の影響は翌年度に生ずる。

## (備考) 上表のほか、

- 1. 中小企業投資促進税制の延長等による減収額は、平年度 ▲ 1,570 億円、初年度 ▲ 1,000 億円と見込まれる。
- 2. 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組は平成18年1月1日から適用されるものであり、当面の税収には影響しない。改組後の増収額については、平成18年1月1日以降長期間をかけて段階的に平年度化していくものであり、また、将来の金利動向等に左右されるため、現時点で確定的に見込むことは困難である。

# 別紙 連結納税制度

#### 1 基本的な仕組み

#### (1) 適用法人

連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社(100%子会社に該当するものを除く。)と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人(100%子会社)とする。

なお、親会社は普通法人と協同組合等に、100%子会社は普通法人に限る。

従業員持株会の株式及びストック・オプションにより取得された株式のうち、一定のものについては、上記の保有割合の判定から除外する。

# (2) 適用方法

連結納税制度を適用しようとするときは、その適用しようとする事業年度開始の日の前日から起算して6月前の日までに親会社及びそのすべての100%子会社の連名で承認申請書を国税庁長官に提出し、その承認を受ける。

その承認申請書の提出後、連結納税制度を適用しようとする事業年度開始の日の前日までに承認又は却下の処分がなかった場合には、その前日に承認があったものとみなす。

上記の承認申請書の提出期限は、親会社の設立事業年度から連結納税制度を適用しようとするときはその設立の日から起算して1月を経過する日と設立事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とし、設立事業年度の翌事業年度から連結納税制度を適用しようとするときは設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から起算して5月前の日とのいずれか早い日とすることができる。この場合、その承認申請につき承認又は却下の処分がなかったときのみなし承認の日は、その承認申請の日の翌日から起算して5月を経過する日とする。

なお、この特例の適用を受ける場合には、その資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある 100%子会社について、翌連結事業年度開始の日に連結グループに加入したものとする等の措置を講ずる。

連結納税制度の適用の取りやめは、やむを得ない事由がある場合に限るものとし、事前に国税庁長官の承認を受ける。

## (3)納税主体

親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。

連結納税制度の適用を受けた 100%子会社は、連結所得に対する法人税について連帯納付責任を負う。

連結納税制度の適用を受けた 100%子会社は、連結所得の個別帰属額等を記載した書類 を税務署に提出する。

#### (4)連結事業年度

連結事業年度は、親会社の事業年度に合わせたものとする。

## (5) 連結所得金額及び連結税額の計算

連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み

イ 連結所得金額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、これに所要の調整

を加えた上で、連結グループを一体として計算する。

- 口 連結税額は、連結所得金額に税率を乗じた金額から各種の税額控除を行って計算する。
- ハ 連結所得金額及び連結税額の計算の過程においては、所要の調整を行った結果算出される金額等を連結グループ内の各法人に合理的な基準により配分する。
- 二 連結税額については、連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基礎として計算される金額を基にして配分する。

連結グループ内の法人間の取引

- イ 連結グループ内の法人間の資産等の取引は、原則どおり時価により行う。
- ロ 連結グループ内の法人間で固定資産、土地等、金銭債権、有価証券(売買目的有価証券を除く。)又は繰延資産(これらの資産のうちその帳簿価額が1,000万円未満のものを除く。)の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転、連結グループ内での費用化等の時に、その移転を行った法人において計上する。

なお、この場合、減価償却資産、有価証券及び繰延資産に係る譲渡損益については、 簡便法により計上を行うことができる。

ハ 連結グループ内の法人間の寄附金については、その全額を損金不算入とする。

利益・損失の二重計上の防止

連結納税制度の適用を受けている 100%子会社(以下「連結子会社」という。)の株式を譲渡する場合、連結納税制度の適用を取りやめる場合等には、その譲渡等の時において、その連結子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。

#### 連結欠損金額

- イ 連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
- ロ 連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額については、次に掲げるものに限り、連 結納税制度の下で繰越控除する。
  - (イ) 親会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額
  - (I) その適用開始前5年以内に行われた株式移転により設立された親会社がその株式 移転に係る完全子会社であった連結子会社の株式の全部をその株式移転の日から継続 して保有している場合のその連結子会社のその適用開始前5年以内に生じた欠損金額 又は連結欠損金額の個別帰属額
- ハ 連結納税制度の適用を取りやめる場合、連結子会社が連結グループから離脱する場合等には、連結欠損金額の個別帰属額をその取りやめる親会社若しくは連結子会社又は離脱する連結子会社に引き継ぐ。

## 税率

連結所得に対する法人税の税率は、次のとおりとする。ただし、 2 年間の措置として、 平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に開始する連結事業年度については、 次の税率 (注書きに掲げる税率を含む。) に 2 %を上乗せする。

- イ 親会社が普通法人である場合の税率 30%
- ロ 親会社が中小法人である場合の軽減税率(年800万円以下の部分) 22%
- ハ 親会社が協同組合等である場合の軽減税率 23%
  - (注)1 親会社が特定の医療法人である場合の軽減税率は、23%とする。
    - 2 親会社が特定の協同組合等に該当する場合の年 10 億円を超える部分に対

する税率は、26%とする。

(6) 申告納付期限

連結税額の申告納付は、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に行う。 連結申告については、2月の申告期限延長の特例を設ける。

- (7) 連結納税制度の適用開始・連結グループへの加入・連結グループからの離脱 連結納税制度の適用開始
  - イ 連結納税制度の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を 設け、適用開始前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度 の下で申告納付を行い、適用開始以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を 行う。
  - 口 連結納税制度の適用を受ける法人の資産(固定資産、土地等、金銭債権、有価証券(売買目的有価証券を除く。)又は繰延資産(これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。)とする。口及び ハにおいて同じ。)については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行わない。
    - (1) 親会社
    - (ロ) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式移転により設立され、かつ、親会社がその株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式移転に係る完全子会社であった100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
    - (川) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日まで継続して100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
    - (二) 親会社又はその100%子会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日の前日までの間に100%子会社を設立し、かつ、親会社がその設立の日からその開始の日まで継続してその100%子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその100%子会社
    - (赤) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に 適格合併、合併類似適格分割型分割又は株式移転により法人(被合併法人、分割法人 又は完全子会社がその5年前の日(その被合併法人、分割法人又は完全子会社がその 5年前の日からその合併の日の前日、分割の日の前日又は株式移転の日までの間に設 立した100%子会社については、その設立の日)からその合併の日の前日、分割の日 の前日又は株式移転の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた 法人に限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、親会社がその 合併、分割又は株式移転の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又 は間接に保有していた場合のその法人
    - (A) 最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に、法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその100%子会社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社若しくはその

100%子会社による買取りにより、親会社がその法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、これらの事由が生じた日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合のその法人

- (ト) 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日からその開始の日までの間に株式交換により法人(完全子会社とその完全子会社がその5年前の日(その完全子会社がその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)からその株式交換の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、株式交換の日からその開始の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた場合で、次の要件を満たすときのその法人
  - (i) 直前の事業年度終了の時において、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、最初の連結事業年度開始の日以後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。
  - (ii) その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。
  - (iii) 直前の事業年度終了の時において、親会社が継続してその法人の株式の全部を 直接又は間接に保有することが見込まれていること。
  - (iv) 法人税を免れる目的でその法人を 100%子会社としたものでないことが明らかであること。

## 連結グループへの加入

- イ 連結グループに加入する法人( において「加入法人」という。)について、その加入の前後でみなし事業年度を設け、加入前の期間については単体納税制度又は他の連結グループの連結納税制度の下で申告納付を行い、加入以後の期間については連結納税制度の下で申告納付を行う。
- ロ 加入法人の決算日及びその加入の日が親会社の決算日の前後1月以内となっている場合には、加入法人について、みなし事業年度の特例を設ける。
- ハ 加入法人の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益を 計上する。ただし、次の法人については、資産の時価評価による評価損益の計上を行 わない。
  - (イ) 親会社又は連結子会社が 100%子会社を設立した場合のその 100%子会社
  - (ロ) 親会社が適格合併等(適格合併又は合併類似適格分割型分割をいう。)により法人(被合併法人又は分割法人が適格合併等の日の5年前の日(その被合併法人又は分割法人がその5年前の日から適格合併等の日の前日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から適格合併等の日の前日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人に限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合のその法人
  - (ハ) 法人の株主の有するその法人の端株のその法人、親会社若しくはその 100%子会 社による買取りその他これに類する買取り又は法人の株主が法令の規定によりその 有するその法人の株式の保有を制限されたことに伴うその株式のその法人、親会社

若しくはその 100%子会社による買取りにより、親会社がその法人の株式の全部を 直接又は間接に有することとなった場合のその法人

- (二) 親会社が株式交換により法人(完全子会社とその完全子会社が株式交換の日の5年前の日(その完全子会社がその5年前の日から株式交換の日までの間に設立した100%子会社については、その設立の日)から株式交換の日まで継続してその株式の全部を直接又は間接に保有していた法人とに限る。)の株式の全部を直接又は間接に有することとなった場合で、次の要件を満たすときのその法人
  - (i) 株式交換の時において、その法人の資産(棚卸資産、法令の規定により保有を制限されることとなるもの及びこれに類するものを除く。)の全部につき、株式交換の後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと。
  - (ii) その法人の資産について、直前の事業年度の法人税の申告期限までに、そのすべての明細を税務署に届け出ていること。
- (iii) 株式交換の時において、親会社が継続してその法人の株式の全部を直接又は間接に保有することが見込まれていること。
- (iv) 法人税を免れる目的でその法人を 100%子会社としたものでないことが明らかであること。

# 連結グループからの離脱

- イ 連結事業年度の中途で連結グループから離脱する連結子会社については、その離脱 した日の属する連結事業年度開始の日に離脱したものとみなす。
- ロ 連結グループから離脱した法人については、5年間再加入を認めない。 その他

連結納税制度の適用開始前又は連結グループへの加入前の長期割賦販売等に係る損益で繰り延べているもの(1,000万円未満のものを除く。)及び特定資産の買換え等に係る特別勘定の金額(1,000万円未満のものを除く。)については、その法人(上記 ロ又は八の時価評価の適用除外となる法人に該当するものを除く。)の直前の事業年度において、その繰り延べている損益の計上又はその特別勘定の金額の取崩しを行う。

- 184	-
-------	---